

検 証 報 告 書

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会

目 次

はじめに

第1章	事案発生と検証委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1	事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	本生徒の属性	
2	転落死の概要	
第2	検証委員会の設置と活動・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	検証委員会の設置	
2	検証委員会の活動	
3	検証の目的と検証方法	
第2章	認められた事実・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1	校区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	学区の状況	
2	学校の状況	
3	生徒の教育環境	
4	本校生徒、特に2年生の状況	
5	本校教員の状況	
6	学校生活についての生徒の意識	
第2	本生徒の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	家族の状況と家族から見た本生徒の様子	
2	本生徒の特徴	
第3	事案発生に至る経緯と状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	小学校時代	
2	中学入学と学級編成	
3	中学1年時	
(1)	1学年の教員体制	
(2)	クラスでの様子	
(3)	提出物忘れ	
(4)	ソフトテニス部での様子	
4	2学年進級時と学級編成	
5	中学2年時（クラス・ソフトテニス部）	
(1)	2学年の教員体制	
(2)	本生徒の担任の状況	
(3)	7月9日までの本生徒に関する出来事と本生徒の様子	
1)	学級内での出来事と本生徒の様子	
2)	部活内での出来事と本生徒の様子	
3)	提出物忘れに関する出来事と本生徒の様子	
(4)	7月10日の本生徒に関する出来事と本生徒の様子	
1)	朝から4時限目まで	
2)	4時限目終了後の3人のやり取りと担任の発言	
3)	「意気込み」を書く紙を取りに来なかったこと	
4)	下校以後	
5)	「転落死」と犯罪性の有無	

第3章 自死に関わる要因と自死に至る経緯・・・・・・・・・・ 23

第1 苦痛の蓄積と自死・・・・・・・・・・ 23

1 本生徒にとっての苦痛

- (1) 提出物忘れと嘘
- (2) 学級での出来事
- (3) ソフトテニス部での出来事

2 直前の苦痛

- (1) 提出物忘れと指導
- (2) 前日の部活動での出来事
- (3) 当日4時限目から帰りの会にかけての出来事

3 限度を超えた苦痛と自死

第2 直前の積極的行動の意味・・・・・・・・・・ 25

第3 本生徒が書き遺したもの・・・・・・・・・・ 26

第4章 要因の背景事情と問題点・・・・・・・・・・ 27

第1 学校の状況・・・・・・・・・・ 27

1 生徒理解と生徒指導

- (1) 生徒と教師の相互理解
- (2) 生徒指導連携

2 「うざい」「きもい」「死ね」の日常化

3 「いじめ」に対する理解

- (1) 本校の状況を論じる前に
 - 1) 「いじめ」の本質
 - 2) 本事案での「いじめ」認定
- (2) 「いじめ」についての生徒の意識
- (3) 本校の「いじめ」の認知件数から分かること
- (4) 教師の「いじめ」理解
 - 1) 生徒の心理・心情に対する理解
 - 2) 「いじめ」の構造についての理解
 - 3) 「いじめ」防止における教師・生徒の相互信頼

4 提出物忘れと評価

- (1) 学校の考えや方針
- (2) 評価に当たる教師の受け止め
- (3) 評価に対する生徒の受け止め

5 部活動の問題

- (1) 部活動の教育的意義と位置付け
- (2) 指導上の問題点

6 学校経営の問題

- (1) 学校経営における校長の役割
- (2) 本校における状況

7 スクールカウンセラーの活用

- (1) 名古屋市におけるスクールカウンセラーの配置状況
- (2) 本校におけるスクールカウンセラーの活用
 - 1) 相談活動

2)	校務分掌上の位置づけ	
3)	スクールカウンセラーの活動分類と本校における活用	
第2	本生徒の理解と対応	37
1	本生徒の対人関係上の特性に基づく言動と周囲の理解	
2	提出物忘れの理解と対応	
3	B・Cとの関係の理解と対応	
第5章	事後対応について	40
第1	取り組み	40
1	事案発生から1学期終業式までの取り組み	
(1)	学校・市教委の対応	
(2)	学級・部活動の対応	
2	夏季休業中の取り組み	
(1)	学校・市教委の対応	
(2)	学級・部活動の対応	
3	2学期の取り組み	
(1)	学校・市教委の取り組み	
(2)	学級・部活動の対応	
4	検証委員会の取り組みについて	
第2	まとめと考察	45
1	学校・市教委の対応について	
2	学級・部活動の対応について	
3	検証委員会の対応について	
第6章	提言	48
第1	学校の使命と教師の覚悟	48
第2	「いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止対策委員会(仮称)」への要望	48
1	「名古屋市いじめ防止基本方針」策定にあたっての要望	
(1)	「名古屋市いじめ防止基本方針」策定への子どもの参加	
(2)	「なごや子ども条例」の理念と子どもの権利の尊重	
(3)	「いじめ」防止活動等における子どもの主体的参加	
(4)	全ての子どもへの支援	
2	「本校いじめ防止基本方針」策定にあたっての要望	
(1)	教職員が本事案について主体的に考え・学ぶこと	
(2)	本事案について生徒とともに考え・学ぶこと	
(3)	「本校いじめ防止基本方針」策定への生徒参加	
(4)	本事案を忘れないことの明文化	
3	本校の「いじめ防止対策委員会」(仮称)設置にあたっての要望	
(1)	スクールカウンセラーの参加	
(2)	「いじめ防止活動」関連事項への生徒参加	
第3	いじめ防止の取り組み	51
第4	包括的心の健康教育の推進	52
1	法整備との関連	
(1)	いじめ防止対策推進法における取扱い	
(2)	「いじめの防止等のための基本的な方針」における取扱い	

(3) 「学校いじめ対応のポイント」における取扱い	
2 包括的心の健康教育といじめ防止教育	
(1) 基礎的対人スキルアップ学習	
(2) いじめ防止と基礎的な対人スキル	
(3) いじめ防止に特化した教育	
(4) 自殺予防教育	
第5 スクールカウンセラーの多面的な活用・・・・・・・・・・	55
1 予防啓発的活動から、問題対応まで	
2 生徒への直接的支援から学校全体への支援まで	
3 スクールカウンセラーの常勤化への期待	
(1) 校務分掌上の位置づけの明確化	
(2) 常勤化による多面的な活動展開の可能性	
(3) 常勤カウンセラーの活用による教師のエンパワメント	
第6 地域での学習支援・・・・・・・・・・	57
第7 中学校2年生の35人学級編制の早期実現・・・・・・・・	58
1 少人数学級実現の経緯	
2 少人数学級の成果	
3 本校の状況	

おわりに

- 別紙1 事実経過一覧
- 別紙2 部活動での「いじめ」
- 別紙3 事後対応経過一覧

- 資料1 名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則
- 資料2 名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会運営規程
- 資料3 検証委員・専門調査員名簿
- 資料4 検証委員会の活動一覧
- 資料5 学校アンケート調査結果
- 資料6 本生徒が書き遺した内容
- 資料7 スクールカウンセラー活用事業実施基準

検証委員会から生徒の皆さんへのメッセージ

はじめに

2013年7月10日、将来への夢と希望を持って学校生活を頑張っていた少年が、絶望の結果、自ら命を断った。この現実を厳粛に受け止め、なぜ彼が学校生活にピリオドを打ち、深く愛されていた家族とも別れて、人生を終える決意をせざるを得なかったかを検証し、彼が求めていた援助と必要な手当てを究明するために、本検証委員会が設置された。

そのために、本検証委員会は可能な限り正確な事実を収集し、そこから問題点を抽出し、考えられる必要な提言を示すことに努力した。その作業は、2013年8月から2014年3月までの8ヶ月にわたり、検証委員会の開催は20回を数えた。この間、彼のご遺族、クラスメイト、部活動の仲間、当該中学の教職員、生徒並びに保護者、教育委員会と多くの方々の積極的なご協力を得た。

本報告書に異例ともいえる彼の遺書の掲載は、ご遺族の彼への深い思いから、社会への彼の積極的メッセージとして受け止められ、公開の決断をなされた。

このご遺族の決断を尊重し、その扱いについては慎重な対応をお願いしたい。

また、本報告書は聴き取りの面接調査、アンケート調査の結果をプライバシー保護に配慮しながらも、可能な限り正確に得られた事実を掲載した。それは厳正な事実に基づく問題点の指摘のために、根拠となる情報を正確に示すために必要な扱いと考えた検証委員会の姿勢の表れである。この趣旨をご理解いただき、この情報についても慎重な扱いをお願いしたい。

さらに、本報告書には委員会からの生徒の皆さんへのメッセージを入れた。彼の死はご遺族や当該校の教職員のみならず生徒の皆さんにも大きな衝撃を受けたことと思う。その生徒の皆さんがこれから生きていく上で、このメッセージが少しでも心の糧になればさいわいである。

最後に、この少年の自死の持つ意味を真摯に理解し、彼が残した私たちへのメッセージを深く汲み取っていただきたい。そのために、この報告書を用いて広く学習活動がなされることを強く期待する。

第1章 事案発生と検証委員会の設置

第1 事案の概要

1 本生徒の属性

7月10日に尊い命を絶った名古屋市立X中学校（以下「本校」という）2年生の本生徒（必要に応じAという場合もある）は、平成12年1月生まれで、両親と6歳上の姉・3歳上の兄の5人家族であった。家族は、平成5年に名古屋市南区内に転入し、以降、Y小学校の校区内に居住していた。

本生徒は、名古屋市立Y小学校を卒業後、本校に入学し、平成25年7月10日現在、2年生であり、ソフトテニス部に所属していた。

なお、本校は、Y小学校とZ小学校を校区に持ち、平成25年度は、5月1日当時の生徒総数552人（1年：普通学級5クラスの総数172人と特別支援学級の4人、2年：普通学級5クラスの総数181人と特別支援学級の1人、3年：普通学級5クラスの総数192人と特別支援学級の2人）、教員総数35人（拠点校指導員1人、常勤講師3人と非常勤講師3人を含む）である。

平成25年7月10日当時の本生徒が属していた2年のクラスは、男子17人、女子19人の合計36人である。

なお、本生徒は、ソフトテニス部に1年時から所属していた。平成25年7月10日当時の同部員は、3年男子10人・女子14人、2年男子14人（内本生徒を含め本生徒と同じクラスの生徒4人）・女子1人（本生徒と同じクラスの生徒）、1年男子7人・女子9人の合計55人である。（2年女子部員は、1年当初は多数いたが、その後退部して、1年の夏休み明けには1人だけとなった。）

2 転落死の概要

平成25年7月10日（水）、当日は、その日午後から始まる教育相談が予定されており、授業は午前中で終わった。本生徒は、当日、教育相談は予定されておらず、帰宅後昼食をとった後、ソフトテニス部の練習のため再登校することが予定されていた。

ところが、本生徒は、帰宅後（母親はパートで働いており自宅では本生徒一人であった）、母親が用意していた昼食をとった後、部活動の服装ではなく制服姿のまま自宅を出た。教育相談に行く同級生が14時35分ごろY小学校の脇道で本生徒に出会っており、その後、14時45分ごろ、本生徒が以前居住していた自宅近くのマンション入り口階段の防犯カメラが、本生徒がマンションに入っていく姿をとらえていた。また、同カメラには他の人の姿は写っていなかった。

その後、マンション管理の清掃の人が、15時10分ごろに、本生徒がマンション下に倒れているのを発見し、警察に通報した。なお、警察の調べによれば、本生徒は、同マンションの11階から転落し、1階の同生徒が以前住んでいた居室前辺りに落ちたという。

母親は、15時半より少し前に本生徒の自室で、本生徒筆跡の自死を示唆するノートに書いたメモを見つけ、それを持参して15時ごろ学校を訪れた。同じ頃、地域住民から「生徒らしき子がマンションから落ちたらしい。」との電話通報があり、母親と学校関係者が現場に駆けつけ、本生徒であることを確認した。

本生徒は、救急隊により15時39分に病院に搬送され、同日17時、病院で死亡が確認された。

第2 検証委員会の設置と活動

1 検証委員会の設置

名古屋市の「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則」（名古屋市規則86号、以下「規則」という。資料1）により、本生徒の転落死についての検証及び再発防止の検討を行い、その結果を市長に報告することを目的として、同年8月1日に、名古屋市長の下に「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員」（地方自治法第174条第1項の規定を根拠としている）が設置された。

検証委員として6名が市長により委嘱され、6名の検証委員からなる検証委員会が組織され、「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会運営規程」（資料2）によって、検証委員会に専門調査員（4名）が置かれた。

検証委員と専門調査員は、「委員・専門調査員名簿」（資料3）の通りである。なお、規則により、検証委員会の庶務は教育委員会事務局総務部総務課に置かれた。

2 検証委員会の活動

検証委員会の活動は、「活動一覧」（資料4）のとおりである。

本校及び名古屋市教育委員会（以下、市教委という）から提供を受けた資料は極めて多数に及ぶ。

検証委員会委員が聴き取りをした生徒は、本生徒と同じクラスの生徒（20人）・2年の他クラス生徒（3人）・ソフトテニス部生徒（35人）で、ソフトテニス部の4人は本生徒と同じクラスの生徒なので、実質総数は54人である。なお、生徒聴き取りの内20人については保護者が立会ったので、一部保護者からの話も聴くことができた。なお、後に述べる本生徒と2年時同じクラスのBとCは、検証委員会の聴き取りの応諾が得られなかったもので、直接聴き取ることはできなかった。

同じく聴き取りをした教師は、小学校6年時・中学1年時・2年時の各担任、スクールカウンセラーを含む総数33人である。

教育委員会については、学校教育部長・指導室長・指導主事4人の合計6人からの聴き取りを実施した。

また、本生徒の遺族からの聴き取りを2回実施した。

検証委員会が実施した全校生徒と教職員対象のアンケートでは、生徒377人（全校生徒数547人）、教職員34人（2年時の本生徒の担任を含む）から回答を得た。

検証委員会は、生徒聴き取りの多くが学校内で行われたので、その際に学校内を見たほか、2月には委員長他委員や専門調査員が学校を訪問して、授業や休憩時間での生徒や教師の対応の様子を視察した。

なお、専門調査員は、検証委員会から命じられた資料の整理やアンケートの結果の集計・分析及び聴き取り調査に立会して聴取内容の全委員への原則即日報告、学校視察への参加などの諸活動をした。

3 検証の目的と検証方法

検証委員会としては、本件転落死についての検証と再発防止の方策を検討するにあたり、誰彼の責任を追及するのではなく、何よりも、子どもたちの健やかな成長を至上のこととして、再発防止のために何をなすべきかの視点から検証すること、また、学校を信頼して我が子の教育を学校に負託している保護者の視点、とりわけ遺族の視点を大切

にすることを互いに確認した。

意義ある再発防止策を策定するためには、転落死に至った経緯とその要因並びに背景を明らかにすることが必要である。そのため、事実調査を徹底して事実に基づいた分析・検討をすることを共通の認識とした。

また、第三者性を重視して中立・公正な活動に取り組んだ。

事実調査については、学校や市教委に関連資料の提供を求め、それら資料の正確性も可能な限り検証し、且つ、既述のとおり、検証委員会独自の調査（アンケート・聴き取り・学校現場の視察）を実施した。

なお、アンケート及び生徒聴き取りの実施に際しては、諸々の配慮をした。すなわち、生徒アンケートや聴き取りのお願い文書は学校を通じて配布したが、回収はすべて封筒に入れたままで直接検証委員会が受領する取扱いにした。生徒聴き取り場所については生徒・保護者の希望を容れ、学校以外の場所でも実施した。

また、生徒・教師共に、聴き取った内容やアンケートの回答内容については、誰の申述・回答か氏名が特定されない取り扱いをすることを約束したうえで実施した。従って、検証委員による聴き取りには、市教委事務局は立ち会わず、専門調査員のみが立ち会い、アンケートの集計も専門調査員が行った。

なお、本件では、愛知県警が、事件性があるかどうか検討するため、7月11日から22日の間に、2年時担任・2年時同級生徒（BとCを含む31人）と一部他クラス生徒・ソフトテニス部男子生徒・教科担当教師・遺族などから聴き取りをしており、それらも今回の検討にあたり参考にした。

以上の調査により判明した事実を基に、各委員の専門性を生かして、分析・検討を行った。

第2章 認められた事実

検証委員会の調査によって判明した事実は以下の通りである。

第1 校区の概要

1 学区の状況

学区のある南区は、1959年の伊勢湾台風で大きな被害を受けて以降、鉄鋼・金属・機械・化学などの工業地帯として発展してきた。学区は、概して中小企業が多く、町工場と住宅地、商業地が混在する典型的な大都市圏の下町地区といえる。

産業構造の変化によって退去した工場跡地に、市営住宅・県営住宅・マンションが建設されてきたが、それも老朽化に伴って建て替え計画が進んでいる。

学区人口は、19,730人（H24.4.1調査）で、人口密度は12,038人と非常に高い。

学区の諸団体は、2人の区政協力委員長を中心に、学校に対して極めて協力的で、地域主催による様々な行事を行っている。

2 学校の状況

学校は、東西から学区を挟むようにして山崎川・堀川が流れ、並行して国道1号・国道247号が通っている。

さらに、その内側を画すように東海道本線・東海道新幹線・名鉄常滑線が通っている。学校から100m強の所を、東海道新幹線が通るため、騒音の影響はほとんどないが、校舎には冷暖房が完備されている。

校舎は、築40年以上経過しているものが多いため、老朽化が目立っている。そのため、今年度夏季休業に入ると同時に、南校舎の大規模改造工事が始まり、2学期からは、運動場に建設されたプレハブ2階建て校舎で授業が行われている。こうした工事日程の関係で、本来2学期に実施してきた学校行事が前倒しになり、格別慌ただしく余裕のない1学期を余儀なくされていた。

3 生徒の教育環境

全国的に家庭の教育力の低下が指摘されている。本校区においては十分な人間関係を築くことがたいへん難しい家庭状況も見受けられる。

経済的基盤が安定せず、家族のつながりを継続的・安定的に維持することが不十分な幼児・児童期を過ごす生徒もいる。学校は、こうした生徒に対して、基本的生活習慣や学習習慣の定着を図るために懸命な働きかけをしなければならない状況もある。

4 本校生徒、特に2年生の状況

本校の生徒は、基本的には、素直で人懐こい生徒が多く、教師に構って欲しいと甘える生徒が少なくない。また、基本的生活習慣や基礎学力がついていない生徒も少なからずいる。言葉での表現が苦手であまり自分の気持ちを伝えられない生徒、感情のコントロールが適切にできない生徒もいる。

2年になると学校生活に対する慣れもあり全体に落ち着きがなくなり、3年になると受験もあって落ち着いてくるとよく言われる。しかし、本生徒が属している2年は、小学校の4、5年の時に学級崩壊状態だった学年であり、一般的に落ち着きがなくなるといふレベルを超えて指導に格別なエネルギーを要する学年である。

すなわち、授業が始まっても教室に入らない、授業中教室から出て行く、授業中も廊下で大声を出すような一部生徒がおり、また、教室内に居ても教師に対して面白がって不真面目な屁理屈を言い返して授業を妨害する生徒もいる。

本生徒のクラスは、ここまでの生徒はほとんどおらず、他クラスよりも授業がやりやすいというのが本校教師の共通認識である。しかし、本生徒のクラスも含め2年全体が、授業中でも平気で声を落とさず互いに私語をする、落書きや他ごとをして遊ぶ生徒は少なくないし、机に伏して眠っている生徒もかなりおり、授業に集中して学ぼうという姿勢の生徒の方が少数というのが、実情である。

5 本校教員の状況

比較的短期間での異動が多く、本校での経験年数は短い。

平成25年7月10日現在、非常勤講師3人と拠点校指導員1人を含めて教員総数は35人である。

<年齢>

20代	8人
30代	13人
40代	5人
50代	8人
60代	1人（再任用）

<本校での年数>

1年目	9人
2年目	10人
3年目	5人
4年目以上	11人

本校では、生徒の状況を踏まえ、授業妨害の行動に対してはその場で個別指導している。そのために、学年を超えて、授業の無い時間も教師が廊下に張り付き、教室に入らない生徒を教室に入れ、従わない生徒は別室指導に連れて行くなどしており（別室指導となると、対象生徒と同数の教師とそれに加えて連絡対応のためにさらに1人の教師が必要となる）、さらに、必要に応じて、教室に入って授業妨害になる問題行動をする生徒に注意するなどしている。

なお、本校では、手におえない生徒に対しても粘り強く時間をかけて指導している。

ところで、授業妨害をする生徒や机に伏して眠っている生徒のかなり多くが学力的に授業についていけない生徒であると思われる。それら生徒に対して、当該教科担当はもとより、応援に入る教師も、授業中に授業内容を理解させるための個別指導をするまでの余裕は無く、授業終了後に残して個別に教えるしかないというのが実情である。

その他、上記対応以外にも、いろいろな生徒の問題行動その他で緊急に対応しなければならないことも多い。

やっと自分の仕事ができるのは部活終了後の午後6時ごろからであり、多くの教師が夜遅くまで学校で仕事をしているというのが常態である。しかも、部によっては土・日も活動があり（本生徒が所属していたソフトテニス部は、毎週土・日練習があった。）、教師によってはほとんど休みもないという状態である。

このように、毎日が生徒の問題行動への対応に追われており、徒労感を感じている教師が少なくないと思われるが、どの教師も力の限り頑張っている。

6 学校生活についての生徒の意識

本校生徒が、本校での学校生活をどのように受け止められているかについて、学校生活アンケートから見てみよう。

学校から資料提供を受けた平成22～24年度アンケート調査結果（資料5）によれば、「中学生生活は楽しくためになっているか」「授業は分かりやすいか」「先生は安心して過ごせる学校づくりに努めているか」「先生に悩みごとや心配事を相談しやすいか」で「よくあてはまる」と答えた生徒は少なく、平成23年度以降明らかに減っている。

また、検証委員会が実施した生徒聴き取りや生徒アンケートにおいても、授業がまともに受けられないことを訴える生徒は多く、また、いじめを含め学校で嫌なことがあって先生に相談したことがある生徒の割合は約4パーセントであり、先生に相談したことがある生徒の内今後も先生に相談するという生徒の割合は50パーセントしかない（アンケート回答総数368人、先生に相談した生徒14人、その内今後も先生に相談すると答えた生徒7人）。

第2 本生徒の状況

1 家族の状況と家族から見た本生徒の様子

本生徒は、会社員の父、専業主婦の母の下、6歳年上の姉、3歳年上の兄に続く第3子として、平成12年1月に出生した。

家族関係は良好で、子どもたちが小さい頃は家族旅行に行った先でスポーツに親しむなど、両親は家族全員で一緒に過ごす機会を大切にしていた。また、3人の子どもそれぞれの特徴を捉えた上で、学習に限らず、遊びや運動についてもできるだけ多くの体験をさせて、持てる力を最大限伸ばす機会を与えようという意向を持ってきた。

両親から見た本生徒の様子は次のようである。

幼少期から自分の関心があることには熱中するところがあった。両親が本人の好むブロックや立体的なパズル等のおもちゃを与えると、三次元の複雑な作品を作ったりしていた。姉、兄と同じ幼稚園に三年間通った。登園渋りはなく、送迎バスの中でも誰とでも話していた。直接園に迎えに行った時でも、夢中で遊んでいるようなこともあった。

人見知りはなく、必要なことがあれば、他人に対しても丁寧な言葉で臆せず要求を伝えることができた。

小学校入学後、学習面では理科、算数が得意で、文章化することは苦手であった。本は読んでも感想文が書けなかったため、テーマが出されてそれについて書くという通信教育を受けていた時期もあった。教科についてはテスト勉強しなくても問題なく理解できていた。

両親、特に母親は中学校時代には運動部で先輩後輩の関わりや、クラスの枠を超えて多くの友人と知り合う機会を子どもたちに持たせたいと考えていた。本生徒も中学入学後は、兄と同じソフトテニス部に入部するのが当然と考えていたようだった。そこで、母親は運動が得意でない本生徒のために、小学校5、6年時にソフトテニス教室や卓球教室に通わせたりした。

小さくなった靴を履き続ける、ボロボロになった筆箱を使い続けるなど、それが物として機能している限りは問題にせず、自身が困らない限り訴えないというようなところがあった。また、感じたことは相手の意向を気にせずそのまま口にするところもあった。

決まりには従わなければならないという意識が強く、学校からの指示を忠実に守ろう

とするなど、融通の利かなさが小学校高学年から目立ってきた。

小学校時代は特に忘れ物が問題になるようなことはなかったが、中学になって提出物忘れが目立ってきた。注意をするとその瞬間は覚えているが、次に何か別のことがあると、提出物の存在自体を忘れてしまうのだらうと思われた。しかし、母親は提出物を出さないと内申点が取れないということを知っていたので、厳しく指導する面はあった。特に、やっていない課題をやったと嘘をついた際には、叱責したことがあるが、親としては当然の対応である。

本生徒は、怒りなどの不快感情を表に出すことは殆どなく、むっとした表情を見せることはあっても、声を荒げるようなことは、両親との間でもきょうだいとの間でもなかった。学校で喧嘩をしたというようなことを教師に指摘されたことはなかった。

2 本生徒の特徴

家庭、学校で見られた状況から本生徒は次のような特徴を持っていたと考えられる。

(1) 知的側面・学習面

- 1) 論理的思考が優位で、理科、数学が得意
- 2) 社会や作文、感想文等文章表現が苦手

(2) 認知的側面（物事のとらえ方）

- 1) 言葉を字義通り、厳密に受け取る傾向

テニス部で「視界から消えろ」と言われて、文字通り相手の目に入らない木の陰で素振りをするなど、言葉を字義通り受け取る傾向があった。

- 2) ルール・正しいと思ったことに忠実

テニス部の練習や準備活動への真面目な参加、学級での役割の引き受け、授業中の挙手・発表など、ルールや自分が正しいと思ったことを着実に行った。授業中に他の生徒が間違った答えを言った場合に訂正をすることがあったが、自己の優秀さをひけらかす意図ではなく、間違いは正すのが当然という考えに基づくものと思われた。

- 3) 情報の同時処理（一度に複数の課題を処理すること）が苦手

課題があってやらなければならないと思っても（第一の情報）、ゲームをする（第二の情報が入る）と、第一の情報は第二の情報に上書きされて、課題の存在そのものが失われてしまうと考えられた。本生徒は課題の遂行や提出をしなければならないという思いは人一倍強い（(2) 2) の特性）にも関わらず、提出物忘れが多かった背景にはこのような情報の同時処理の苦手さがあったと考えられる。

(3) 社会的側面（対人関係）

- 1) 相手の意向には無頓着

自分が正しいと思うこと、必要だと思うことや疑問点についてはそのまま口にするため、結果として相手を不快にさせることがある。授業中に当てられた他の生徒が間違った回答をした場合、本生徒は(2) 2) の特性から、挙手して正解を答えたり、相手に間違っている理由を説明したりして、間違えた生徒の怒りを買うようなことがあった。本生徒には悪意はなかった。

- 2) 親しい友人はいる

親しい友人はいたが、中学2年のクラス替えで同じクラスにはなれなかった。

また、周囲からは関わりが多いので友人同士と見えても、本生徒に質すと「友人ではない」ということがあった。友人という関係を本生徒なりに捉えていたと思われる。

(4) 情緒面（感情面）

1) 穏やかな気質

基本的に穏やかな気質であった。

おとなしいが冗談を言う面白い面もあった。

2) 怒りなど不快感情を表に出すことがない

不快なことがあっても、せいぜいむっとするだけで、声を荒げるようなことはなかった。きょうだい間でも、友人間でも喧嘩になるようなことはなかった。

第3 事案発生に至る経緯と状況

1 小学校時代

本生徒は、Y小学校で6年間を過ごした。本生徒の学年は、4、5年の時、学級崩壊状態であった。

本生徒は、6年の時、同級の女子を含む2、3名から悪口を言われていた。しかし、それに対して、本生徒は、表面的には聞き流すようにしていた。

小学校6年の時同じクラスだった本生徒と親しい友人は、「小学校の時からからかわれていた。女子が多かった。『気持ち悪い。』とか『きもい』とか、言葉の暴力をされていたが、本生徒に『大丈夫?』と聞いても、本生徒は『大丈夫、大丈夫』と言って、気にしていない様子だった。」と述べている。母親からも「聞き流すように」と言われていた。

一方、同じクラスに親しい友人が複数名おり、いずれもおとなしい生徒たちであり、本生徒や彼らは、クラスの中でいじめられている生徒にも優しく接していた。

2 中学入学と学級編成

中学入学に際して、小学校と中学校の「小中連絡会」が持たれる。

そこでは、小学校から、入学予定児童の小学校での学習面・生活面の様子などが伝えられる。本校の場合、例年2月上旬に「小中連絡会」が持たれ、本校の教務主任及び3年の一部教師（連絡会に参加する小学校のクラス数と同数の員数）と小学校の教務主任及び6年担任全員、さらに、健康面で特別な配慮の必要な事柄について協議するため双方の養護教諭も参加している。

その後、小学校からの児童に関する個別の申し送り内容を参考に新1年生の学級編成案を協議する。

ところで、6年担任からの本生徒に関する申し送り内容としては、「いじめられ」「勉強はできる」ことのほか、同じクラスにしないよう配慮を要する生徒が複数名いるということであったので、1年の学級編成に際して考慮され、結果、それら生徒と本生徒は別のクラスとなった。

3 中学1年時

(1) 1学年の教員体制

普通学級6クラス（30人学級5クラス、31人学級1クラス）と特別支援学級（1人）で、前年度3年の学年主任（生徒指導主事）が引き続き1年の学年主任（生徒指導）となり、3年の担任の内3人が1年の学級担任となり、残り3クラスの担任は全員新しく本校に赴任した教員であった。

(2) クラスでの様子

本生徒のクラス担任（男性）は、平成23年度は3年の担任であった。

また、小学6年生の時の親しい友人や幼児期からの親しい友人とは同じクラスにならなかったが、1年のクラスでは、小学校の時から親しかった友達もおり、学校行事にも積極的に参加した。

ところで、本生徒は、**B**（**Z**小学校卒。）と初めて同じクラスになった。本生徒と**B**との関係については、仲が良いと思っていたという生徒が多い一方、何人かの生徒が「1年の時から**B**と口げんかをしていて、**A**が泣いたことが2回ほどあった。」「1年生のときから**B**などから『死ね』などと言われていた。だけど**A**はそのことを受け流していた。」「1年生から**B**とけんかしていた。」「1年生から**B**にいじられたりしていることを知っていて、テニス部の中でその話は行なっていてテニス部員はみんなそのことを知っていました。」などと7月12日の市教委の無記名生徒アンケートに書いており、検証委員会の聴き取りでも、本生徒と親しい生徒たちは「1年の時に**B**が叩いたり、からかったりしていて、**A**は、とても嫌がっていた。」「1年の時から**B**を嫌がっていて、ずっと愚痴っていた。」「『**B**から悪口を言われても俺は耐えられる。先生に言ったら何とかなっている。』と言っていた。」「先生（1年の担任）が**B**に注意するために、**B**と**A**が授業後残されていて、**A**と一緒に帰れなかったことがあった。」などと述べている。

なお、本生徒の生活ノートの「つぶやき」欄には、**B**について、「**B**が生徒手帳をとってきた。はらたつ」（4月25日）、「理科で**B**が先生を怒らせた。そのあと**B**はしゃべるのを禁止された(質問も)」（5月8日　なお、この理科の教科担当は、2年時の本生徒や**B**のクラスの担任である。）、「**B**は人にやんややんやいうくせに、同じことを言っているとすぐにキレる。どうにかならないのか」（9月13日）などの記載がある。

また、本生徒の生活ノート「つぶやき」欄には、「他にも**D**に言われています。**D**から『どれい』と言われることもある。」（9月18日）の記載があり、本生徒は、**B**以外の同級生からも嫌なことを言われていた。

1年の担任は、「いじめられ」という小学校からの申し送りもあり、本生徒の様子について注視していた。担任は、本生徒が物をとられたか何か言われたかで泣いたことがあると述べており、隣のクラスの担任だった教師（翌年の2年時の本生徒の担任）も、1年担任が事情を聞くために泣いている本生徒を別室へ連れて行っていたのを見ており、内、一度はその相手は**B**だったと述べている。

1年担任は、**B**と本生徒の関係については、仲が良い時とそうでない時の波がありはしたが、何かあっても、後に引かない多少の言い合い程度との見方をしていた。

ところで、何人かの生徒は、1年時のクラスはとても楽しいクラスで、2年の時と違って本生徒は「明るかった」と指摘しており、本生徒の母親も、1年生の時は「とても楽しそうだった」と述べている。

（3）提出物忘れ

本生徒は、真面目で理解程度が高いのに提出物忘れが多いことを教師から不思議に思われていた。

本校では、提出物（定期テスト前の「ワークブック」が主のようであるが、テスト直しその他の提出物も含まれるようである。）を期限までに提出できないないと教科の評価に影響するという現実があった。

担任を含め1年の教科担当の教師たちは、本生徒が、何故提出物を忘れるのかについて不思議に思い、そのことが職員室で話題になった。しかし、何故なのかということについて、教職員の間で、深く追求がなされることはなかった。

本生徒の生活ノートの「つぶやき欄」には、「・・・わすれた。」「・・・わすれた。」

と、持ち物や提出物忘れについての記載が多い。「部屋がちらかっていたので、片付けを命じられた。だいたい片付いて、おまけに提出物のリストもつくった。」(7月3日)の記載があり、6月28日・29日に実施された期末テスト時のワークブックやテスト直しの提出物について母親が気にして、提出物忘れ防止の対策として「部屋の片づけ」と「提出物リスト作成」を促したことが窺われる。

さらに、2学期の始業式当日、本生徒は夏休みの宿題の一部をやっていなかったことから、風邪を装って熱があると親に嘘を言って学校をずる休みをしたことがあり、これが母親の知るところとなり、母親は「こんな嘘をついて休むような卑劣な人間に育てた覚えはない。」「勉強ができるかどうかより、人としてなっていない。」などと厳しく説教した。

なお、1年時の担任は、「行動の記録」では、「基本的な生活習慣」の項目に「○」を付けた。担任としては、提出物だけを考えると、○はつけられないが、遅刻をしない、学校生活の中で人に迷惑をかけない、その他、本生徒の行動を考慮した結果の評価であった。

(4) ソフトテニス部での様子

本生徒は、兄がソフトテニス部であったことから、本生徒も入学と同時にソフトテニス部に入部した。

ソフトテニス部は、毎日午前7時半から8時までの朝練と授業後の練習のほか、毎週土・日も練習を行い、対外的にもかなりの成績を上げている。

本生徒は、上達は遅かったが、ほとんど休まず参加し、真面目にこつこつと、熱心に、練習に励んでいた。

1年時の部活内での本生徒の様子は、2年時ほどには詳しく分かってはおらず、その内容は、「別紙1」「別紙2」のとおりである。

ラケットを取られたり、帽子を隠されたり、その他「ちょっかい」をされていたこと、同級生たち(男女)から「ひどいことを言われて」落ち込んでいることがあったこと(同級生の男子部員一人が止めた)、「うざい」「きもい」「死ね」と言われていたこと、何かあって上級生の女子部員が止めたことがあったなどのことがあり、本生徒はそれらに対して「やめて」という程度で強く言い返すことはなく、落ち込んでいる時もあった。

悪口や「ちょっかい」を止めた部員は別として、直接、悪口や「ちょっかい」をしていた部員、そして、それを周りで面白がって見ていた部員は、その事実を自分から言うことは難しいだろうから、同級生や上級生の部員から多くの情報を聴き取ることは困難である。しかし、後述のように、2年になってからの様子については下級生の1年生部員からかなり詳しく聴き取ることができ、2年生の時、本生徒に対して同級生が数々の問題行動をしていたこと、さらに3年生部員もひどいことを言っていたことが判明している。それからすると、1年生の時から、本生徒に対する悪口や「ちょっかい」はかなりあったものと思われる。

4 2学年進級時と学級編成

新2年の学級編成にあたって、本生徒についての1年時担任からの申し送りとしては、他生徒からの「いじめられ」については、「今のところ問題はないが、対人関係を注意して見ていく必要がある。」というものであった。

2年の学年主任は、学級編成の会議において、本生徒とBを一緒のクラスにしないということが話題にあったかどうか記憶がなく、もしあったとしても大きな問題とはなっ

ていなかったのだらうと述べている。

おそらく、学年会議の中では、本生徒の「いじめられ」については、今後対人関係を注意していこうという確認程度で、対**B**を特に意識した議論はなかったと思われる。そもそも、他に対応を検討せねばならない生徒が多かったから、特に問題の無い本生徒について特別に取り上げて議論することはなかったのであろう。

結果として、2年になって本生徒は、**B**と同じクラスになり、小学校で親しかった生徒や1年時のクラスで親しかった生徒とは誰一人同じクラスにならなかった。

そのため、本生徒は、始業式の後、家に帰ってきて、「クラス替え最悪～！ 友達は、みんな○組(隣のクラス)」と母親に言っており、本生徒は、2年生になってもしばらくの間、休み時間は隣のクラスによく立ち寄っていた。

5 中学2年時（クラス・ソフトテニス部）

（1）2学年の教員体制

2学年は、1年時の35人学級編制から40人学級編制になったため、普通学級5クラス（35人学級2クラス、34人学級3クラス）と特別支援学級（2クラス4人）となり、1年時よりも学級の1クラス当りの生徒数が増えた。平成24年度の1年の学年主任と1年時の本生徒の担任は異動になった。両名の異動に伴い、平成24年度に1年の担任をしていた教師が2学年の学年主任となり、1年から引き続き2年の担任となったのは4人で、あと1人は平成24年度に3年の担任をしていた教師が2年の担任となった。

本生徒の担任になったのは、1年から引き続き持ち上がった教師（女性、教科は理科）であった。

（2）本生徒の担任の状況

担任は、クラス内に配慮を要する生徒は他にもいたが、転落死と関係する生徒に限定すれば、本生徒、**B**、**C**の3人が特に気になっていた。

本生徒について担任がまず気になったことは、提出物忘れである。担任は、1年時から気になっていたが、2年で本生徒の担任になったことからその理由を確かめたいと思った。

Bは、決して根は悪くないのだが、自分ではあまり気が付かず人に不快なことを言ったりしたりしてしまう傾向があった。担任は、1年時から理科の授業を担当して**B**を知っていたことから、**B**の対応には配慮を要すると考えた。

また、担任は、4月に**B**の保護者から提出された資料によれば**B**の友人として本生徒の名前が挙がっているのに、本生徒の方から提出された資料には本生徒の友人として**B**の名前がなく、本生徒の様子からも**B**を友人と思っているようには感じられず、その違いに疑問を持った。学校の改修工事のために、5月の野外学習・体育大会等の学校行事が目白押しで時間的にも余裕が無く、本生徒に対して**B**との関係について話ができたのは、6月17日から21日までの間に実施された家庭訪問の時であった（この家庭訪問時のことは後述する。）。

一方、**C**については、1年から担任をしており、基本的には友達思いではあるが、思ったことをずばり発言し、思うようにならないと「うざい」「きもい」「死ね」をよく使い、親しい女子の友達がいる一方で特定の女子とぶつかることが多く、1年時から配慮して指導してきた。

このような事情から、担任は、本生徒、**B**、**C**について、4月初からずっと気を付

けていた。

(3) 7月9日までの本生徒に関する出来事と本生徒の様子

7月10日までの出来事の概要は、「別紙1」のとおりであり、部活内で本生徒が苦痛であったと思われる他の部員から受けた言動の類型別一覧は、「別紙2」のとおりである。

以下、7月9日までのことについて、学級・部活・提出物忘れの別で、説明する。

1) 学級内での出来事と本生徒の様子

① 5月28日の席替え前

本生徒は、クラス内には親しい友人がいないため、休み時間になると、友人のいる隣のクラスによく立ち寄っていた。

クラス内で、周りの生徒から、本生徒と仲が良いと見られていたのは、いずれも2年になって同じクラスになった目立たない生徒たち(3人)である。しかし、いつも一緒にランチを食べていたことからそのように見られていたのであり、1年の時のように特に親しい友人というわけではなかった。

生徒の席は、4月当初だけは名簿順であり、その後は、「公平」という理由で、原則、毎月「くじ」で席替えがされることになっていた(その間でも、必要があれば一部の席替えはある)。

初めて席替えがされたのは5月28日である。

4月当初、本生徒は、同じクラスのEなどの男子生徒たちから威圧的雰囲気で囲まれたり、またある時は、誰かから筆箱をとられて泣いたということがあった。これらからすると、5月28日の席替え前から、本生徒は、クラスの生徒から嫌なことをされていたことが分かる。

しかし、本生徒は、Eたちから威圧的雰囲気で囲まれていた時に通りかかった教師が声を掛けて解散させた時、その教師に何も訴えず、また、泣いていた時に声掛けをしてくれた教師に対しても「大丈夫」と言って特別の対応を求めなかった。

ところで、4月24日、本生徒は、5月30日に開かれる体育大会での1500メートル走の選手に決まった。この日、クラスで体育大会の各種目に出場する選手を体育委員が中心になって生徒たちの話し合いで決めた。敬遠されがちな種目の1500メートル走の選手がなかなか決まらず、結果、本生徒が1500メートル走選手になった。担任は、本生徒が無理やりやらされてはいないかと心配になり、声掛けしたところ、本生徒は「誰もなり手がなくて、静まりかえっちゃったから、自分は持久走苦手なのでどべ(最下位)でもいいなら、自分がやってもいいよと言いました。」と答えた。

選手決めに参加していた生徒によると、本生徒の希望はリレーで、最初リレーと決まっていたが、出る種目が決まらずに残っていた生徒が1500メートル走を嫌がり、なかなか決まらなかったところ、本生徒が引き受けたということである。

ちなみに、本生徒は、5月30日の体育大会当日、1500メートル走で見事2位になり、同日の生活ノート「つぶやき」欄には「2位だったから安心。楽しかった。」

(本生徒)、「楽しかった。」の下に担任が波線を書き込み「これっいちばん。1500おつかれー」(担任)と記載されている。

また、5月13日～15日には、野外学習があった。本生徒は、トーチ係に立候補し、トーチの時の曲も本生徒が一番先に応募した曲が選ばれた。音楽好きな本生徒がよく聞いていた「G R e e e e Nの『Green boys』」で、「どうして？僕だけだって思える日を抜きたい……痛み失望 涙も全て 受け入れていければ 明日

は笑える そんな気がする 未完成な僕ら・・・・・・僕ら何度でも 何度でも 挑めばいいさ 明日も明後日も 自分で決めた道を・・・・・・挑み続けるんだ」というような歌詞の曲である。母親は、野外学習を通して交流が深まり親しい友人ができることを期待したが、自由時間のスナップ写真は、隣のクラスの友達との写真ばかりであった。

② 席替え後の状況Ⅰ

5月28日に席替えが実施され、本生徒は、前から3列目で廊下側から2列目となり、本生徒の前の席が**B**に、そして、本生徒の右横の席が**C**となった。

5月28日の本生徒の生活ノート「つぶやき」欄に、「切り替えが遅い」(本生徒)、「Aくんはきりかえられてる？」(担任)、「たぶん、、きっと」(本生徒)の記載がある。**B**がすぐ前の席になったことについて本生徒が気にしたことからの記載と思われる。

多くの生徒は、5月28日の席替えで**B**が本生徒のすぐ前の席になって以後、**B**の本生徒に対する「ちょっかい」がエスカレートしたと感じた。**B**は、授業中後ろを向いてしつこくしゃべりかけたり、机の上に落書き・筆箱の中の物を取る・ノートの位置を変える・文房具やテストやプリントなどを「手がすべった」などと言ってわざと下に落とすなどのいたづらをし、時に「うざい」「死ね」と言い、しょっちゅう(生徒によって「2日に1回」「週に2, 3回」)筆箱を取って逃げたり投げつけたり、時に頭や顔を軽く叩いたり押したりするときもあった。また、**B**は、教師から注意を受けると、「Aが～」と言って、本生徒のせいにする言い訳をすることもあった。

なお、**B**の本生徒に対する「死ね」発言は、単純に面白がって言う場合が多かったようであるが、本生徒の対応にムカついて「死ね」という場合もあった。例えば、1学期の期末テストの成績が分かった時、互いに席次の話になり、**B**は、本生徒から「低いなあ～」と言われ、ムカついて本生徒に「死ね」と言ったら、本生徒から「死ぬなら学力の低い方だ。」と言われたという。

本生徒の**B**に対する対応は、基本的には**B**からの「ちょっかい」に対して、「止めろ」などと言って制止したり、取りあげられた物を取り返そうと追いかけるなどの行為であり(**B**の筆箱を取って「交換だ」と言って交換させて取り返す場面もあった)、本生徒の方から**B**に対して「ちょっかい」をしたことはない。つまり、**B**から本生徒への一方的な「ちょっかい」だったのである。

担任は、二人の席が前後になったことから、二人の関係について気にしていた。担任は、**B**が、授業中も後ろを向いて、本生徒に話しかけたり、鉛筆で本生徒の机に落書きをしたり、シャープペンシルを取ったり、休み時間中も、筆箱をとるなどの「ちょっかい」をしていることを現認しており、**B**に対して、「前向け」とか「やっちゃダメ」などと注意した。しかし、**B**の「ちょっかい」が止むことはなかった。なお、担任は、**B**の本生徒に対する「うざい」「死ね」の発言については、「ちょっかい」の場合と違って、あまり意識していなかった。

担任は、本生徒が**B**の行動について負担を感じていると認識していたものの、本生徒は、やられて追い詰められているというよりは、**B**に対して「言い返す」等のアクションを起こしていたからという理由で、**B**の本生徒に対する行動は「ちょっかい」であり「いじめ」ではないと認識していた。

ところで、**B**は、担任に対しても、授業中、必要ないことを調子に乗って次々と話しかけてくることが多くあった。担任がそれを聞かないといじけてしまい、聞いたところでさらに調子付くため、担任は、**B**への対応に苦慮し、**B**が調子づいてきたときは「相手をしない」という対応をとっていた。

担任は、本生徒が負担に感じている**B**の行動への対し方として、本生徒に対して、自分自身の**B**への対応と同様に、「相手をしないように」という指導をした。現に、その様子を見ていた生徒の中には、「**B**が後ろを向いて、本生徒が『止めろ』と言ったら、それに対して担任は、**A**に対して『あんたが無視すればいい話でしょ』と言って**A**に注意していた。1回じゃなかった。何回かあった。**A**だけじゃなくて、**B**にも注意すればいいのにな、と思った。だって、**B**がちょっかいかけてるんだし。」と述べ、担任の指導に疑問を投げかけている。

その後も、**B**の本生徒に対する「ちょっかい」等はずっと止むことがなかった。

担任は、4月以来気になっていた二人の「友人」の受け止め方の違いについて、6月17日～21日の家庭訪問期間中、本生徒の家庭を訪問した時に本生徒に聞いた。

家庭訪問で、担任は、**B**からの「ちょっかい」について母親に話し、本生徒に対して、**B**についてどう思っているか尋ねた。本生徒は、担任に対して「(ちょっかいは)できれば止めて欲しい。」「(**B**は)あまり好きじゃない。」と答えた。担任が「席替えをしようか」と聞くと、本生徒は「いい。頑張る。」と答えた。それを聞いた担任は「我慢ができる範囲内」なのだと思ったが、「どうしても嫌な時は、必ず言ってほしい。」旨伝えた(なお、家庭訪問時には、提出物忘れのことも話題になったが、これについては「提出物忘れ」の項で述べる。)

Bの本生徒への「ちょっかい」はその後も変わらず、そのことを担任は認識していた。しかし、本生徒から「席替え」の訴えはなかったため、担任は、従前の「相手にしない」という指導をするにとどまり、**B**を呼んで指導することもしなかった。

周りの生徒からすると、傍目にも**B**はいかにも面白がってやっており、本生徒は、「止めろ」と言い返し、筆箱をとられたら取り戻そうと追いかけるなどしており、強く抵抗したり、嫌だという感情を表に出すことがほとんどなく、それらの行為があまりにも日常的に継続してなされていたことから、二人はふざけ合っていて仲が良いと受け止めていた生徒が多い。

しかし、中には、「理科の授業中に**B**が先生に分からないように**A**の筆箱を投げつけ」「**A**は、先生に分からないように自分で筆箱を拾っていた」「分かんると先生が**B**を怒って、授業の雰囲気が悪くなるといけないと思って分からないように気を使っていたと思った。」と述べる生徒がいた。またある生徒は、「授業中に、**B**が**A**の筆箱を投げて、自分の机のところに飛んできたので拾ってあげたら、**A**は『ありがとう』と言い」「みんなが**B**に対して、『それはやり過ぎだよ。』と言うと、**B**は、(やばいな)みたいな感じだった。」と述べており、二人の様子をより深く観察している生徒もいた。

本生徒のことを気にして見ていた生徒は、「(本生徒が) 仲が悪かったのは、・・・**B**。授業中に言い合いとかしているから、仲が悪いと思った。**B**が後ろ向いたら、**A**が真顔で「前向いてよ」と言うし、ほとんど(本生徒が) 切れかけている状態がよくあった。それでも**B**はした。(**B**の言葉は) 結構ひどかった。言わなくてもいいことを大声で言ったりして、それで(本生徒が) 困ったりすることがよくあった。からかわれたり、言われたりされた時に、普段だったら、言い返したりしていたけど、1週間前くらいからは、何も言わなくて、全部されたらそのままの状態にしておくというあきらめた感じだった。」と述べており、正に「いじめ」と認識している生徒もいた。

ところで、本生徒の**B**に対する気持ちと本生徒の関わり方が分かるエピソードとして以下のようなことがあった。

本生徒は、6月5日、**B**を含む5人の生徒と一緒に地元の祭りに出掛けた。本生徒の

親しい友人が本生徒を祭りに誘ったところ、本生徒は、先に誘われていると言ってその誘いを断った。後で、その友人は、本生徒が嫌っているはずの**B**と一緒に行ってたことを知り、「(bのこゝ) 嫌いじゃなかったの?」と聞いたところ、本生徒は「(誘われたから) 仕方ないし」と答えた。

7月29日から8月2日の間実施された市教委による全職員対象アンケートによると(但し、担任は、これに回答していない)、「本生徒が、本校の生徒から「死ね」「きもい」「自殺してみろ」と言われているところを見たことがありますか。」という質問に対して、2年のある担任が、「休み時間中に」「1・2回あった」と答えているだけで、他の全員は「なかった」と答えている。しかも、「1・2回あった」と答えた教師も、「悪ふざけの一部だと感じた。」「いじめだとは思わなかった。」と記載している。

ところで、本校では、「うざい」「きもい」だけでなく、日常的に些細な事で「死ね」を使う生徒が多くいる。一部の教師は「死ね」という言葉は人を傷つける発言だから言うなど注意してはいたが、学校ぐるみで指導する取り組みはなかった。

「本生徒が、本校の生徒から「筆箱をとられる」「物を落とされる」「ちょっかいをかけられる」ところを見たことがありますか。」の質問に対しては、「ときどきあった」が2年の別の担任1人、「1・2回あった」が6人、あとの全員は「なかった」と答えている。これら「見た」という合計7人の内、いつ見たかについては、「授業中」が1人、あと6人は「休み時間中」と答えている。授業中に「見た」教師(1人)は、「遊んでいる。仲良くちょっかいをかけている」、休み時間中に「見た」教師(6人)は、①「状況としては、ろうかで、からまれていた様子、からんでいた生徒は、いろいろな生徒に同じような事をしているので、またやっているという感じです。」②「ふざけあってお互い楽しんでいるように受け取った。」③「悪ふざけ 指導しました。」④「1年生の頃で、相手の子とお互いにやりあっていた。」⑤「互いにふざけ合っているように見えた。」⑥「友達同士のたわむれ。」とそれぞれ記述している。「それを『いじめ』だと思いましたか」の質問に対して、見たという7人全員が「いじめだとは思わなかった」と答えている。

本生徒が暴力を受けていたのを見たかという質問もあるが、「見た」という回答は無い。

つまり、ほとんどの教師は、本生徒が受けていた言動を知らず、一部見聞きした教師も、「ちょっかい」「ふざけ合い」程度に見ていた。

他の教師よりも、本生徒と**B**の様子を一番よく観察し、二人の関係性をよく知っていたのは担任である。しかし、検証委員会の聴き取りにおいて、その担任でさえも、**B**の行為は「ちょっかい」であり「いじめ」ではないと思っていたと述べている。

③ 席替え後の状況Ⅱ

Cは、日ごろから「うざい」「きもい」「死ね」をよく使う生徒であるが、席替え前に本生徒と**C**との間には特に気になる事はなかった。

席替えにより**C**が本生徒の右隣の席になって以降、**C**は、本生徒に対して、毎日のように「きもい」「うざい」「死ね」を言うようになった。本生徒と**B**がしゃべっているところに**C**が加わって、**B**と**C**が一緒になって言う時もあった。

Cが本生徒に対して「うざい」「きもい」「死ね」を言うのは、多くの場合、本生徒の対応に**C**がイラついて怒る時である。例えば、**C**が本生徒に対して「社会のプリント(の回答)見せて。」と言った時、教科書を見ればすぐわかることなので、本生徒が「教科書あるんだから、自分でやれ」と言った場面とか、あるいは、**C**が授業中に間違った答

えをし、本生徒がその間違いを説明口調で指摘するような場面などに、Cがイラついて本生徒に対して「いちいち、うるさいんだって、死ね!」と言うのである。

Cは、机の位置をわざと離す場合もあり、本生徒がちょっと近づくと「きもい」「もうちょっと向こうへ行け。」と強い口調で言うこともあった。

Cは、本生徒に対して「死ね」というだけでなく、「おまえ、自殺しろ」と言うこともあった（7月10日より前）。

生徒の聴き取りからこうした事が分かったが、教師は、Bとは違いCと本生徒とのやり取りを全く認識しておらず、Cの言動を特に気を付けていたという担任も、この二人のやり取りに気付いていなかった。

Bの場合は、授業中に後ろを向いて本生徒にちょっかいをかけたり、休み時間に筆箱を取って逃げ回るなど、誰の目にもすぐわかる「動き」があるために、教師も気付きやすい。しかし、Cの場合は動きのない「発言」であり、騒がしい教室内で、且つ、「うざい」「きもい」「死ね」は他の生徒も使っており、しかも、Cの「発言」は特定の相手に限られていたわけではないため、気づき難かった。

なお、担任は、いくら生徒本人が軽い気持ちであったとしても「死ね」と発言した場合、気付けばその都度注意していた。多くの生徒もそれを認めている。

④ 7月9日、合唱コンクール指揮者立候補

11月に本校恒例の合唱コンクールが予定されており、7月1日に担任がクラスで指揮者を募ったところ、思いのほか多くが指揮者になりたいと挙手した。7月9日の帰りの会で、再度希望者を確認したところ、最初挙手していなかった本生徒を含む2人が新たに希望してきた。担任が本生徒に聞いたところ、前は迷ったので挙手しなかったが、その後考えてやってみたくなったということであった。

本生徒が挙手をした時、Cから「キモ、お前にできるわけないがん。」と、Bからは「俺にまかせろ。」と言われた。但し、担任には、この二人の発言は聞こえなかった。

担任は、「意気込み」を書かせる方法を探ることでハードルを課して候補者を絞ることにし、翌日10日の帰りの会で、立候補した生徒に「意気込み」を書く用紙を渡すことにした。この時の本生徒の対応については、後の7月10日の出来事の項で触れる。

⑤ 7月9日、ハンドボール投げ

7月9日に体力・運動能力テストがあった。7月3日の生活ノートの「つぶやき」欄に「ハンドボール投げ、前回13mだったから、今年は15mこえる。」（本生徒）、「がんばれ」（担任）とあり、7月9日当日の「つぶやき」欄には「ハンドボール投げ目標、たっせい！ ギリギリだったけど」（本生徒）、「G o o d j o b」（担任）とある（「つぶやき」欄の最後の記入である。）。

2) 部活内での出来事と本生徒の様子

部活顧問は2年担任の男性教師2人と3年担任の女性教師の3人である。生徒指導主事の男性教師が責任者の位置づけで主に男子部員を、他の顧問が女子部員を担当していたが、女性顧問は生徒会のキャップの仕事のために練習に顔を出すことはまれであった。生徒指導主事の顧問も多忙なため平日は練習の最後の方に顔を出す程度で、比較的多く関わっていたもう一人の男性顧問も長い時間居るというわけではなかった。ソフトテニス部は、生徒が自主的に練習する気風があり、何をやっていいかわからない時に顧問に聞きに行くという風であった。

コートは3面あり、レギュラー男子、レギュラー女子、その他（7月10日時点だと、1、2年と3年の非レギュラー）に別れていた。

本生徒は、練習に真面目に取り組み、朝練もたまに遅れてくることはあるが休まず参加し、準備や片づけを率先してやり、人に頼まれると何でも嫌がらずにした。ソフトテニス部では、1年の指導は2年がすることになっていた。本生徒は率先して1年に丁寧な教え、教え方は上手かった。

顧問の指導をよく守り、それを練習に取り入れ、声を出せと言われたら人一倍声を出していた。6月15日の合宿に参加した2年生はわずか3人だったが、本生徒は自ら希望して参加し、練習試合に勝ったことを喜んでいた。

しかし、部内では、一人でいることが多く、仲が良いとみられていたのは非レギュラーのおとなしい3年部員（1人）である。あとは、同級生の1～2人と時々テニスの話をする程度である。仲が良いとみられていた3年部員とは、互いにゲームが好きで話題が共通だったという程度で、それ以上に特に親しい関係というわけではなかった。

部活内での本生徒に対する部員による問題行動は、「別紙2」のとおりである。

すなわち、主に同級生からの「仲間外れ」「ボールをわざと当てる」「物を取る・隠す」「うざい・きもい・死ねなどの悪口」が度々行われ、時に、「視界から消えろ」とか数人が取り囲んで「部活やめろ」と言われ、胸ぐらを掴む、軽く殴るなど数々の問題行動が行われていた。

本生徒は、「死ね」と言われて「何で死ななきゃいけないんだ」とか、取り囲まれて「部活をやめろ」と言われたときも「自分がやめれば」と言い返すときもあった。黙って受け流したり、「やめろー」と言うときでも、笑ったりしてとても嫌だという態度を示さなかった。

7月12日の市教委実施の無記名生徒アンケートで、3年女子部員は、「最近部活では、一人でいました。あまり、2年生の男子と話す姿が見られなかった。前までニコニコしていました。だけど、だんだん暗くなっていった。」と書いている。

転落した前日の7月9日、1年女子部員は、本生徒が、3年生や同級生らと1年部員（1人）から一緒になってからかわれており、本生徒は笑いながら「真面目にやってください。」と言っているのを見ている。この時、本生徒の笑いを「作り笑い」と感じた生徒もいる。

また、この同じ日、本生徒が1年の女子部員にラケットの振り方を教えていたら、3年の男子部員二人がその女子部員に対して「(本生徒が手を触り) 汚いから帰ったら手を洗っときゃ」と言った。その時も、本生徒は苦笑いして黙っていた。これは、何人かの1年部員が現認している。

なお、これだけ多くの具体的な情報を得ることができたのは、1年生部員からの聴き取りによるところが大きい。これら問題行動の多くが同級生によるものであるため、同級生の部員からはごく一部を除いて詳しい情報は得られなかった。

ここに記載した本生徒への部員からの諸々の問題行動について、どの顧問も全く認知していない。

3) 提出物忘れに関する出来事と本生徒の様子

本生徒の提出物忘れについて1年の時から気になっていた担任は、2年の4月に、早速、理由を聞いている。

生活ノートの4月22日の週の＜フリーコーナー＞の欄での本生徒と担任とのやり取りに、「ところで、Aはなぜ提出物を出さない（もしくは遅い）のですか？」(担任)、「今日こそやらなきゃ → 間になんかはさむ → 忘れてる」(本生徒)、「じゃあ、忘れないために何が出来る？」(担任)、「メモをとる。一度荷物を確認する。」(本生徒)、

「大事！！→（本生徒の「メモをとる」に向けての矢印）」（担任）とある。

これによって、担任は、本生徒が、提出物を「出さなくてよい」と思っているのではなく、「出そう」と思っているのについ忘れてしまうのだということが分かった。それからは、本生徒に提出物について声掛けをした。

中間テスト前日の5月20日の本生徒の生活ノートの「つぶやき欄」には、「テストか、、、」（本生徒）、「提出物ちゃんとだしましたか？」（担任）、5月21日の欄には、「ちゃんと出しましたよ提出物」（本生徒）、「good!」（担任）の記載があり、「持ち物・連絡」の欄にも、ワーク・ノート・ファイル等テスト時の前に提出するものをメモしている。

また、理・数の「テスト直し」の提出についても、本生徒は、生活ノートの「提出物・その他の連絡」の欄に、「理、数 テスト直し」と記載している。

このような担任の働きかけもあって、本生徒は、中間テストの際は、提出物忘れはなかった。

なお、6月17日から21日の間の家庭訪問時に、担任は、気になっていた「提出物忘れ」について母親に話した。担任は、母親に対して、「提出物さえ出れば5がつけられる。」「この（テストの）点で5がつけてあげられないのはAだけ」と伝えた。

母親は、姉や兄がいた関係で、内申点について強い関心をもっており、本生徒の内申点について心配していた。母親は、本生徒は、あることに集中すると他のことを忘れてしまうために、提出物についても忘れてしまうのだらうと認識していたので、そうなる今後とも提出物忘れが続く可能性は大きく、本生徒の提出物忘れが内申点に大きく影響することを知り、一層心配になった。

担任の話を聞いて、提出物さえ出せば理科と数学は5になることが分かった母親は、本生徒に対して、それまで以上に、提出物を必ず出すよう強く注意した。

提出物を期限までに提出しないと内申が下がることを教師から聞いている同級生もあり、本生徒も、すでにそのことを知っていた可能性もあるが、家庭訪問時によって明確に知ることになった。本生徒は、もともとテストの点数や順位への関心が強かったし、母親からの注意もあり、本生徒にとって、提出物忘れは、かなりのプレッシャーとなった。

6月27日・28日の期末テスト時には、本生徒の生活ノートには、ワークブックやテスト直し等の提出物に関する記載が一切なく、担任からも、提出物関連の指導についての記載が一切ない。担任は、検証委員会の聴き取りで、本生徒が生活ノートを出さなかったのでコメントを書いていない旨述べた。

期末テストの後、母親が気になって、「提出物は無いか」と聞いたところ、「社会がある」と言うので、母親が「やったのか」と聞いたら、「やった」と答えた。母親が「見せなさい」と言うと、「ごめんなさい。やっていません。」と謝った。この時、母親は、夏休みの課題をするのを忘れて始業式を仮病でずる休みした1年の時のことを引き合いに出して、本生徒を叱責した。

なお、本生徒は、提出物忘れ以外のことで嘘をついたことはない。

7月8日に、本生徒は、忘れていた「理科」の提出物を再登校して提出することになった。部活があるため、帰宅後すぐに取りかからねばならないところ、本生徒は、帰宅後、何か他事をしていた。3時半ごろ帰宅した母親の気配に慌ててやり始めた。母親は、「ここで見ているから直ぐにやりなさい。」と叱り、母親の目の前でやらせて、学校へ持って行かせた。

担任は、提出物を期限内に出すことを重視しており、この日、再登校してもってきた本生徒に対して「ここまできると救えなくなる。」(期限内に提出していない以上評価にあたって救ってやれない)と告げた。いつもなら、「分かりました。変わります。」「頑張ります。」などと答えるはずの本生徒が、この日に限り、無言であった。この時、職員室の入り口あたりで担任と本生徒を見かけた教師は、担任が厳しく指導しており、その時の本生徒は、首をうなだれていたと述べている。

(4) 7月10日の本生徒に関する出来事と本生徒の様子

7月10日の出来事の概要は、「別紙1」(7月10日の欄)のとおりであり、以下、説明する。

1) 朝から4時限目まで

7月10日の朝はいつものとおり朝練があった。前日が体力テストで朝練がなかったため母親が起床の声掛けを忘れて時間に遅れ、本生徒はその日の朝練を欠席した。本生徒は、顧問に対して、「寝坊した」と正直に告げた。

学校で、朝練が終わって教室に向かう2年生のソフトテニス部員らが階段で本生徒を見かけ、その中の一人が、「どうしたの?」と聞くと、本生徒は、無言で珍しく不機嫌そうであった。

1時限目は、社会であった。**B**が例によって後ろを向いて本生徒にしゃべりかけていたので、教師(日本語がまだよくできていない外国籍の女生徒のため支援に入っていた教師)は、**B**に前を向くよう注意した。本生徒は、自分の作業を素早くやって、左隣の席の外国籍の生徒に親切に教えていた。その生徒が分からない時、本生徒がいつも親切に教えていたので、教師は、本生徒を頼りにしていた。

2時限目は音楽、3時限目は技術で、どちらも座席は名簿順であった。

4時限目は英語の授業であった。英語は、席が近い生徒6人での班学習で、本生徒と**B**と**C**は同じ班だった。

この日の英語の授業は、英語指導助手も入り、クイズに対して班毎に解答の「札」をあげるというものであった。集中して取り組む班もあったが、本生徒の班は、みんな自由勝手に好きなことをして、最後まで班学習はできなかった。その中で、本生徒と**B**・**C**との間に以下のやり取りがあった。

クイズの解答で、**B**が勝手に「札」をあげてしまい、本生徒が「それは違う。」と言ったら、**C**が本生徒に対して「横からいちいち言わんくっていい。」と怒り、**C**と本生徒とのやり取りになり、**C**は本生徒に対して「きもいから近づくな」と言って席を窓の方に離れた。本生徒が「人にきもいと言うなら、**C**はそんなに美人なのか。」と言い返し、それに対して**C**が怒って「うっさい、死ね。」と言い、本生徒が「じゃあ、どうすればいいんですか。自殺すればいいんですか。」と言ったところ、**B**が「**A**が死ぬらしいぞー」と大きな声で言ったというものである。

ところで、**C**は、本生徒に対して、7月10日より前にも、「おまえ、自殺しろ」と言ったことがあり、3人の間で「自殺」という言葉がこの時に初めて出たわけではない。

なお、教室は、がやがやしていたので、ほとんどの生徒はこれら3人のやり取りを聞いていなかった。また、英語教師も、この班から離れたところにて、3人の口論の内容について知らなかった。

2) 4時限目終了後の3人のやり取りと担任の発言

4時限目が終わった後、帰りの会が始まる前、この時にも、**B**は本生徒の筆箱を取り、本生徒が追いかけて取り返すということがあった。席についてからは、3人の間で

再び4時限目のトラブルの続きが始まった。

3人のやり取りと担任の発言の時期については、「帰りの会が始まる前」と言う生徒と「帰りの会が始まってから」と言う生徒がいる。

この日は、午前中で授業は終わり、午後から教育相談（学習・生活・進路などに関する悩みを相談する生徒と担任の二者面談）が予定されていた。牛乳給食があるので、牛乳を飲み終わって牛乳当番が牛乳ビンを返しに行って戻ってきてから、日直が前に立って帰りの会が始まる。帰りの会が始まってからも教室内はざわついた状態であり、教室内に居ない生徒や席を離れていた生徒もいた。

そのため、3人のやり取りや担任の発言を聞いていない生徒やはっきり聞こえなかった生徒も多い。しかし、席の遠近を問わず、かなりの生徒が聞いていた。

4時限目からの流れで、Cが本生徒に対して「今日、自殺するんでしょ。」と言い、BとCが本生徒に対して「死ね」「死ね」と言っていたこと、その中で、本生徒が「じゃあ、今日自殺するわ」「じゃあ、死ぬわ」「分かった、死んだるわ」など生徒によって若干違いはあるが、B・Cの「死ね」発言を受けて「自殺する」という趣旨の発言をしたこと、それを受けて、Bが、周りに聞こえるくらいの声で「今日、Aが自殺するんだって」という趣旨の発言をしたこと、その後、それに対して担任が発言した後本生徒がぶつぶつ独り言を言い、それに対して、Bは「何、ぶつぶつ言ってるんだ。」、Cも「ぶつぶつ言って、キモイ」と言ったこと、そばの席の生徒が本生徒に対して「本当にやる（自殺）の？」と聞いたたら、本生徒は「分からん。」と答えたことなどの事実が認められる。

また、Cは、警察での聴き取りの中で、本生徒がCに対して「俺が死んだらCは一生背負って生きていかなければならない。」という趣旨の発言をしたと述べている。

Bの発言（「今日、Aが自殺するんだって。」という趣旨の発言）の後の担任発言については、かなり多くの生徒が聞いている。担任が発言した時、担任は教室の前の教卓よりも廊下寄りの所に居た。担任発言が聞こえた生徒は必ずしも席が近い生徒ばかりではない。

担任の発言内容は、生徒によって、「そんなことできるわけないでしょ」「そんなのやれるわけないでしょ」「そんな簡単に死ねるわけないでしょ」などいろいろだが、いずれもよく似た内容であり、Bの発言に対して、担任が発言したことは事実である。

また、担任の発言を聞いた生徒はいずれも皆「そんなことを言うてはいけない」という「制止」の意味だと受け止めている。

なお、担任が、その後、それ以上に何らかの発言をしたとか、個別に何らかの指導をしたという事実はない。

ところで、担任自身は、7月11日の市教委による担任聴き取りの段階から、一貫して、3人のやり取りを聞いていないし、Bの発言も聞いていない、それを前提に自分が何らかの発言をしたことも一切ないと述べている。その点、検証委員会による担任聴き取りにおいても同様であった。

3)「意気込み」を書く紙を取りに来なかったこと

担任は、合唱コンクールの指揮者に立候補している生徒に「意気込み」を書かせるハードルを課して本気でやりたい生徒に絞ろうと考えたことについては前述した。

この日の帰りの会の中で、指揮者に立候補した生徒に対して、「意気込み」を書く紙を取りに来よう言った。ところが、前日には、「やりたい」と挙手した本生徒が、「意気込み」を書く紙を取りに来なかった。担任は、内心「あれっ」と思ったが、午後から

教育相談があり時間的余裕がなかったため、この日、本生徒に対して、何故気持ちが変わったのかを聞いていない。

4) 下校以後

下校時に、本生徒と親しく、よく一緒に帰宅していた2年他クラスの生徒が、本生徒と一緒に帰ろうと誘ったところ、本生徒は珍しくその誘いを断り、一人で帰宅した。

下校時に、部活の3年の生徒がその日初めて本生徒に会ったので、「よっ」と声をかけたら、本生徒からは「こんにちは」と返ってきた。これ以外、帰宅までの間に他の誰かと接触した事実はない。

母親が午後3時過ぎに帰宅した時、用意しておいた昼食のハヤシライスを全部食べた跡があったが、本生徒は不在であった。母親は、午後4時からの部活が気になり、3時半より少し前に2階の本生徒の部屋に行ったところ、乱雑な机の上に人の目に留まるようにノートが開かれた状態で置いてあり、片面1ページのほぼ全行にわたって、本生徒の筆跡で自死の理由や気持ちが書かれていた。置かれていた状況や記載内容などから、本生徒が帰宅後に書いたものと思われる。

その後の経緯は「転落死の概要」に記載したとおりである。

5) 「転落死」と犯罪性の有無

救急車の出動で、同級生やソフトテニス部員を含む本校生徒が現場に駆けつけており、その中には、**B**もいた。**B**は、同級生から「お前のせいだ」と責められたが、「(「死ね」は)冗談で言っただけ。」とか、ある生徒には「**C**が『死ね』と言ったからかもしれない。」と言った。なお、**C**は、現場に姿を見せていない。

警察の調べ(生徒聴き取り、防犯カメラの映像、**C**の携帯電話分析等)によれば、**C**が撮っていた動画には、遠くから見下ろすように救急隊が到着した様子が数秒映っているだけであり、音声では「何かあったみたい・・・」という声が残っており、携帯電話のLINEによるやりとりでも、「誰か熱中症で倒れ、救急車が来たらしい」、「**A**が熱中症で倒れたらしい」、「**A**が倒れたらしい」と時間の経過で推移しており、予め転落するのを待ち構えていた様子はない。また、本生徒の携帯電話にも送受信の記録はなかったとのことである。

以上のように、警察の調べによれば、殺人罪は勿論のこと、自殺教唆罪(人を自殺させるために本気で「死ね」などと言って人を自殺させようとする行為)などの犯罪行為は無いということである。また、指紋・足跡等から、マンションの通路側の手すりを乗り越えて転落していることが明らかであり、事故死も否定された。

検証委員会の調査でも、他殺ないし自殺教唆罪等が認められる事実は認められなかった。

従って、検証委員会としては、本件転落死は、犯罪性のない「自死」と判断した。

第3章 自死に関わる要因と自死に至る経緯

第1 苦痛の蓄積と自死

1 本生徒にとっての苦痛

(1) 提出物忘れと嘘

前章で指摘したように、本生徒は提出物が出せないことを苦痛に感じていた。本生徒は、決まり事には忠実であり、「提出物はきちんと出さねばならない」という思いが強いのに、それができないことの悩みは深かった。

5月の中間テストの時は担任の指導もあってきちんと提出できたのに、6月末の期末テストの時は再び提出物忘れが目立った。

期末テスト後の7月初め（7月8日以前）、気になった母親から未提出物があるのではないかと聞かれて、本生徒は、未だやっていない社会の課題をやったと嘘を言った。1年の時も、夏休みの課題をやり忘れて母親に嘘を言って仮病でずる休みをしたことがあった。

本生徒は、誰に対しても、どんな場合でも嘘をついてはいけないという思いが人一倍強い。提出物のことで、母親にまたも嘘を言ってしまったことは、本生徒にとって大きな苦痛であった。

本生徒にとって、いつまでたっても提出物を出せず、つい嘘を言ってしまう自分が、実に情けない存在に思えたに違いない。

(2) 学級での出来事

本生徒は小学校時代に2、3人の児童から「きもい」などの悪口を言われることがあり、中学1年時にも、学級において「死ね」と言われたり「ちょっかい」をかけられたりしていた。しかし、小学6年の時も中学1年の時も、クラスに親しい友人が居たこと、また、中学1年の担任が、それなりに問題生徒に対して指導したことなどから、大きな負担を感じないで済んだ。

2年生になり、クラス替えで親しい友人と離れた上に、5月28日の席替え以降、Bからの「ちょっかい」や「うざい」「死ね」の暴言、C単独あるいはBと一緒にの「うざい」「きもい」「死ね」の暴言がエスカレートしていった。

Bの「ちょっかい」が本生徒にとって負担であろうと感じていた担任は、本生徒に対して、Bへの対処として「相手にしない」という指導をしていた。しかし、「ちょっかい」が続いたので、担任は、6月の家庭訪問時に、本生徒に対して「席替えをしようか」と聞いた。本生徒が「いい。頑張る。」と答えたため、席替えがされることはなかった。本生徒は、自分一人のためにわざわざ席替えをしてもらうことに抵抗があり、未だ何とかなると思ったのであろう。その後も本生徒から席替えの要求はなかった。本生徒は、1年の時、生活ノートの「つぶやき」欄に「〇くん（が）、△さんから暴力うける。席はなしであげて。」と書いているが、自分のこととなると遠慮して言えなかった。

本生徒は、Bによる「ちょっかい」やB・Cからの理不尽な暴言に対して、笑って受け流すこともあったが、「やめて」と言ったり、本生徒なりの理屈で反論したり、取られた筆箱を取り返すなど自分なりの対処を精一杯続けた。しかし、事態は改善しなかった。

本生徒にとって、Bからの「ちょっかい」も苦痛だったが、B・Cからの「うざい」「きもい」「死ね」の発言は、言葉通りに捉える傾向のある本生徒にとっては実に理不

尽であり、特に「死ね」発言には深く傷つけられた。

このような状況が続く中、本生徒の苦痛と無力感が一層強くなっていった。

(3) ソフトテニス部での出来事

ソフトテニス部において、本生徒は、1年の時から同級生にテニスボールをぶつけられる、物を隠される、「うざい」「きもい」「死ね」などの暴言を吐かれるなどのことが続いていた。2年になっても、それらに加え、胸ぐらを掴まれたり、「視界から消えろ」とか（取り囲まれて）「部活やめろ」などと言われて仲間外れの扱いを受けたりし、一人でいることが多かった。

部活内では、学級内よりも多人数からいろいろなひどいことをされ続けていた。

顧問は、これらの事実を認識しておらず、従って、顧問が問題解決のための手立てを講ずることはなかった。

本生徒は、学級内でと同様、自分なりの精一杯の対処をしていたが、事態は全く変わらなかった。学級での苦痛も重なって、本生徒は、次第に無力感を強くしていった。

2 直前の苦痛

(1) 提出物忘れと指導

本生徒にとって、期末テストで提出物を出さなかったことは、非常に大きな苦痛であった。

7月8日、理科の提出物が出せておらず、一旦帰宅して課題をやろうとしたが他事に気がとられてしまった。母親が帰宅した気配に慌てて課題をやり始めたが、すぐに取りかからなかったことを母親から叱責された。

その後再登校して提出した際に、常々提出物忘れのために「5」がつけられないことを残念に思っていた担任から、今後提出物を出せるようにしっかり対策を考えるよう指導を受けた。その際、担任から、期限内に提出していない以上評価にあたって救ってやれないという意味で「ここまできると救えなくなる。」と言われた。いつもの本生徒なら、意気込みを言葉にして伝えるのに、この時は、無言のまうなだれていた。

この提出物忘れとそれに対する指導は、本生徒の苦悩を強めるものであったと考えられる。

(2) 前日の部活動での出来事

本生徒は、部活内で、一人でいることが多く、だんだん暗くなっていった。

自死の前日である7月9日、本生徒が、いつものように1年女子に素振りを教えていて手が触れたら、3年男子2人が、その1年女子に対して、「汚いから、帰ったら手を洗え。」と言って、本生徒をばい菌扱いした。この時、本生徒は苦笑いして黙っていた。

「汚い」と言われてばい菌扱いをされたことは、本生徒にとって大きな苦痛であった。

(3) 当日4時限目から帰りの会にかけての出来事

自死の当日である7月10日の4時限目の班単位での英語の授業中に生じたB・Cとの言い合いの中で、本生徒の反論に苛ついたCに対して、本生徒は「じゃ、どうすればいいんですか。自殺すればいいんですか。」と言った。

そして、この「死ね」をめぐるやり取りは、4時限目終了後も続いた。Cによる「今日、自殺するんでしょ」に始まり、それに続くCとBによる「死ね」「死ね」発言の中で、本生徒は「死ぬわ」と口に出して言った。

「死ね」発言が毎日のように続き、7月10日の時点で本生徒は、我慢の限界を超え

る状態に至ったと思われ、「死ぬわ」は、極限にまで追い込まれた末の発言であった。

それに対してBが「今日、Aが自殺するんだって」と言い、それに対する担任の発言は、当然本生徒の耳にも入ったであろうが、それ以上に担任の関与はなく、本生徒からすれば、独り追い詰められた心境だった。

本生徒は、Cから「ぶつぶつ言って、きもい」と言われたが、どうしたらよいのかと思いをめぐらせ、それをぶつぶつ口にしていたものと思われる。

ほとんどの生徒は、本生徒とB・Cのやり取りをいつものことと深刻にはとらえていなかったが、近くの席にいた生徒は、いつもと様子が違うことを心配して、本生徒に対して「本当にやる（自殺する）の？」と聞いた。この時点では、本生徒は「わからん」と答えた。

3 限度を超えた苦痛と自死

以上の経緯から分かるように、本生徒は、提出物忘れ、学級や部活での「ちょっかい」、「死ぬ」などの暴言、その他による苦痛が蓄積していた上に直前の苦痛となる出来事が加わり、7月10日にはいよいよ極限まで追い詰められたのである。その中で、「死ぬわ」と口に出して言ったことで、本生徒の中で「死」は一気に現実的なものとなったと考えられる。

そしてその後は、帰りの会の中で、担任から、合唱コンクールの指揮者に立候補した「意気込み」を書く紙を取りに来るよう言われても、本生徒は取りに行かず、また、下校時、いつもよく一緒に下校する親しい友人から一緒に下校しようと誘われても、本生徒はそれを断って一人で下校した。

本生徒が、帰宅後、書置きをして自死に至ったことは既述のとおりである。

第2 直前の積極的行動の意味

これまで述べてきたように、本生徒は、提出物忘れ、学級での苦痛、ソフトテニス部での苦痛が蓄積し、前々日から当日にかけて追い打ちをかけるような出来事が続く中で、「死ぬわ」と口に出したことで、一気に死を現実的な選択肢として捉えるに至ったと考えられる。

そのような本生徒が、前日に合唱コンクールの指揮者に立候補したり、体力テストでソフトボール投げで力を尽くして目標を達成するなどの、積極的と思える行動をとっているのは、一見理解し難く感じられる。しかし、もともと本生徒は、何らかの役割を募集された際には自らエントリーするのが当然と思っているところがあり、これまでも体育祭の1500メートル走、野外学習の係などの役割を積極的に引き受けてきた。本生徒が一気に死に傾いたのは、7月10日の4時限目以降に自ら「死ぬわ」と口に出してからだと考えられることから、前日の指揮者募集や体力テストの時点では本生徒はいつもどおり、指揮者という役割を志願し、目の前の課題に一生懸命取り組んだのだと思われる。

本生徒に限らず、自死を選んだ人が直前に翌日以降の約束をしていたという例は少なくない。死を考えるようになっていたとしても、一方でそれまで通りの日常が続くという感覚を併せ持つことや最後の最後まで迷いがあることなどが指摘されている。当日家を出る前には、母親が準備していた昼食を残すことなく摂っていたのも、日頃の習慣的な行動をとっていたからだと考えられる。

第3 本生徒が書き遺したもの

本生徒は、自死の理由と自分の思いを書き遺している。本生徒のメッセージとして意義あるものであり、遺族の了解を得てその全文を載せることとした（資料6）。

そこには、自死の理由として、「提出物忘れ」「嘘」「『死ね』と言われたこと」が挙げられている。

提出物が出せない自分、提出物に関して「嘘」を言う自分が「嫌」になったと書いている。忘れまいと努力したに違いないが、自分を変えられなかったことについて詫びている。

いろんな人から「死ね」と言われたこと、言われて内心嫌で苦痛だったのに、それを表に出さず隠し、大丈夫なように振る舞っていたと書いている。隠していたのだから、気づいてやれなかったと後悔しないでくださいと周りを思いやっている。

生徒たちからされたことについては、自死に直結した「死ね」発言しか記載されていないが、「うざい」「きもい」と言われたこと、その他「ちょっかい」や仲間外れ等の諸々の言動も本生徒にとって苦痛であったに違いない。

検証委員会として、事実を基に自死の要因と経緯を検証した結果は、本生徒が書き遺した内容と符合するものであった。

第4章 要因の背景事情と問題点

第1 学校の状況

1 生徒理解と生徒指導

(1) 生徒と教師の相互理解

本校では、教師と生徒の関わりが多くある。それは、問題行動の指導が中心で互いの理解を進めるという場面になっていない。そのため、接点は多いのに問題が繰り返される状況にある。

学級には、能力（知的・身体的・学力）、性格的な特徴、興味、悩み、交友関係、家庭環境等の異なる多様な生徒がいる。担任とはいえ、一日にわずかな時間しか顔を合わせられない実態において、生徒を深く知るということは容易ではない。

生徒が一日に関わる教師は複数いるのだから、生徒理解を深めるには、教職員間の情報交換や連携により、幅広く多面的な理解に努めることが必要である。教師は、それができてこそ生徒の多様な個性や様々な人間関係を見据えた適切な指導が可能となる。生徒理解は指導の前提条件であるが、生徒が教師の思いや考えを理解することも必要である。

本校では、個々の教師が、各人の方法で担任としてのメッセージを発していた。本事案の検証に臨み、出来事の見えにくい部分に強力なスポットライトを当てたため、本来前面で輝いていた部分が、ハレーションを起こして飛んでしまったきらいがある。

例えば、担任が、「認む」をタイトルとした学級新聞を発行し、生徒の頑張りや相手の良さを認めて行動したことを紹介している。他者から自己の存在意義を認められ、自尊感情を高める有効な方法であると同時に、担任の目指す生徒指導の方向が端的にタイトルに示されていることが分かる。ソフトテニス部顧問が、部活動指導・生徒指導で仕事繁多を極めるなか、毎日学級新聞を発行していたのも特筆される事柄である。担当する授業が静かだと生徒は評している。

(2) 生徒指導連携

こうした個々の教師の懸命な取り組みが生徒に届いても、行動となって表現されないところに、中学2年という発達段階や本校の置かれた状況の難しさがある。と同時に、個々の取り組みであって学校全体の基本的な指導方針の下に、教職員全体が何を大切に指導していくかが明確でなかったことが効を減じているといえる。

それには、学校生活で起こる様々な問題について、その行為の意味や、それがもたらす結果や責任等をしっかり理解させる毅然とした指導を、温かく粘り強く続けていくことが必要である。

そのためには、学校全体で教職員の連携と協力によって、コミュニケーション能力を高め、自他の個性を尊重し互いの身になって考えることができる意識の向上と、人間関係を築くためのスキルの獲得に加え、社会の一員としての責任と義務を果たすことの大切さを、日々の指導で伝えていく生徒指導が欠かせない。

2 「うざい」「きもい」「死ね」の日常化

「うざい」「きもい」「死ね」は、人を傷つける発言である。しかし、本校では、日常的に多くの生徒が「うざい」「きもい」「死ね」を使っていた。教師に向かって使われる場合もあった。

生徒達は、物事を善・悪ではなく快・不快の感覚で分け、不快な「いや」という気分をそれらの言葉で表現している。

ただ何となく自分のフィーリングに合わない気分を表す場合や、思うようにならないストレスのはけ口として弱者を対象にする場合の他、相手への攻撃的な強い意味を持っている場合もある。また、自分とフィーリングが合う仲間と「いや」というネガティブな気分を共有し合って緩やかにつながるものとして使われることもある。

色々な気分を表せるので、言葉をあれこれ選ぶ必要がなく、「いや」な気分・感覚は、すべて「うざい」「きもい」「死ね」で間に合う。だから、的確な教育的介入がないと、これらの言葉は、生徒間で瞬く間に広がっていく。

色々な気分の表現とは言っても、いずれも、否定的感情や排他的意味合いを表しているので、相手の心を傷つけることになる。

こうした言葉を使ってはいけないという指導が、個々の教師の指導に終わる場合、全体的な効果は期待できず、指導する教師の側には徒労感と無力感が残る。これらの言葉は軽いノリで使われる場合も多いので、教師としては、次第に「慣れるしかないか」とか「まあ、いいか」という気持ちになり、結果として、放置されていくことになる。

また、個々の生徒への十分な理解がなされない状況の中で、このような言葉が日常的に使われると、それらの言葉が、互いに面白がって交わされているのか、それとも、一方的に向けられているのかが見えなくなる。

本校の場合、B・Cに限らず多くの生徒が、相手を傷つけていることを自覚しないまま、まるで、口癖のように言っていたが、これらの言葉で人知れず苦しむ生徒は本生徒以外にもいると想像される。

人の存在を否定し、人を傷つける言葉は、人を死に追いやることがあるばかりでなく、知らず知らずのうちに自己を否定し自己の成長をも阻害するものである。そのことを学校全体の取り組みを通して気づかせる必要がある。なお、人を傷つける「負」の感情は、人から愛されていないことからもたらされる。人は、愛されて、初めて人を愛おしく大事に思えるようになるものである。その真実を子どもたちが実感できる豊かな取り組みがなされることも必要である。

3 「いじめ」に対する理解

(1) 本校の状況を論じる前に

1) 「いじめ」の本質

「いじめ」防止を考える場合、「子どもの人権」の視点に立ち、「いじめ」の本質を理解することが必要である。

「子どもの権利条約」(公定訳では「児童の権利に関する条約」)は、「(子どもの)固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認める」「いかなる差別もなしに...すべての権利及び自由を享受することができる」(前文)、(子どもに関するすべての措置に関して)「子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする」(3条)、(教育の目的は)「子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。」「人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること。」(29条)と定めている。

子どもの尊厳と人格が最大限尊重され、心身共に伸びやかに成長することは、すべての子どもの権利である。

軽い気持ちで面白がって、言ったり・したりしていたとしても、言われた・された生

徒が、「辛い」「苦しい」と感じれば、その言動は、相手の尊厳と人格を傷つけていることになる。「いじめ」は、まずは、いじめられている子どもの人権の侵害である。

子どもの尊厳と人格が最大限尊重され、そのことによって、人権・基本的自由・平和主義の精神が育つこと、すなわち、人の痛みが分かり人に優しくできる人間に育つことも、すべての子どもの権利である。

面白がっていじめている子ども、周りで面白がってはやし立てている子ども、黙って見ている子どもたちが、教育的・福祉的対応が何らなされないまま放置されるならば、その子どもたちは、健全に育つ権利を奪われることになる。

「いじめ」自体はもちろん、「いじめの観衆、傍観者の放置」も、子どもの人権の侵害なのである。

2) 本事案での「いじめ」認定

文部科学省による「いじめ」の定義は、「自分より弱い者に対して一方的に」「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」「相手が深刻な苦痛を感じているもの」(平成17年度の定義)から、「一定の人間関係にあるものから」「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより」「精神的な苦痛を感じているもの」(18年の定義)となった。

そして、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる者を含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(第2条)とされるに至った。

「子どもの人権」の視点と「いじめ」の本質の理解が欠けたまま、その時々「定義」に当てはめて線引きする対応をしていると、「いたずら」程度は、「攻撃」には当たらず「いじめ」ではないとされる危険がある。

従って、「いじめ」の有無の認定をするには、「いじめ」の本質の理解にたつて、その言動が、当該生徒にとって苦痛であったかどうかという実質的な判断をすることが必要である。

検証委員会は、平成25年8月9日の第2回検証委員会において、あくまでも、本生徒にとって苦痛と思われる事実があったかどうか、あった場合、それはどのような事実か、そして、その事実は自死とどう関連するのかという視点に立って、実証的に検証していくことを申し合わせた。

検証の結果、検証委員会は、クラスや部活内での本生徒に対する他の生徒からの種々の言動は、本生徒にとって苦痛であることから、「いじめ」と認定した(「いじめ防止対策推進法」2条に定める「いじめ」にも該当する。)

但し、自死の要因としては「いじめ」のほか、「提出物忘れ」の問題があることは既述のとおりである。

(2) 「いじめ」についての生徒の意識

どの生徒も「いじめ」は「悪いこと」だと知っている。

しかし、前項で説明した「いじめ」の本質について、子どもたちが学び理解できるような取り組みがなされないと、「いじめ」を防止することはできない。

本報告書には、随所に「ちょっかい」という用語が出てくる。ちょっかいと記載せずに「いたずら」と記載したのは意味がある。教師や生徒が、ちょっかい、と言うとき、「悪気のないいたずら」で、「特段、問題にすべき言動ではない。」という意味で使いがちである。しかし、互いにやりあうのではなく、一方的にやられていれば、「辛

い」「苦痛」と感じる生徒は必ずいる。

従って、検証委員会としては、「いじめ」になりうる言動であるという意味で、「ちょっとかい」と書くことにしたのである。

また、聴き取りに際して、多くの生徒が「いじられキャラ」という言葉を使用し、本生徒のことを「いじられキャラ」と言う生徒がいた。彼らは、「いじり」を、軽い「いじめ」ととらえており、「いじられキャラ」は「いじめられやすいタイプ」と受け止めている。その言葉には、「いじめられやすいタイプだから、いじめられる。」という意味合いがある。つまり、「一人ひとり違って当たり前、その違いを互いに尊重して認め合う」という「人権意識」が、生徒の中に十分育っていないのである。

こうした状況下では、「嫌なことは嫌と訴えてよいのだ。」という意識は育たない。だから、内心苦痛でも、それぐらいのことで、嫌がったり、抵抗するのは「かっこわるい」という意識が働いて、苦痛を表に出さない。すると、「いじめ」は一層見えにくくなる。

教師が、「いじめ」を認知するには、教師の側に、「いじめ」の本質を理解したうえで生徒の気持ちを想像するという力が備わっていなければならない。

子どもたちの意識を変えるのは、教育の力である。教師が、「見えにくい」といって見過ごしているようでは、生徒たちの意識が変わるはずがない。

(3) 本校の「いじめ」の認知件数から分かること

本校で実施されてきた「学校生活（生徒）アンケート」（資料5）の中で初めて「いじめ」が取り上げられたのが平成24年度（平成25年1月実施）である。平成25年1月現在、「あなたの周りにいじめで困っている人はいるか。」に対して、A「よくあてはまる」：2パーセント（約10人）、B「あてはまる」：9パーセント（約47人）、C「どちらともいえない」：25パーセント（130人）、D「あてはまらない」：64パーセント（約333人）となっている。この回答から、いじめで困っている生徒の数は少なくとも10人以上にはなると推察できる。

本校では、生徒指導対応が毎日のようになされており、その中には、生徒間の暴言・暴力・LINEでの悪口・物を隠すなどの「いじめ」と認知すべき言動がいくつも認められる。しかし、教師たちは、それらを、生徒指導一般の中の問題行動として捉え、日々その対応に振り回されていた。

本校では、「いじめ」の理解を深め、その対応を研究し実践するという全体での取り組みが必要であった。

本校の「いじめ」に対する意識の程度は、市教委が毎年実施している「いじめ実態調査」における本校の「報告」によく表れている。本校は、市教委に対して、本校で認知された「いじめ」件数について以下の通り報告している。

平成23年度 認知件数2件（いずれも学級担任が発見）

平成24年度 認知件数1件（本人以外の保護者からの情報）

平成25年度

5月末時点（4月・5月の2ヶ月間）

認知件数0件

<7月10日本事案発生>

8月末時点（4月～8月の5か月間）

通算認知件数2件

10月末時点（4月～10月の7か月間）

通算認知件数 13 件

12 月末時点（4 月～12 月の 9 ヶ月間）

通算認知件数 15 件

本事案が発生する前の年間認知数は 1、2 件だったのが、本事案発生後急増している。まさに、本事案発生前の「いじめ」についての本校の理解の不十分さを表しているといえる（なお、認知件数の増加は、「いじめ防止対策推進法」によって「いじめ」の定義が広がったことによるものではない。市教委の「いじめ実態調査」の各学校への依頼文に添付されている「調査票」の冒頭に＜いじめの定義＞が記載されているが、平成 25 年 12 月 2 日付の「調査票」においても、平成 18 年度の「定義」が記載されているからである。）。

（4）教師の「いじめ」理解

1）生徒の心理・心情に対する理解

本校が「いじめ」問題に十分取り組んでこなかったことは、教師の「いじめ」理解の不十分さにつながっている。

本生徒が、クラスの他の生徒からされていたことについて、教師は、誰もが「悪ふざけ」「ふざけ合い」「遊び」と見て、「いじめ」と認識する教師はいなかった。

担任も、本生徒の「大丈夫」という言葉を信じてしまった。

検証委員会によるテニス部員からの聴き取りで特徴的だったのは、本生徒以外の部員で悪口を言われている（いた）生徒は、自身の「いじめられ」の有無を聞かれると、誰もがそれを否定したことである。また、本生徒が他の部員からされていた言動が「いじめ」だと認識していたのも自身がいじめられている（いた）生徒であった。

教師は、プライドが傷つくことを恐れて自身がいじめられていることを隠そうとする生徒の心理を、想像し、理解せねばならない。

また、担任は、B からの「ちょっかい」について、B に対する指導をせずに、本生徒に対してのみ、「相手にしない」という指導をしていた。大人と違い、子どもたちは、表面的な友達関係であってもそれを壊したくないという意識が強いから、そのような「指導」は、適切ではない。

教師が、本生徒について「いじめ」を見過ごしてしまったのは、多忙なために、生徒同士の関係性を深く観察して理解することができなかったということもあるが、いじめられている生徒の心理・心情についての理解が不十分であることが大きく影響している。

2）「いじめ」の構造についての理解

いじめによる被害を防止するためには、いじめの 4 層構造（いじめている子、いじめられている子、「観衆」、「傍観者」の 4 層構造）を理解することが必要である。

周りではやし立てて面白がっている子どもがいると、いじめている子は、ますます張り切り、「いじめ」はエスカレートしていく。

無関心な子どもや内心では（かわいそう）とは思っても黙って見ている子どもたちに、苦痛を自分のこととして受け止める共感と、一人では怖くて言えない「止めろ」を一緒に声を出して言う連帯が育つことで、「いじめ」の被害を止めることができる。

しかし、本校では、生徒に対して、本事案と関連させて、「いじめ」の本質と構造を理解させ、共感と連帯を育てるという取り組みが未だになされていない。

その点、市教委が毎年実施している「いじめ実態調査」の「調査票」にも問題がある。そこには、「いじめられた児童生徒に対してどのように対応したか」「いじめる

児童生徒に対してどのように対応したか」の事項はあるが、「それを見聞きしていた周りの児童生徒に対してどのような対応をしたか」という事項が無い。

また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされるいじめの具体的な状況」を記入するところに、「指導経過」「結果」の欄があり、その記入例として「個別に指導」正確な事実確認の上、保護者にも連絡し、被害者に謝罪させた。ネットの掲示板は閉鎖させた。」（「指導経過」の欄）、「解消」（「結果」の欄）とある。これだけを見ると、直接の「加害者」と「被害者」だけの問題と捉え、「被害者に謝罪させて解決」という安易な考えを学校・教師が持つ可能性がある。

検証委員会のアンケートや聴き取りの中で分かったことであるが、「助けてあげられなかったことを後悔している。気づいて声をかけてあげられたのに。」「何で相談に乗ってあげられなかったのだろうと後悔している。」「私なら、Cに止めるように言えたのに・・・」などと後悔し、自分を責めている生徒が少なくない。

本書の「席替え後の状況Ⅰ」の項で記載したが、「Bが筆箱を投げ、それを拾ってあげた生徒に対して、Aが『ありがとう』と言い、周りの生徒たちがBに対して『それはやり過ぎだよ。』」と言うと、Bは（やばい）みたいな感じだった。」という場面があったという。現にこのクラスに「やり過ぎだよ。」と言って止める生徒たちがいたのである。周りからそう言われると、やっている生徒は、自分の非に気づくものだ。

「いじめ」の4層構造を理解し、生徒自身の「いじめを抑止する力」を育てていくという視点が欠けていたことも大きな課題といえよう。

3) 「いじめ」防止における教師・生徒の相互信頼

冒頭の第1項「生徒理解と生徒指導」に記載されているように、生徒指導は、生徒の教師への信頼と、教師の生徒への信頼がなければ成り立たない。これは、「いじめ」指導においても言えることである。

生徒から教師への「信頼」がなければ、いじめられている生徒は教師に相談しない。教師がいじめている生徒を指導しても、教師への「信頼」がなければ、生徒は変わらない。

ここでいう「信頼」とは、「この先生は、公平で、正義感があり、どんな生徒でも最後まで守ってくれる。そして、自分のこともよく分かってくれ、大事に思ってくれている。」という生徒の「受け止め」である。

本校の場合、多くの教師が、困難な状況の中、生徒との信頼関係をつくるために生徒との距離感を近づけようと努力し、日常的な語りかけを大事にしている。しかし、生徒の感覚と距離をおかないようにするあまり、生徒の甘えをただ受け容れるだけにとどまる傾向が教師の側にありはしないかが気になるところである。教師の生徒に対する真の「信頼」とは、すべての生徒をそのまま丸ごと受容することに加え、生徒の内に秘められた力の存在を信じることである。

その「信頼」がなければ、生徒の力を引き出すことはできない。どの生徒も、正義感と思いやりの気持ちがあり、みんなと一緒に助け合って物事を解決していこうという力を持っているという生徒への「信頼」がなければ、生徒たちによる「いじめ」抑止力は生まれてこない。

聴き取りの中で、「学校は、このことから逃げている。」と言う生徒がいたが、学校・教師と生徒の間の相互の信頼の無さを言い当てているととらえるべきである。

教師が生徒の力を信頼し、生徒が主体になり、教師と共に「いじめ」防止を進めて

いくという取り組みが是非とも必要である。

4 提出物忘れと評価

(1) 学校の考えや方針

本校では、教師に対して通知表を作成する前に、通知表の作成の仕方について、技術的・方法的な作成手順の説明をしている。

「通知表について」と題する文書では、「育て伸ばしたい面を具体的に示し、生徒・保護者とも励みになるような」通知表とするように作成意図を示している。特に、文章で記述する所見については、教師の意が伝わるものとなるよう留意を促している。しかし、通知表の内容にあたる観点別学習評価（註1）の目的や、意義、在り方についての説明は無かった。

聴き取りをした教師の言によれば、「教科担当者会で話題にした。」という程度の内容で、観点別学習評価について、評価規準（註2）や評価基準（註3）を十分理解して評価に当たっていたとは思えない状況である。

保護者に対しては、1学期末に、「通知表の見方について」という資料が配布されている。そこで、教科の学習の記録（5段階評価）は、「観点別学習状況（註4）の達成度を基に、教科の学習状況を総括的に評価したもの」と説明している。

(2) 評価に当たる教師の受け止め

本校は、生徒の学習状況を評価するに当たり、観点別学習評価を行っている。国語が5観点である以外、すべての教科が4観点であり、どの教科も観点の第一番目に「関心・意欲・態度」がある。

このことは、生徒の主体的な学習を進めるには、生徒の「関心・意欲」が不可欠な要素であり、学習を成り立たせる基盤の一つとして重きが置かれていることを表している。

教師は、授業を進めるに当たり、いかに生徒の「関心・意欲」を引き出し、学習に取り組む「態度」につなげるかを工夫する。つまり、教師の指導如何が「関心・意欲・態度」に直結するので、教師は常に生徒の学習状況を観察しつつ授業展開に「関心・意欲」を引き出す工夫を組み入れていかなければならない。観点別学習評価は、生徒の評価であると同時に教師が進める教育活動自体の評価でもある。こうしたことから、指導と評価は常に一体となって行われる必要がある。

教師たちは、「関心・意欲・態度」を評価するファクターとして、提出物に重点を置いていた。このことは、本生徒の評価を行うに際し、教師たちが、「提出物を出さないと成績が下がるのを分かっていたと思う。」とか「テストはできる。発言もできる。意図した解答も。でも提出物が出ないので実力より低い評定を出さざるを得ない。」や「テストの割に評定は低いな。」「提出物を出さなければ、『関心・意欲・態度』は絶対にAをつけられない。」等の発言をしていることから分かる。

学校は、教師に「関心・意欲・態度」の評価規準と評価基準を明らかにして、どのような生徒の学習状況が見られた時に、「A：十分満足できる」とするかの評価基準を明確にして実施する必要があった。つまり、「関心・意欲・態度」の評価に当たっては、授業における生徒の「関心・意欲」を高める指導があつて後、「態度」として表れる事柄を含め、多様な視点・方法によって評価するもので、単に提出物を出すか否かによって判断されることではない。

(3) 評価に対する生徒の受け止め

本校では、提出物のための再登校が常態化している。検証委員会の聴き取り予定時間

に先だって提出物を出して来た1年生がいたり、「たまに再登校で提出することがある」と語る2・3年生がいたりした。

生徒たちは、提出しなければ内申が下がるという共通認識を持っていたのである。本生徒も同様に、提出物を出すことが「関心・意欲・態度」の評価につながるという認識を有していた。

註1 観点別学習評価・・・学習状況を分析的に見るために、各評価の観点（「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」）において、成績付けのための評価ではなく、指導の改善に生かすことをねらいとする評価。

註2 評価規準・・・評価の観点に示されたことの、何を身に付けさせたいかを具体的に示したもの。「例えば、九九が出来るようになる。逆上がりができるようになる。」

註3 評価基準・・・評価規準に示されたことが、どの程度できたかを示す判断基準。

「A・・・十分満足、 B・・・おおむね満足 C・・・努力を要する」の3段階で各個人の学習到達度を判断する。

註4 観点別学習状況・・・評価規準、評価基準に基づいて行われる学習の進み具合。

5 部活動の問題

（1）部活動の教育的意義と位置付け

部活動が、生徒の人格的成長や発達にとって極めて重要な教育的価値を持っていることは誰もが理解している。

明確にすべきことは、学習指導要領に明記されたことを受け、部活動が、学校の教育活動の一環として行われることを、学校の教育目標及び部活動の指導方針に位置付けられることである。つまり部活動は、これまで以上に学校長の責任体制下で教育課程との関連が図られて実施される必要がある。

本校では、こうした視点からの位置付けが無く、教育課程外の活動という認識に止まっている。そのことは、保護者に示される部活動の基本方針が部活動単位であり、校長の責任下で行われる教育活動であるとは到底理解できない記述から明らかである。

ソフトテニス部にあっては、保護者説明会の折りに「宿泊遠征などのクラブチームとしての参加も行う」として、大会・練習試合等における保護者の送迎・引率の協力依頼を行っていることから、部活動とクラブチームの性格を併せ持っていることが分かる。

部活動は、学校の教育活動の一環として、校長の責任下において、学校の指導方針・指導計画に基づいて実施される活動であることを学校内外に明示する必要がある。

（2）指導上の問題点

保護者に配布された「ソフトテニス部の活動基本方針」に、活動目標は「常勝チーム（競技である以上試合に勝つ）」と端的に示されている。現実には、まさに目標通り「勝つ」ことを主眼に置いた活動が展開されている。朝練習、授業後の練習、土日も終日練習が行われており、長時間にわたる練習は、生徒自身の心身の発達に弊害をもたらすことも十分考えられる。

本生徒は意欲的、積極的に部活動に取り組み、テニス技術以外の面でも懸命に頑張

っていた。こうした本生徒の姿は下級生に評価されていたものの、テニス技術の向上が今一步であったこともあり、部活動内でのポジションは低く、居場所はほとんどなかった。

本校では、部活動を通して、生徒の人間性・社会性を高め、豊かな人間関係を築いていくための生徒理解や、生徒同士の人間関係を把握し指導するということが教師の意が十分働いていなかった。

日頃から、生徒の不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の状況把握に努め、生徒の人間関係について教職員間で情報交換できる体制が無かったことも本事実発生の一因となったといえる。

なお、見直しに当たっては、平成25年5月27日に取りまとめられた運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」を参照されたい。

6 学校経営の問題

(1) 学校経営における校長の役割

学校は、生徒の成長を組織として保証するために存在する有機体である。組織で目的を達成するために、学校が有する資源を効果的にマネジメントする任に当たるのが校長である。また校長は、学校という組織を、そこで学ぶ生徒の成長・発達に向けて機能させるという点において責任を持ち、極めて独立的な営みを行う。そのために果たすべき役割は、日々の教育活動における、生徒の全人教育に資する学校経営ビジョンの提示と、緊急時の危機管理対応である。

学校経営ビジョンは、校長の理念に基づき、教職員とともに学校の長所や課題を含む実態を把握したうえで、教育目標・基本方針として提示される、校長の校内外に提示する公約とも言える。

その実現には、多様な価値観・能力を持つ教職員との目標共有と協働が欠かせない。そのため、目標の共有化を図る議論を繰り返し、教職員の使命感と価値観を高め、協働して総合力を発揮できる校務分掌や学年構成が必要である。

学校では日々新たな問題が生起する。問題性を正しく把握し、解決策を講じ、実践を統括し、問題解決に組織的対応で臨み、推移に応じ、立場の決断を集約して出た結果の責任を取るのも校長である。

学力向上の取り組みや生徒指導上の問題対応も、時々の解決過程を通して、個々の教師の力量向上につなげ、学校の教育力の質的向上を目指すのが校長のリーダーシップである。

危機発生時には、なおのこと校長の決断が求められ、時宜に応じた適切な対応を講じることによって大事に至らないよう図らなければならない。

(2) 本校における状況

他にも校長が果たすべき役割は多くあるが、ここまで述べてきた視点に限って本校を見てみると、生徒の実態把握も学校の課題把握も十分とは言えない。また、理念に基づく目標、基本方針、課題解決のための基本計画等は、形を整えるためだけのものに終わっている。そのため、取り組みの成果と課題を次年度につなげ、学校の教育力向上を図るシステムになっているとは言い難い。このことは、学校の取り組みが前年度踏襲で推移していることから見て取れる。

それでも持ちこたえているのは、ミドルラインである中間管理職や学年主任を中心と

した教職員の懸命なワークであるが、教育活動として、意図的に個々の力量向上を図る取り組みとなっていないところが、トップマネジメントの問題である。また、本事案の因となった、いじめの認識と取り組みや、評価の方法、部活動のあり方等々が、学校経営の視点で明確に位置付けられておらず、論ずることも十分ではなかったことも問題であった。

7 スクールカウンセラーの活用

(1) 名古屋市におけるスクールカウンセラーの配置状況

本市においては、平成7年の文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始以来、公立学校への臨床心理士など児童生徒の臨床心理の専門家（註1）の配置がなされるようになった。現在は全中学校に週1日7時間または週2日4時間ずつ、小学校60校には隔週で1日7時間または週1日4時間配置されているほか、配置のない小学校については、ブロックの中学校に配置したスクールカウンセラーが対応する形となっている。現在の本市のスクールカウンセラーは全員が臨床心理士の有資格者である。

スクールカウンセラーの業務として、本市のスクールカウンセラー活用事業実施基準（資料7）においては、①カウンセリング等における教職員に対する助言、②事例検討会における専門的立場からの助言、③教育相談に関する校内各種研修会の実施に向けた支援、④校内研修や家庭教育セミナー等の講師、⑤生徒や保護者との相談活動等、⑥児童生徒のカウンセリング等における情報収集・提供、⑦その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの、と提示されている。

児童生徒や保護者の相談に直接応じるいわゆるカウンセリング業務の重要性は勿論であるが、それに先立って、教職員へのコンサルテーション（註2）、研修実施への支援など、学校全体としての相談機能を高めるための間接的な支援が強調されている。

(2) 本校におけるスクールカウンセラーの活用

1) 相談活動

本校においては、平成24年度までは週に2回4時間ずつ、平成25年度は週に1回7時間、臨床心理士が配置されている。本校における相談件数は平成24年度（4月～2月）が「生徒・保護者、149件」「教師、50件」、平成25年度（4月～事案発生前）が「生徒・保護者、33件」「教師、8件」となっている。

このように、本校ではスクールカウンセラーに相談をするのは、生徒と保護者が多く、生徒が相談している場合に担任教師とスクールカウンセラーが情報交換することはあっても、教師が生徒の理解や関わりについてスクールカウンセラーに相談することは殆どないのが実態のようである。

本市の実施基準においては、生徒や保護者への直接的な相談活動（⑤）より前に、教師へのコンサルテーション（①）、事例検討会での助言（②）、研修会の実施支援（③）、研修会における講師（④）等、教師を支援し、教師・学校の相談機能を高めることで間接的に生徒や保護者の支援を行う活動が挙げられていることとは対照的である。

2) 校務分掌上の位置づけ

本校の校務分掌には、教育相談に関する委員会は単独では存在せず、平成24年度は「生徒指導・いじめ・虐待・人権教育委員会・学習支援・特別支援教育委員会」、平成25年度は「生徒指導・いじめ・人権教育委員会・学習支援・特別支援教育委員会」が一体化した委員会名が記載されている。委員としては、この委員会独自の委員名ではなく、運営委員会と同じと記されている。ちなみに運営委員会のメンバーは、校長・教頭・教務・学年主任・特別支援・生徒指導主事・保健主事・進路指導主事・事務が挙げられて

いるが、スクールカウンセラーは、いずれの委員会にも位置づけられていない。

3) スクールカウンセラーの活動分類と本校における活用

スクールカウンセラーの活動は、支援対象、支援活動のレベルに応じて次のように分類することが可能である。問題の発生を予防するとともに、心の健康を増進する一次的援助、問題の早期発見・対応をめざす二次的援助、生じた問題に対応し解決・改善を目指す三次的援助活動に分類されるが、本校においては、生徒、保護者への三次的援助が大半を占めており、他の活動にはほとんど活用されていない。

表1 対象別スクールカウンセラー(SC)活動分類

	児童生徒	保護者	教師
一次的援助 (予防・啓発)	SC便り 心の授業	SC便り 家庭教育	研修会
二次的援助 (早期発見・対応)	声かけ 居場所活動	子育て 井戸端会議	情報交換・ 協議
三次的援助 (問題対応)	カウンセリング	カウンセリング	コンサルテーション 事例検討

校務分掌上の位置づけもなく、定期的な情報交換・協議の場も設定されていない。生徒・保護者への直接的援助に偏った活用となっており、教師への研修やコンサルテーション等を通してスクールカウンセラーの専門性を教師の生徒理解や対応スキルの向上に生かすという活用がなされているとは考え難い。

(註1) 臨床心理士、精神科医、及び大学教員(児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識および経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師(常時勤務をする者に限る)の職にある者、またはあった者)

(註2) 異なった専門家の間で、一方の専門家から他方の専門家に対してなされる助言。ここでは教育の専門家である教職員に対して、心理の専門家であるスクールカウンセラーから児童生徒の理解や対応についての助言がなされること。

第2 本生徒の理解と対応

1 本生徒の対人関係上の特性に基づく言動と周囲の理解

本生徒は、ルールや正しいと思ったことに基づいて行動しており、必ずしも相手の意向には頓着しない傾向を持っていた。部活動において準備や後輩の指導を率先して行ったり、授業中に挙手して積極的に発言したり、他の生徒の間違った解答を正したりするのは、それらの行動が正しいと信じているからであって、周囲に認められたり評価されたりすることを求めているわけではなく、まして自己の優秀さをひけらかして他者を貶めようなどという意図は一切なかった。しかし、授業中の解答の訂正等については、言われた生徒は不快に思い、特にCはひどく腹を立て、友人に愚痴ったりもしていた。

また、言葉を字義通り受け取る傾向があったことから、「死ね」と言われれば、「(死ぬためには) どうすればいいのか」と聞いたり、「キモイ」と言われれば「あなたはそんなに美人なのか」と、言葉そのものに反応して意味を問うたり正したりするために発言していたのであって、相手をやり込めようとか傷つけようとかいう意図があったわけではなかった。教師も含めて、周囲からは、理屈っぽい、言い返していると受け取られ、本生徒が一方向的に傷つけられているというようには見られていなかった。

不快感情を表に出すことがほとんどなかったことから、ソフトテニス部や学級での暴言に対しても表情を変えることはなかったが、親しい友人に B の言動についての愚痴を零していたエピソードなどから全く気にしてなかったとは考え難い。

このように、本生徒の「正しいと思ったことは実行する」「疑問に思ったことは質問する」特性は、C の怒りを買って「キモイ」「死ね」等の暴言をエスカレートさせるとともに、周囲からは「気にしていない」「(対等に) やりあっている」と見られ、さらに「不快感情を表に出さない」ことも加わって本生徒の苦痛、困り感が見逃されることになっていたと考えられる。

担任は、本生徒について「独特の空気感があった」と言うなど、他の生徒とは異なる個性を持つ生徒だという捉え方はしていたようである。しかしながら、これまで述べてきたような特性を持っており、そのことが周囲にいかなる影響を与えていたかについて、明確に認識していたとは考え難い。仮に、「本生徒に悪意がなくても、結果として本生徒の言動が周囲に不快感を与える可能性がある」という認識があれば、本生徒に対しては、「このような場面でそのような言動をすれば、相手が傷ついたり不快に思ったりする可能性がある」ことを伝え、具体的にどのような言動をすべきかについて指導することができる。

また、B や C に限らず、周囲の生徒に対して、本生徒は「単に自分が正しいと思ったことをしているだけ」であって、「相手を馬鹿にするとか傷つけるとか言った意図が一切ないこと」を伝えて、トラブルを回避することに繋がった可能性はある。

2 提出物忘れの理解と対応

本生徒は、まじめで成績もよかったのに、提出物忘れが多かった。その理由について、母親は「注意された時点では覚えているが、他に何かがあると提出物の存在そのものを忘れてしまう」と理解していた。本生徒自身も生活ノートに「今日こそやらなきゃ→間になんかはさむ→忘れてる」と書いており、いくら忘れまいと思っても、新しい情報が入ることで元の情報が失われてしまった。このように本人の提出物忘れの背景には、情報の同時処理の苦手さがあった。

従って、本生徒の提出物忘れをなくすためには、その重要性を伝えて自覚を促すだけでは意味がない。注意を受けたその時点では、本生徒も提出物を出さねばならないと思っているのであるが、その後部活動をする、ゲームをする、誰かと何かを話すといったことがあると、提出物の存在を忘れてしまうからである。忘れないためには、担任からの質問に本生徒が生活ノートで答えているように、「メモを取る」「確認する」ことが必要であった。ただし、メモを取る必要性を理解していたにしても、実際に提出しなければならぬ課題が出された際に「メモを取り」、自宅で「メモを確認」して課題を遂行し、遂行した課題（プリントやワークブックなど）を鞆に入れ、翌日学校で忘れずに提出することは決して容易ではない。

これら一連の過程が滞りなく進むためには、要所要所での周囲からの確認が必要となる。実際に中間テストの時には、担任が生活ノートで提出物について確認しており、それに応じて本生徒も生活ノートのメモ欄にきちんと提出すべきものを記載していたために、提出物忘れはなかった。しかし、期末テストの際にはそのようなやりとりはなく、提出物忘れが頻発している。

本生徒の提出物忘れについて、母親、担任いずれも、本生徒が決して怠けている訳ではなく「他の情報が入ることで提出物の存在そのものを忘れる」という理解をしていた。

しかし、その改善に向けては、多くは注意して自覚を促す対応に留まっていた。そのため、提出物忘れが繰り返され、本人の悩みを深めることになっていった。他の教師も真面目な本生徒の提出物忘れの多さは気にしていたが、その背景にどのような特性があり、解決に向けてどのような手立てが取れるかについて、相互に話し合ったり、スクールカウンセラーに相談したりするといったことはなかった。

専門家への相談が適切になされており、本生徒の提出物忘れの背景が正しく理解されていたら、本人の自覚に任せることとせず、メモの記入や確認が習慣化できるまで、周囲が援助したり、その都度確認して遂行を促したり、メモやチェックリストを特定の場所に収納したり掲示したりすることで忘れ物を減らすことなどが可能になったであろう。しかしながら、本事案ではそこまでの対応に至らなかった。そのため、提出物忘れが繰り返され、本生徒の苦悩を深めることになった。

3 B・C との関係の理解と対応

席替え後、本生徒の前の席の B の「ちょっかい」や暴言がエスカレートしていった。しかし、筆箱を取られた際には取り返したり、死ねと言われて「どうして死ななければならないのか」と質問するなどの言動をとっていたことから、本生徒が一方的に被害を受けているのではなく、対等にやりあっていると見られがちであった。筆箱等大切なものを取られたら取り返すのは当然のことであり、また、言い返しているように見えた本生徒の言動は、「わからないことは質問する」、「正しいと思ったことは発言する」という本生徒の特性に基づくものであったが、周囲からは対等であり、じゃれあっている、友人関係にあると思われがちであった。

担任は、友人関係にあるかについては疑問に思い、家庭訪問時に質しているが、それでも、やり返していた、言い返していたことを以て、本人の負担感は理解しながらも「いじめ」ではなく「ちょっかい」であるとみていた。

1 にも記したように、本生徒が不快感情を表に出さなかったことも加わって、B との関係の深刻さが正しく理解されず、時期を待たない席替えなどによる積極的な介入に繋がらなかったと思われる。

C は気性が激しく、気分によって多くの生徒に「うざい」、「死ね」などの発言をしていた。担任は 1 年時から C を受け持っており、特別の配慮をして関わっていたが、席替え後も特に C と本生徒の関係には着目していなかった。1 で述べたように、本生徒の相手の意向に頓着しない発言が C を傷つけ、不快にしていたことが窺われるが、担任は必ずしもそのことを理解していなかったと思われる。仮に、本生徒の言動が C を傷つけていたという認識があれば、前述したように本生徒に対して悪意はなくても相手を不快にする言動をたしなめたり、C に対して本生徒の悪気のなさを伝えて怒りを緩和したりする対応が取れた可能性がある。

しかしながら、本校においては生徒指導上の問題が頻発していたために、本生徒のような基本的にはおとなしくて周囲に大きな迷惑をかけることのない生徒の理解や対応についての優先順位は低かった。担任も気かけながらも、敢えて学年会で話題にしたり、スクールカウンセラーに相談したりして、助言を求めるような対応に至っていなかった。ただし、先に述べたように、本校ではスクールカウンセラーによる生徒理解に関する研修会も開かれておらず、また、このような生徒の特性の理解や対応を協議する場である筈の委員会が単独では存在せず、機能していたとは考え難い実態から、本生徒についての理解と対応の不十分さは学校全体の組織的な問題に起因する面も大きいと思われる。

第5章 事後対応について

本事案発生以来の学校・市教委・検証委員会（以下検証委という）の対応は別紙3（事後対応経過一覧）の通りである。資料に基づき、時期を区切ってそれぞれの対応を説明する。

第1 取り組み

1 事案発生から1学期終業式までの取り組み

（1）学校・市教委の対応

7月10日（水）

市教委は、事案発生を受けて複数の指導主事を配置し、学校と連携して実態把握と対応に当たるとともに、遺族に弔意を示しつつ遺族の意向を受け止める体制を取った。

7月11日（木）

校長は、全校集会で起きた出来事を悼むとともに、「命の尊さ」「互いに尊重し合う」「相手を思いやる」ことの大切さ等について講話をして学級会につなげた。

この時点で最も意を用いたのは「連鎖行為を起こさない」ことだった。そのため、市教委は複数のスクールカウンセラーを配置して、ハイリスク生徒の早期発見・早期対応を期した。

また、早急に事実確認を進めるため、管理職と指導主事のペアで、全職員を対象とする簡単な聴き取りを2日間行った。

この日、2度の記者会見が行われ、校長・教育長・学校教育部長等が出席した。最初の会見で記者からいじめについて問われ、学校教育部長は「本事案は、複数の人から死ねと言われた内容があるので、いじめであると疑わざるを得ない」との認識を示した。

7月12日（金）

学校は、ここまでに分かったことを伝えるため、保護者の勤務状況を勘案し、午前と夜の2回、全校保護者説明会を実施した。説明会に出席した学校教育部長は、保護者の質問に答え、第三者機関の設置に言及した。

警察は事件性の有無を確認すべく、学級・部活動生徒の聴取を始めた。生徒の希望により、保護者の同席や教師・指導主事の立会いの下で実施したケースも多くあった。

市教委は、生徒が把握している内容を早急に確認するため、全生徒対象に匿名アンケートを実施した。また、臨時教育委員会を開催し、「命を大切に・相談を促す・いじめは絶対に許されない」旨の内容をまとめた「緊急アピール」を採択し、16日（火）市内全児童・生徒に配布した。

16時からの記者会見には、校長・教頭・学校教育部長が出席し質疑に応じた。

7月13日（土）～15日（月）

海の日を含む3日間、多数の指導主事と学校管理職は、手分けしてアンケートの集約と分析に当たり、生徒たちが、今回の事案をどう見ているかの実態把握に努めた。まとめた結果は全て遺族と担任に提示した。

7月16日（火）

学校は、生徒の「心の健康調査」「当該クラス生徒のカウンセリング」を行い、生徒の心のケアを進めた。保護者へも「子どもたちの心のケア」と題するパンフ

レットを配布し、心の動揺から来る行動の変化が見受けられたら、スクールカウンセラーへの相談はもちろん、学校や他機関の利用を促した。

今回の件を踏まえて「ネットいじめの防止」をテーマにした学級会を実施し、インターネットやLINE・SNSへの無責任な書き込みに関わる問題等を考える機会とした。これまでの人間関係を見つめ直し、不確定な情報を信じて惑わされたり安易なやりとりを流したりしないという判断力を高める話し合いに取り組んだ。

教職員の心のケアについては、教職員課安全衛生係を窓口とした臨床心理士との個別面談の機会を設けた。

市教委は、臨時校長会を開き、今回の出来事を共通理解し、それぞれの学校での指導・対応に万全を期すよう意識の再確認を行った。

また、本校の教師が、一刻も早く普段の教育活動に専念できる環境となるよう「スクールガードリーダーの巡回強化」「警備員の緊急配置」をするとともに、殺到する苦情の電話に対応すべく2台の携帯電話を設置し、指導主事が外部からの電話対応に当たった。

ネットの誹謗中傷を防ぐため、業者と連携してネットパトロールの強化を図った。

アンケート調査の結果報告と本校の緊急対応について記者会見を行い、校長・学校教育部長が対応した。そこでの質疑は「いじめの有無」「いじめと気付けたか」「担任と生徒との発言内容の乖離」等であった。校長は、「極めて遺憾に思う。痛恨の極み。極めていじめの可能性は高いと思っている。今後、慎重に分析調査していくのが私の責任。そして、子どもたちの心のケアをしっかりとしていかなければならない。」と語った。

7月17日（水）

ソフトテニス部員のカウンセリングを実施し、ハイリスク生徒の発見と対応に努めた。

7月19日（金）

こうした多様な対応を図りつつ1学期の終業式を迎えた。

職員はこの間の経緯を、「学校全体での話し合いは勿論、学年の話し合いをするいとまもなかった。」とか「振り返ると、ただ対応に迫られた。その時の最大限の対応だった。」という認識が大勢を占めた。騒然たる学校状況が窺われる。

一方、「緊急事態に直面した学校の対応を理解はしているものの、当事者としての問題把握や掘り下げが必要だった。」と振り返る声もあった。

（2）学級・部活動の対応

事案発生を知らされた担任は、実施していた教育相談に区切りを付け病院へ駆けつけた。死亡が確認された本生徒に付き添い家族と自宅へ同行し悲しみを共にした。

7月11日（木）、朝の会にて学級生徒に結果を伝えとともに、本生徒と過ごした日々を思い起こし自分の在り方を振り返ることと、他生徒の行為を非難しないよう泣きながら語った。以来、生徒の前に立っていない。

一方、Aが学級以外のすべての時間を費やした部活動においては、事案発生を訝しみ動揺する生徒が多くいた。時間の経過と個別ケアが相まって不安を訴える生徒は減っていった。この間、部活動全体での話し合いは持たれないまま経過した。

一週間後に控えた3年生最後の大会に出るかどうかの話し合いにおいて、顧問は頑

張っていた本生徒の気持ちを受け止め、思いを一つにして試合に参加するよう話した。その結果、喪章を付けて試合に参加した。

2 夏季休業中の取り組み

(1) 学校・市教委の対応

学校は、夏季休業に入って早々の7月23日（火）、臨時の地域懇談会を開催し、起こった事実の説明と今後の取り組みについて話し合った。質問に答えられない場面もあったが地域が学校を支援していくという意識の確認に役だった。

夏季休業に入ったとはいうものの、部活動の各種大会が開催されるため、学校に教職員全体が集まったのは7月29日（月）であった。ここで校長から、これまでの経過説明が簡単にされた。続いて教職員の記名アンケート調査が行われ、結局話し合う機会は学年主任打ち合わせ会に持ちこされた。

この間、職員のカウンセリングが7月25日（木）から30日（火）にかけて実施された。

市教委は、7月22日（月）に養護教諭の追加配置を措置し複数配置とした。7月31日（水）にはビデオカメラを設置し、校内外の様子が職員室のモニターで確認できるようにした。

市教委と部活大会に参加しなかった管理職等教員は、検証委立ち上げに必要な大部の検討資料作成に忙殺された。

8月1日（木）

新たに主幹教諭を措置し、学校の判断機能と対応力を強化した。また、この日から検証委の第1回会議がスタートした。

8月2日（金）

全校出校日。学校は生徒の今の気持ちや体の状態を把握するため、「心の健康調査」を実施した。また、生徒下校後の10時半から「ブロック（中学校区）現職教育」を開催した。小中の教師を10グループに混合編成し「言葉の大切さについて」をテーマに、「現状を掴む」「原因を探る」「今出来ることを考える」という視点で話し合いを進め、意識の向上に努めた。

8月中、学校は3回の学年主任者会を実施して、本事案の発生を受けての反省や今後の学校教育の進め方について話し合い、8月29日（木）の職員会につなげた。

当該学年の2年生は、5回の学年会を開き、1学期のまとめや本事案をどう受け止めるかについて話し合いを重ねた。しかし、情報不足等で納得できるまとめには至らず、話し合いは2学期に向けての方針や取り組み体制が中心となった。

市教委は、毎週開催される検証委に追われつつも、8月30日（金）「いじめ防止」に向けた研修会を開催し、全市内各校から教務主任、生徒指導担当2名の参加者を対象に、いじめの早期発見、早期対応に取り組む方策を具体的に考える取り組みを行った。

(2) 学級・部活動の対応

事案発生以来、当該クラスを担当することとなった学年主任は、7月25日（木）から8月初旬にかけて学級男子16人、女子18人の家庭訪問を行った。その結果、一部不安を抱える生徒はいたもののさほどのことは無く、ほとんどの生徒の体調は安定していた。目立った話題は休んでいる担任を心配する言葉や復帰を願う声の多さであった。

大会を終えたソフトテニス部は、3年生から2年生へと活動主体が移っていった。この間、本事案に関わる調査や確認、話し合いは一切ないまま、有志生徒が月命日にお参りに出かけた。

3 2学期の取り組み

(1) 学校・市教委の取り組み

9月2日（月）

始業式。生徒会は、言葉づかいや人間関係の持ち方、学校生活の過ごし方を振り返り、今後の充実につながるスローガン作りに取り組んだ。この日はスローガン作りの目的を内面化し、個々の意識をスローガンにするアンケート用紙を配布した。

9月3日（火）

挨拶ボランティア「愛さつ隊」の活動開始。有志生徒と保護者、地域の方の参加により、登校時の挨拶運動を開始し継続されていく。

9月9日（月）

道徳「言葉を考える」の授業を全校で実施。学習シートを用いて友人に対する言葉づかいについて考えた。

9月10日（火）

生徒会主催でプランターに百日草（花言葉・・・友を思う）を植えた。200人を超える生徒ボランティアが参加する取り組みとなった。

10月1日（火）

思春期セミナー「命の大切さについて」を開催。開業助産師と保健所保健師の話を聞き、命の大切さに思いを致す機会とした。

他にも、道徳「命のフォーラム」や「学校生活アンケートQ-U」「情報モラル講演会」「地域清掃の実施」等、様々な活動に取り組んだ。

市教委は、9月2日付けで非常勤講師1名を措置した。

10月9日（水）

ブロック子ども支援本部を設置した。保護者や地域の代表、保護司、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の8人を「子ども支援本部委員」に委嘱し、事務局を本校において活動を始めた。事務局を主幹教諭、指導主事が担当した。校内巡視、生徒・保護者の学習機会の提供、学校が取り組む活動への参加や活動内容を広報することなど、幅広い活動を展開し、以後積極的に学校の支援活動を繰り広げていく。

(2) 学級・部活動の対応

2学期は、1学期に体育大会を済ませており学習に専念できる状況にあったが、生徒たちは落ち着かず、教師たちの懸命な働きかけもはかばかしく効を奏するには至らなかった。2学期の大きな学校行事である合唱コンクールでは、2年生の取り組み意欲の無さが際立ち、保護者の輦蹙を買う状態であった。本学級もその内に含まれた。

部活動は、運動場にプレハブ校舎が出来たため活動範囲を制限されたものの、部員の活動が全員の視野に収まり一体感が増すという副次的効果があった。活動主体が2年生に変わったのを契機に、本事案を受けて活動内容を見直すという動きは全くなかった。

4 検証委員会の取り組み

8月1日（木）

名古屋市長規則86号、検証委員会運営規程により、名古屋市長から検証委員、専門調査員の委嘱を受け、第1回検証委員会（以下検証委と記す）の活動が始まった。事案の検証に要する膨大な資料提供を受け、市教委担当責任者から資料を元にこれまでの経緯について説明があった。

以降、9月9日（月）の第5回検証委まで、追加資料の提供を受けながら「検証に当たっての基本方針」や「今後の調査・検証の進め方」等について検討を重ねた。

9月17日（火）

第6回検証委では、「全校生徒に対するアンケート」「教師に対するアンケート」の実施方法を審議した。この間に進められた、警察から収集した情報を共有した。

9月30日（月）

第7回検証委では、回収したアンケートの集約と教師から始める聴き取りの方法・内容等について審議した。

10月7日（月）～10月16日（水）

教師の聴き取り実施。

10月16日（水）

聴き取り終了後、第8回検証委を持った。それまでに聴き取りを終えた教師分を概観して話し合うとともに、残る教師関係者の聴き取りについて、分担や日程調整、聴き取り内容等について審議した。また、ソフトテニス部員、クラス生徒の聴き取り日程や内容について検討した。

10月30日（水）

第9回検証委では、ソフトテニス部員の聴き取りについて審議した。続いて実施するクラス生徒、担任、市教委の聴き取りや報告書のスケジュール、併せて、聴き取り結果のまとめと課題を市教委へフィードバックすることについて検討した。

11月1日（金）～11月13日（水）

ソフトテニス部員の聴き取り実施。希望者は保護者の付き添いあり。

11月11日（月）

第10回検証委において、クラス生徒の聴き取り日程と内容を審議するとともに、本生徒と親しかった友人の聴き取りと、残る聴き取り対象者の聴き取り内容や日程調整について検討した。また、これまでの各自の感想を述べ、意見交換を行った。

11月26日（火）～12月6日（金）

クラス生徒の聴き取り実施。希望者は保護者の付き添いあり。

11月26日（火）

第11回検証委を開き、クラス生徒の聴き取り初日の報告があった。遺族聴き取りの日程調整と内容や記録等について審議した。また、報告書作成の見通しや追加資料の依頼、聴き取り対象者別担当者の打ち合わせについて検討した。

12月1日（月）～12月20日（金）

この間、遺族、担任、市教委の聴き取りを各2回実施。

12月11日（水）

第12回検証委を持って、これまでに聴き取りを行って分かった課題について市教委へ提起し協議を行った。その後、報告書の柱立てについて検討した。

12月20日（金）

第13回検証委では、聴き取った内容をどのように事実認定していくかについて「部活に関する事実認定資料」を元に審議した。同様な方法で進めることを共通理解して、教師、遺族、市教委分の整理について分担を決めた。以降の検証委は、原稿の進捗状況に合わせて会合を重ねた。

第2 まとめと考察

1 学校・市教委の対応について

市教委は、本事案の発生を受け複数の指導主事を配置し、学校と連携して、遺族・生徒・保護者・教職員・地域・マスコミ等への緊急対応を図った。と同時に、正確な事実の確認を進め、その時点で分かった事柄を元にして様々な対応措置を講じた。1学期が終了するまでの10日間、「連鎖行為を防止するために生徒の心のケア」と「学校の日常活動の早期回復」を図るべく、分担に応じた機能的な対応に努めた。

夏季休業中、2学期と、時日の経過と事柄の推移を見極めつつ緊急対応措置を緩めていった。10月以降は、指導主事が週1～2回の頻度で学校を訪問し指導・支援に当たっている。

学校は、生徒に行ったアンケート調査、管理職と指導主事と組んで行った教職員の聴き取り調査、保護者もしくは教師・指導主事立会いのもとに進められた警察の学級生徒・部活動生徒・教師等の聴取から、本事案の背景を相当程度把握できる状態にあった。

こうして分かった事実を教職員に説明・情報共有し、今後の対応策を講ずるのは市教委ではなく学校の任であり、責任者たる校長の責務である。それが十分果たされなかったため学校は組織として一体的な対応を取れないまま推移した。

なお、警察は本事案に事件性は無いと判断した。

8月1日に検証委員会が立ち上がり、事案の検証は検証委員会を中心に進められるという外的状況はあったものの、学校が当事者として判断し対応する立場を失うわけではない。当該責任者として、適時・適切・的確な判断や対応が求められることは何ら変わりがない。対外的に、本事案の検証は委員会が主体となると発言するのは理解できるが、当該教職員に十分な説明や判断が示されず議論を尽くす場面がないことは理解に苦しむ。

例えば、学校の今後の取り組みを検討した学年主任者会は、主幹教諭と教務主任が中心となり3名の学年主任と話し合いをした。そこには校長の出席が認められない。学年主任者会は校務分掌における位置づけがなく便宜的なもので、本来は運営委員会で議論し検討を深め、ここでの意見形成過程こそ担当者として学校運営に参画できる場である。議論の結果が職員会に提案され、総意となり学校意思となっていくことが組織としての学校が機能する必須条件である。このことは、校務分掌の形骸化と受け止められる。

何度も話し合いを重ねた2年学年会では、学校としての説明や指示がないため、当事者でありながら断片的な情報があるだけで、何とかしなければという意識を持ちながら問題を掘り下げられず、核心を論じられないまま2学期に入っている。

2学期に入り、矢継ぎ早に様々な取り組みが行われた。個々の取り組みを概観すれば一定の効果があったと言えよう。しかし、当該2年生の内面にまでは届かず、問題の本質を捉えた対応とは受け止めなかったのか落ち着いた状態が続き、教師はその対応に追われた。2年生の状況を、他学年の教師も我がことと受け止め、進んで応援

に入った。この間、管理職も懸命に事態の対応に当たったことは多くの教師たちの話るところである。

ここまでの経緯から、責任主体たる校長の自覚と見識に基づく、明確な判断や説明・情報共有を図る努力が不十分なことが分かった。問題に対処する教師に、適切な指示やアドバイス、さらには懇ろな配慮が必要であった。また、生徒の成長を願って働きかける学校としての意思を校内外へ発信することが日頃から不足しており、学校便りが発行されるのは2学期からであった。こうした、校長の存在感の無さによる弊害が随所で見受けられた。

期待できる取り組みは、10月9日にスタートした「ブロック子ども支援本部」の活動である。学校・家庭・地域の代表に加え、指導主事・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールサポーターと多様な専門家で構成され、校内外の状況を把握し、多面的・重層的な見方を取り入れた活動を意欲的に展開し始めた。外的環境整備からのアプローチを主としているが、校内での活動も予定されており成果が期待される。

2 学級・部活動の対応について

事案発生を受けて、クラス担任を兼務することになった学年主任は、終業式まで息つく間がないほどであった。7月25日（木）から8月初旬にかけて、クラス生徒宅の家庭訪問を行い、生徒の現状把握に努めた。休んでいる担任との連絡や復職に向けてのサポートと、生徒の受け入れ環境づくりについて学年間の連携を図りつつ対応に腐心した。

会を重ねた学年会では、それぞれが知っていることを共有すべく、「クラスでのこと」「ソフトテニス部でのこと」「提出物」について話し合った。しかし、話し合いの項目には挙がったものの「全容が分からない」「警察の情報が把握できない」といった状況から問題の核心を議論するには至らなかった。改めて、自分たちで「生徒アンケート調査」を再確認するとか、校長が知り得た事実を教職員間で共有し、関係生徒に対する指導や対応の方針を示していれば、学年としての話し合いが深まり、学年・学級生徒への働きかけにつなげ得る可能性があった。

9月2日（月）クラスの「臨時学級懇談会」が開催された。そこで校長は、「生徒の心のケアと言葉づかい、命の大切さについて指導していく」と挨拶した。続いてクラスを担当する学年主任からは、家庭訪問の感想と担任復帰を求める声が多かったと報告した。教務主任からは学校の今後の取り組みを説明した。僅かな質問はあったものの1時間を要せず終わった。出席した保護者からは、「新たな話が聞けると思ったのに。」という感想が多かった。他学級の保護者の中には、「話が聞けただけ私達よりましだ。」と評する者もいた。かように、保護者は学校からの説明が無いことに不信感を抱いていた。慎重な対応が求められる状況であることは論をまたないが、保護者に対してもう一步、踏み込んだ説明が必要であり、生徒が問題と向き合う状況を作る必要があった。

部活動におけるいじめ行為は、「生徒アンケート調査」にも記されており、何があったか明らかであるにもかかわらず、適切な指導をすることなく時日を経過し現在に至っている。ソフトテニス部の顧問は2年生の担任をし、生徒指導主事としていじめ防止の先頭に立つべき役割を鑑みると本事案の受け止めと対応が十分でないといえる。

3 検証委員会の対応について

検証委は、転落死に係る検証及び再発防止策の検討を行い、市長に報告することを任として、市教委から事案発生以来の経緯について説明を受けることから始まった。

第1回から5回まで、週1回のペースで開催され、事案の概要把握や提供資料の整理と読み込みを踏まえた各委員の示した見解を話し合ったり、基本方針、調査・検証の進め方等について検討した。

第5回検証委では、事前資料の読み込みに目途が立ったこの時期、検証委独自の調査・聴き取りをどう進めるかについて委員提案があった。論議の中心は、検証委の公正・中立・独立性の担保であった。議論の末、原則、庶務を担当する市教委総務部総務課のみの同席で以後の検証委を進めるとした。

第6回検証委では、全生徒・教師に対するアンケート調査について検討し実施手順等を決め、学校教育部とアンケート調査の内容、依頼文の内容、配布・回収の手続き等を調整し実施した。

第7回検証委では、教師・生徒の聴き取り方法を検討するに当たり、学校の状況確認が必要であるため、学校教育部長及び指導室長の同席を要請し検討した。

翌日から始まった聴き取りに関しては、市教委の支援と学校の協力で順調に進めることが出来た。

聴き取りの中味を深めるのに大きく寄与したのは、専門調査員が行った資料の整理やアンケート結果の集計と分析、聴き取り内容を、検証委員全員が即日共有できる対応であった。

他に、検証委員長は、こうした検証委の検討状況を折々に遺族へ報告するとともに遺族の意向を伺いながら委員会の進行に当たった。

苦慮したことは、発言者の匿名性を担保しつつ聴き取った内容が包含する問題点の解決であった。聴き取りの要件として、発言者の匿名性を保証することは当然であるが、聴いた内容によっては緊急対応が求められるという、二律背反する問題が生じた時に委員間で協議した。個人への緊急な支援が必要と判断した内容については、適宜対応した。

報告書を待たずに学校が対応すべき課題については、区切りがついたところで、それら課題をまとめて市教委に提議することとした。検証活動を通して、学校・教師の当事者意識を強化するような働きかけが必要であった。同じことが、市教委との関わりの持ち方についてもいえる。途中から、検証委が自らの第三者性に重心を移したことで、市教委との間に隔意を生じた。検証委の独立性・中立性・主体性を担保しつつも、学校の教育活動向上を図るという観点から、市教委との関わりの持ち方について齟齬をきたすことのないよう丁寧な説明が必要であったと考える。

第6章 提言

第1 学校の使命と教師の覚悟

学校は、全ての子どもたちの社会的自立を図るために、学力・人間形成・社会生活の基礎を身に付けさせる役割を担っている。学校の役割達成を分担して担うのが教職員である。ところが、学校全体で子どもたちの成長を担っていることは見えにくく、ともすれば指導に当たる担任や学年に目が向きがちである。教師自身もそう思う節があるかもしれない。

そこで改めて、子どもたちの成長は、学校が、学校全体で組織として保障していることを再確認するとともに、教職員は組織の一員であることを自覚しなければならない。また、学校が組織である以上、職制がある。学校は、職制に応じた分担と、責任が果されることによって本来の機能を発揮することができる。

例えば、校長という職務は、校務全般を掌握し、教育目標の効果的な実現を図る見地から、学校全体の教育活動について、広い視野に立って指導・助言を行い、必要に応じて判断をする役割である。子どもたちの指導に当たる教師たちに、適切な指導が出来る専門的な力量を有していることが必須の条件である。現在有している能力を、自ら不断の研鑽によって向上に努めなければならない重い職務である。職責が重いだけに、その任に就く人が実質的な力量を欠くと、学校は組織としての使命を果たせないことになる。職に適う力量が求められるのである。

一方で教師も、全ての子どもたちが、自分の将来を切り拓く力を身に付けられるよう教え導く専門職である。人が人を育てるという職は、自らの指導力と人間性で子どもたちの力を伸ばすことが使命である。つまり、教師であり続ける努力と、自らを高める意識が常に必要とされる。

つまり、学校は、プロとしての自覚と責任を持った者が、職務分担をして、学校の教育目標を達成するために連携・協働する組織である。

卑近な例えをすると機械式時計である。時間を表示するという目的のために、多様で多数の部品が組み込まれ、一体となって機能し役割を果たす。一つとして同じ部品は無く無駄もない。部品一つが故障すれば、時間を示すという目的を達し得ない。時計の機能は、一つひとつの部品の磨きあげられる程度によって、滑らかさを増し精度を高める。

学校も、子どもの成長保障という役割を果たすために、教職員自ら、相互に、あるいは全体で自らを磨きあげる意識と努力が必要である。

ある意味、校長を始め教師は、部品となりきる覚悟と専門職であるという自負を持ち、連携して事に当たるといふ、教師ならではの機能を果たすことによって成り立つ組織の一員になりきる必要がある。

第2 「いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止対策委員会（仮称）」への要望

1 「名古屋市いじめ防止基本方針」策定にあたっての要望

「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）は、地方公共団体に対して、「地方いじめ防止基本方針」を策定することが望ましいとしている。

「名古屋市いじめ防止基本方針」の策定にあたって、本報告書の内容を十分配慮するほか、以下のとおり要望する。

（1）「名古屋市いじめ防止基本方針」策定への子どもの参加

「子どもの権利条約」を受けて、名古屋市は、平成20年4月1日に「なごや子ども条例」を施行した。「なごや子ども条例」は、「子どもは、生まれながらにして

一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。」に始まる素晴らしい内容である。第2章「子どもの権利」の中に第7条（主体的に参加する権利）の定めがある。

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、その年齢及び発達に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

（1）意見を表明する機会が与えられること。

（2）自分たちの意見が尊重されること。

（3）意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

いじめ防止は、子どもたちにかかわることである。子どもたちが、「いじめ防止」を自分のこととして、自分で考え、行動することは、子どもたちの権利であり、大人は、それを支援しなければならない。

実際、子どもたちにいじめ抑止の力がつかなければ、いじめ防止はできない。大人だけで、考えて決めたのでは、子どもの能動的な行動力は発揮できない。また、子どもの意見には、大人が気づかない鋭い感性や自由な発想があり、大人にとっても有用である。「名古屋市いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、臨床心理士や子どもの人権に詳しい弁護士等の専門家の意見のほか、広く名古屋市の子どもの意見を取り入れるべきである。

（2）「なごや子ども条例」の理念と子どもの権利の尊重

「名古屋市いじめ防止基本方針」の前文あるいは、第1項で、「名古屋市は、いじめ防止にあたって、『なごや子ども条例』に定める理念と子どもの権利の全ての条項を尊重する。」（趣旨）を宣言すべきである。

（3）「いじめ」防止活動等における子どもの主体的参加

いじめ防止活動は、学校、子ども、家庭、地域によるそれぞれの主体的参加によって行われることが必要である。是非、子どもの主体的参加を重視すべきことを明言すべきである。

（4）全ての子どもへの支援

「いじめ」は、いじめられている子どもに対する人権侵害のみならず、いじめている子どもや傍観している子どもの健全な成長が阻害されているという意味で、すべての子どもの人権の問題である。従って、いじめられている子どもへの支援のほか、いじめている子どもや傍観している子どもの成長のための支援が必要であることを明言すべきである。

2 「本校いじめ防止基本方針」策定にあたっての要望

「推進法」は、各学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」を策定することを義務づけている。本校は、「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたって、本事案を体験した学校として、本事案から学んだことを基に策定すべきである。策定に際して、以下の点を要望する。

（1）教職員が本事案について主体的に考え・学ぶこと

報告書でも指摘したが、本校には、自死の要因については検証委員会が判断するのだから、本事案を基にした反省や課題への取り組みは、検証委員会の報告書を待って

からしかできないのではないかという消極的な姿勢がうかがわれた。2学期以降、いじめ防止について一定の取り組みがなされてはきたが、本生徒の自死の要因と背景事情を基にした学校・教職員の反省と課題の改善の取り組みは、これからが正念場ということになる。

本報告書の内容を受け身で無批判に受け止めるのではなく、主体的且つ批判的に検討し、すべての教職員が情報・問題点・課題を共有できるまで議論すべきである。それがなされたならば、次項の「本事案について生徒とともに考え・学ぶこと」の重要性も認識されるものとする。

(2) 本事案について生徒とともに考え・学ぶこと

生徒の主体的な参加なくして、いじめ防止はあり得ない。

本校の生徒は、本事案で、身近な友人のいじめによる自死を体験したのである。本事案から離れての「生や死の意味」「かけがえない命の尊さ」「いじめは許されない」などの一般的・理念的な「いじめ防止教育」や、他の「いじめ被害」の例を挙げての「いじめ防止教育」をするだけにとどまるなら、生徒は、教師・学校への不信感を募らせるだろう。

一人ひとりの生徒が、本事案に向き合い、あの時、「本生徒は、何を思い、何を感じていたか」、あの時、「自分は、何を思い、何を感じていたのか」について語り合い、その中から、「何が分かり、これから、何ができるか」について話し合うことが何よりも必要である。教師と生徒が、本事案に向き合い、「いじめ防止」について、ともに、考え、決定し、共に行動し、共に責任を負うという関係が作られていくことを切に望むものである。

そのような取り組み過程の中で、生徒は、自己有用感を高め、問題解決能力を身につけていくことにもなる。

(3) 「本校いじめ防止基本方針」策定への生徒参加

「本校いじめ防止基本方針」の策定にあたって、本校生徒の参加が是非とも望まれる。なお、保護者、地域住民の意見を聴取することが必要であることは当然である。

(4) 本事案を忘れないことの明文化

「本校いじめ防止基本方針」の中に、「2013年7月10日の中学2年生の自死を忘れない。二度と同じ悲劇はおこさない。」(趣旨)を明記すべきである。

3 本校の「いじめ対策委員会」(仮称)設置にあたっての要望

「推進法」は、22条で、各学校に対して、「いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めている。

「推進法」11条によって国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下、「いじめ防止基本方針」という)は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について、「学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。」とし、具体的には、以下のような役割が想定されとしている。

- ・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

「組織の名称としては『いじめ対策委員会』などが考えられるが、各学校の判断による。」としている。ここでは、便宜上「いじめ対策委員会」と呼ぶことにする。

本校の「いじめ対策委員会」設置に当たっては、以下の2点について要望する。

(1) スクールカウンセラーの参加

「いじめ防止基本方針」によれば、この組織には、学校の教職員のほか、心理や福祉の専門家、弁護士、医師その他の外部の専門家の参加が考えられている。上記役割から考えて、必ず、本校のスクールカウンセラーが参加すべきである。また、本校の養護教諭の参加も望まれよう。

(2) 「いじめ防止活動」関連事項への生徒参加

「いじめ対策委員会」の主な活動内容として、いじめ防止の学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正があるとされている。当然、本校における「いじめ防止活動」が取り上げられることになる。いじめ防止のための取り組みは、生徒が主体として関わることになるのであるから、少なくとも、この点に関する議論には、生徒代表がメンバーとして参加すべきである。

第3 いじめ防止の取り組み

過去の「いじめ防止教育」は、学校が計画し内容も決定して、生徒は受講するだけの立場であった。また、内容においても、一般理念的なものが多く、具体的な事例を取り上げることは少なかった。

しかし、それでは、生徒自身に「いじめ抑止力」が育たない。

本校においては、まずは、「本校いじめ防止基本方針」策定にあたっての要望の(1)(2)にあるように、「教職員が本事案について主体的に考え・学ぶこと」「本事案について生徒とともに考え・学ぶこと」が行われなければならない。それこそが、生徒が主体的に参加する本校での「いじめ防止教育」のスタートである。

その中では、心理、福祉、教育の専門家や医師、弁護士などの助言を受けることも必要となろう。他の学校の取り組みを参考にすることも有用であろう。

しかし、大事なことは、本事案から目を背けるのではなく、本事案に向きあい、自分自身のこととして、「いじめ」を考え、自分自身のこことして「いじめ防止」を考えることである。

その上で、視野を広くして、名古屋市さらに全国での生徒主体の「いじめ防止」の取り組みを見ると、実に様々な取り組みがある。

中学生が、自分たちで、「アンケート」内容を考えて実施したり、「いじめ防止憲法」を作ったり、いじめ体験者や「いじめ」によって自死した生徒の遺族から話を聴くことを企画したり、「いじめ」をテーマにした劇をするなど素晴らしい取り組みが多くある。

その他、他団体が実施する「いじめ防止」活動のメニューを活用する取り組みもある。研究と実践を重ねて作られた「いじめ防止プログラム」(生徒参加型の講演会やワ

ークショップなど）を導入している自治体・学校はかなりある。愛知県弁護士会も、平成26年度から、学校への「いじめ出張授業」の活動を本格実施する。

ただ、「プログラム」を外部委託し、講演会やワークショップを外部団体に丸投げし、「いじめ出張授業」をただ受けるなどで、「いじめ予防教育」ができたとする安易な対応になってはいけない。

教師と生徒が、子どもの人権の視点から、自分の学校の実情と課題を意識したうえで、各メニューを選択して導入し、そこで得られたことを学校でどう生かしていくのかということを考えて行動していくという主体的な取り組みが必要である。それがなければ、「いじめ防止」の単なる「行事」になってしまうからである。

学校が生徒の主体的参加を重視しようという姿勢を持つなら、「いじめ防止」の取り組みは既に様々なものがあり、生徒と一緒にあって、新たな取り組みを創造していくことも出来るだろう。

本校においても、本事案を契機に、教師が学び、生徒が学び、教師と生徒が共に「いじめ」を考え、生徒の主体的参加を重視した「いじめ防止」の活動の取り組みがなされることを心から期待するものである。

第4 包括的心の健康教育の推進

1 法整備との関連

平成25年6月に制定され、9月に施行された「いじめ防止対策推進法」、およびそれに付随して定められた文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「学校いじめ対応のポイント」において、いじめの未然防止の具体的手立てとして、自他を尊重し、コミュニケーション能力やストレス対処能力を育む幅広い視点からの心の健康教育の必要性が指摘されている。

(1) いじめ防止対策推進法における取扱い

「いじめ防止対策推進法」においては、第3章の基本的施策のなかで、「学校におけるいじめの未然防止」に関する第15条において、「心の通う対人交流の能力の素地を養う教育及び体験活動の充実を図ること」が謳われている。

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」における取扱い

「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめの未然防止の基本として「心の通じ合うコミュニケーション能力を育むこと」「ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ること」が挙げられている。

(3) 「学校いじめ対応のポイント」における取扱い

「学校いじめ対応のポイント」においては、いじめに向かわない態度・能力の育成に関連して、「児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる」ことが挙げられ、児童生徒の社会性の構築に向けての取り組み例として、ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポートが例示されている。また、いじめが生まれる背景と指導上の注意との関連では、加害の背景に勉強や人間関係等のストレスの関与を踏まえて「ストレスに適切に対処する力を育む」ことや、自己有用感や自己肯定感を育むために、「児童生徒に他者の役に立っていると感じ取れる機会を提供すること」の重要性が掲げられている。

2 包括的心の健康教育といじめ防止教育

いじめに限らず、今日学校現場においては、児童生徒のさまざまな危機の予防を目的

に、種々の予防教育が行われている。多くの中学校で薬物乱用防止教育、性に関する教育がなされている。一方で、前項で挙げたような、児童生徒の人間関係作りやコミュニケーションの能力の育成のための社会的スキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、ストレスマネジメント教育等も、一部の自治体で必修化する動きがあるなど、児童生徒の不適応防止のために広がってきている。しかしながら、所謂狭義の予防教育と人間関係作り教育を体系づけて実施されるケースは殆どない。

薬物乱用防止教育では、多くの場合、薬物の恐ろしさを映像や体験者の語りによって伝え、「自分を大切に」「誘われても断るように」という指導がなされる。また、性に関する教育の中でも、安易な性交渉による望まない妊娠や中絶、性感染症の危険を伝えた上で、同様に「自分を大切に」「きちんと断ること」が推奨される。しかしながら、自尊感情が低く、投げやりになっている子ども、周囲の人との繋がりを感じることができない子どもに「自分を大切に」という言葉は響かず、また唯一自分に声をかけてくれた対象からの誘いを断ることは容易なことではない。薬物や危険な性交渉に走る子どもたちは、それらの危険性を知らないからではなく、背景に自尊感情の低さやソーシャルサポートの乏しさがあることはよく知られている。

このような広い意味での心の健康教育、予防教育は、その目的によっていじめ防止教育、デートDV防止教育のような特定の問題解決・予防中心のものと、自尊心向上、対人スキル向上のようなあらゆる危機予防の基礎となるスキルを育てるエンパワメント型に分類される。

図1に示すように、エンパワメント中心の基礎的対人スキルの上に、特定問題を予防する教育を位置づけ体系的に実施することで、効果的かつ効率的に予防教育を進めることができると考えられる。

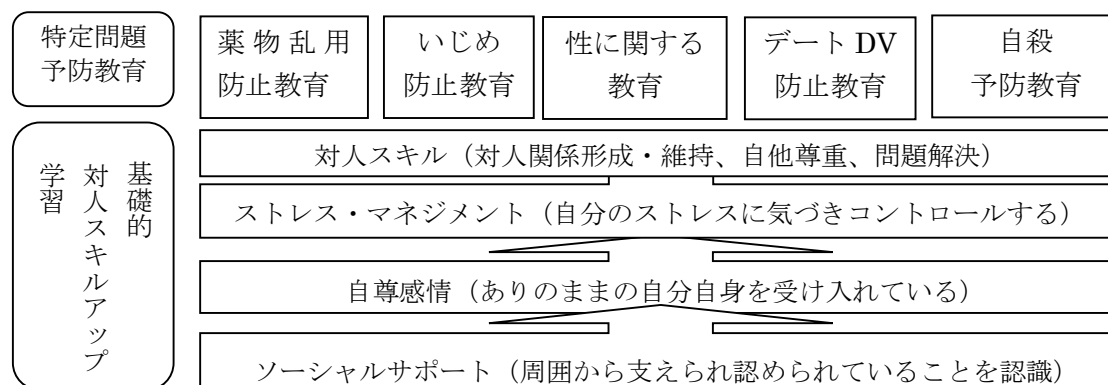


図1 基礎的対人スキルアップ教育と特定問題予防教育の包括的心の健康教育推進モデル

（1）基礎的対人スキルアップ学習

基礎的な対人スキルとして、周囲の人から自分が支えられ、認められていることを知る、ありのままの自分自身を受け入れる、自分のストレスに気付いてコントロールする、対人関係を築き・維持する、対人葛藤場面で自他を尊重したコミュニケーションが取れるようになるといったことが、図1のように階層的に位置づけられると考えられる。

これらに関して、小学校段階から段階的に、かつ生徒や学級の実態に即して繰り返し取り上げることが重要である。対人スキルアップ学習として、一定の時間を確保して行うほかに、日々の教科の学習や特別活動、行事への取り組みの中でも、教師がこのようなスキルの育成に意識的に取り組むことが重要である。

また、学習への主体的・意欲的な取組みの背景にはこれらの基礎的対人スキルが関わ

っており、このような学習を積極的に行うことが、結果として学力向上にも繋がるということが指摘されている。

（２）いじめ防止と基礎的な対人スキル

学校におけるいじめは、加害生徒、被害生徒の二者関係に留まらず、観衆、傍観者を含む四層構造の中で生じ、エスカレートすることについては既に述べたとおりである。いじめを防止するために、加害の背景にある学習面や人間関係上のストレスの関与を踏まえた「ストレス対処能力の育成及び自己有用感・自己肯定感を育む必要性」は「学校いじめ対応のポイント」に述べられている。被害生徒が自らがいじめにあっていることを認めがたく、容易に周囲に援助を求めないことは本事案からも明らかである。しかしながら、日頃から自分自身が周囲の人々に受け入れられ・認められていることを実感できる機会を多く体験し、そのような取り組みを通して暖かい学級雰囲気醸成されれば、また、困難に直面した際に周囲に助けを求めることが決して恥ずかしい事ではなく、有効な対処方法であることを学ぶ機会が提供されれば、被害生徒が一人で悩みを抱え込むことなく、身近な対象に援助を求めることも可能になってくるだろう。また、いじめの解決には、観衆、傍観者といった加害生徒、被害生徒以外の生徒の中から仲裁者が出てくることが効果的だと言われているが、仲裁者になるには、自分を信じること、相手の感情に気づくこと、自他尊重のコミュニケーションが取れることが求められる。これらはいずれも基礎的な対人スキルとして獲得可能なスキルである。

（３）いじめ防止に特化した教育

他の危機にも共通する基礎的対人スキル教育に加えて、いじめ防止に特化した教育の展開も重要となる。

ストレスマネジメント教育を応用した実践例として、「いじめは絶対に許されない」という人権意識を培うこと、トラウマとなりかねないストレスサーとしてのいじめとそれに伴うストレス反応・トラウマ反応を伝えること、被害からの回復のために周囲ができることを考えさせること、落ち着く方法としての呼吸法や漸進性弛緩法などを体験させること、からなるいじめ防止プログラムの報告がある。他にも読み物教材を通していじめ理解を促す授業や、身体を使ったゲームを通していじめを疑似体験させるものなど、さまざまないじめ防止教育の試みが広がってきている。

既存のプログラムを安易に取り入れるのではなく、学校、生徒の実態に応じて十分検討した上で導入していくことが肝要である。先に触れた、本事案を基にした教師・生徒の話し合いは、教師の側の十分な準備が必要だと思われるが、非常に有効ないじめ防止教育となり得る。

（４）自殺予防教育

特定の危機に焦点を当てた教育として、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育がある。現時点では、子どもに対して自殺を話題にすることで「寝た子を起こす」ことになるのではいかという大人の側の不安が強いのが実情であるが、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育に取り組むことは必要かつ有効である。

その理由としては、国民全体として自殺者数が減っている中で若年層の自殺はむしろ増加傾向にあること、できるだけ早い段階で生涯を通して困難に直面した際の適切な対処方法を学習する「生涯にわたってのメンタルヘルスの基礎作り」が重要であること、子どもは危機に陥った際に身近な友人に相談する傾向が強いため、友人の危機に適切に対処できるよう教育することは、自殺予防のためには不可欠であることが挙げられる。

児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の内容としては、自殺の実態を知る、自殺の

リスクを知る、自分や友人が危機に陥った際の対処方法を知る、地域の相談機関・援助機関を知るといったことが含まれる。実際の導入に際しては、地域の精神保健の専門家やスクールカウンセラー等の援助を得て教員研修を行い、共通理解を図りながら進めていくことが重要となる。

第5 スクールカウンセラーの多面的な活用

1 予防啓発的活動から、問題対応まで

本校においては、これまでスクールカウンセラーの活用は生じた問題の対応に限られていたことは、先に述べたとおりである。現行の、週に7時間から8時間という極めて限られた配置時間の中では、現在問題を呈している生徒への対応が最優先されることは、無理もないことであろう。しかしながら、スクールカウンセラーが直接関与できる時間が限られているからこそ、予防啓発的な活動を通して生徒全体の心の健康を促進したり、早期に問題を発見・対応することで重篤化を防ぐような活動の意味もより大きいとも言える。そうすることで、学校全体に互いに支えあう雰囲気生まれ、健康な生徒たちが重篤な問題を持つ生徒を暖かく見守り、受け入れることも可能になると思われる。

既に問題を呈している生徒へ対応のみに追われる中では、他の生徒が出している危機のサインが見逃され、問題が深刻化していくことも危惧される。限られた時間の中から予防啓発的な活動、早期発見・早期対応的な活動にも目を向け、工夫しながら実施していくことは、結果として生徒全体の安定や成長・発達に繋がっていくと思われる。

中でも、前節で述べた体系的な心の健康教育は、予防啓発段階で実施すべきもっとも重要な活動である。このような教育は学級担任が中心となっていくことで、生徒の実態に即したものとなり、また特定の学習時間内にとどまらず教科学習や学級活動など、学校生活全般へと広げることが可能になる。しかし、学級や生徒の実態を把握したり、それに応じたプログラムの選定、指導案や教材作りなどの過程では、専門家としてのスクールカウンセラーの関与が欠かせない。スクールカウンセラーが担任とともに、計画段階から関与し、実際の授業実施の際にもティームティーチングの形で学級に入ることは、その後の生徒のスクールカウンセラーへの相談の敷居を下げる上でも有効である。

表1 スクールカウンセラーの多面的な活動

	学校				地域
	当事者	身近な支援者		学校全体 (管理職)	
	生徒	教職員	保護者		
予防啓発段階	心の健康教育 啓発資料（スクールカウンセラー便り等）	研修	講演会	作成・配布	講演会
早期発見・早期 対応段階	居場所活動 (相談室開放)	情報交換 (随時)	子育て井戸端 会議	支援システム 検討・構築	
問題対応段階	カウンセリング	ケース・コンサル テーション	保護者面接	プログラム・コン サルテーション	ケース 会議

2 生徒への直接的支援から学校全体への支援まで

スクールカウンセラーの活動は、問題を呈している生徒への一次（直接的）支援、身近な支援者である教職員や保護者への二次（間接的）支援、さらに、管理職を含む学校全体に対する三次支援から構成される。生徒対象の直接的支援としては、個人へのカウンセリングや学級集団等を対象とした心の健康教育など、身近な支援者対象の二次（間

接的) 支援としては、特定の生徒の理解と対応についての助言や教師研修、家庭教育セミナーなどにおける研修など、管理職を含む学校全体への三次支援としては、学校の教育相談体制の構築や研修計画の立案など、学校としてのシステム作りへの援助やその運営に関する助言などを行う。

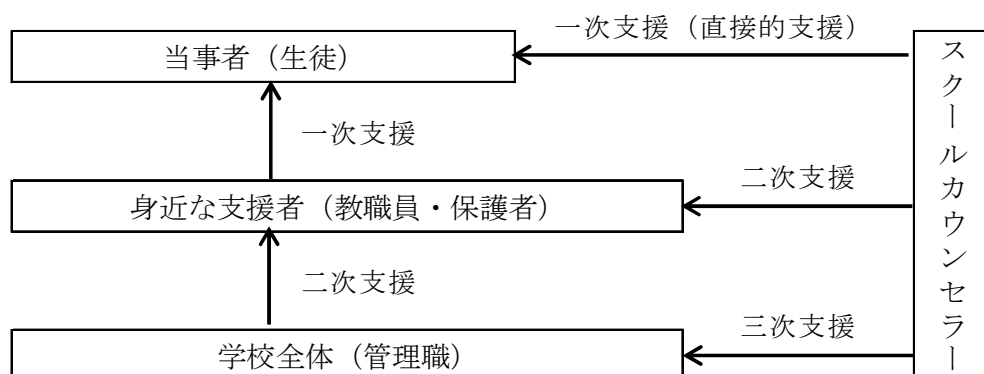


図1 生徒への直接的支援から学校全体への支援まで

一次支援（直接的支援）：カウンセリング、心の健康教育

二次支援（間接的支援）：生徒理解と対応についての助言、研修

三次支援（ ）：教育相談体制、心理教育実施体制など、システム構築運用についての助言

本校においては、生徒への一次支援が大半であった。前項でも述べたことだが、配置時間が限られると一見生徒への支援に偏ることも無理のないことのように思える。しかし、限られた時間だからこそ、身近な支援者や学校全体への支援を行うことで、教師や学校全体の相談機能の向上を目指すことが効率的と考えることができる。スクールカウンセラーが学校に出向くことができる時間が限られていなければいほど、当然のことながら日々生徒と向き合う教師や個々の教師を支える学校全体の体制が重要であり、スクールカウンセラーは生徒への一次支援に限らず、身近な支援者、学校全体への支援を行うことで、結果として生徒の抱える問題の解決や成長発達の支援に寄与することができる。

3 スクールカウンセラーの常勤化への期待

このように、週に7、8時間という現行のスクールカウンセラー配置体制であっても、工夫次第では予防的な対応や学校全体への支援を含む多面的な活用の可能性はある。とはいえ、時間が限られているために制約があることは否めない。そのような意味で、平成26年度から本市で導入が予定されている常勤カウンセラーへの期待は大きい。

(1) 校務分掌上の位置づけの明確化

常勤化によって、スクールカウンセラーの校務分掌上の位置づけが明確になることが期待される。スクールカウンセラーは、生徒指導、教育相談、人権教育、いじめ対応、特別支援教育、などの委員会に正式なメンバーとして位置づけられることで、その専門性の発揮がより保障されることになる。

(2) 常勤化による多面的な活動展開の可能性

スクールカウンセラーの活用について、しばしば教職員から提起される問題点として「学校現場は常に動いており、週に数時間しか来ないスクールカウンセラーだと、必要

だと思ったときに不在であることが多く、タイムリーな相談ができない」「生徒の相談だけ枠が一杯のようで、自分たちの相談までは無理」ということがある。また、スクールカウンセラー自身の努力で工夫の余地はあるものの、学校滞在時間が少ない分、生徒への馴染みが少なく、相談への敷居が高くある面もある。

このような点で、スクールカウンセラーは常に学校にすることで、先に述べたような幅広くタイムリーな活用が促進されることが期待される。

（３）常勤カウンセラーの活用による教師のエンパワメント

しかし、留意しなければならないのは、スクールカウンセラーが常勤化されたとしても、生徒の一次的な支援者は教師であるということである。生徒対応のうち、心理的な問題が関わっていると思われる面の支援について、スクールカウンセラーが分けもってしまうのではなく、スクールカウンセラーは生徒や保護者への直接的な関与も含めた種々のかかわりを通して、生徒のもっとも身近な支援者である教師の後方支援を行うという姿勢が重要である。教師に生徒の状態の心理的な見立てと関わり方といった専門的な支援と、日々の関わりの苦労をねぎらう情緒的支援を提供し、教師自身が本来持っている力を引き出すエンパワメントの実現が望まれる。

第６ 地域での学習支援

子どもの６人に１人が貧困状態にあるというデータを国が公表して５年経ち、この数年、子どもの貧困が社会問題となっている。今年１月に「子どもの貧困対策推進法」が施行された。今後、大綱案が作成されていくことになる。

名古屋市の生活保護率は、平成２５年９月現在、全国値より高めで、２１大都市（東京都は東京都全体）では１２番目に高い。しかも、２１年度以降全国値との差は拡大している。２４年度の生活保護率は、１５年前の３．２１倍となっている（ちなみに、全国値では、２．３２倍である）。

子どもの成長は等しく保障されなければならない。

しかし経済的事情などから家庭の養育環境が整っていないケースが少なくない。経済的事情から、高校へ進学できない子どももいる。子どもの貧困の放置は、子どもの心身の健やかな成長・教育を受ける権利を奪うことになる。

基礎学力がないまま中学に入り、授業が分からないとなると、その生徒にとって、授業は苦痛でしかない。授業が分からないから、教室内に留まってもらえない・私語をしてしまう、他の面白いことを探すなどは、ある意味自然な行動である。しかし、そのような言動は、学校では、問題行動と見られがちである。授業放棄から授業妨害へとエスカレートすれば、他の生徒も授業を受けられなくなる。生徒の学力向上とその定着への働きかけが必要である。

最近、子どもの貧困対策の視点から、生活保護を含む経済的に困っている子どもたちの無料学習支援が地域で行われるようになってきた。

名古屋市は、生活保護受給世帯の中学生に大学生が無料で勉強を教える「学習サポートモデル事業」を２０１３年度から実施している。

今後、このような事業を広げ、小学生の上級生も対象にすべきである。

このような学習支援の取り組みが広がれば、授業放棄や妨害は少なくなるし、児童・生徒の学力の向上とその定着に寄与することになるだろう。また、学習支援の場で、適切な支援者の対応がなされるなら、助け合って学び合い、語り合い、時に遊び、その中から、人との付き合い方、他人への信頼感、自己肯定感、連帯感が育っていく機会になる可能

性もある。

このような「地域での学習支援」は、「いじめ防止」にもつながるものであり、その拡充が求められる。

第7 中学校2年生の35人学級編制の早期実現

1 少人数学級実現の経緯

文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会の「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」を踏まえて、2011年度から40人学級から35人学級への改善計画を始めた。

早期実施の要望が高まっていたのを受けていたこの間、文部科学省は学級の標準定数の編制弾力化を認める法改正を行った。以後各地で少人数学級の実現を試みる自治体が出て来た。

愛知県内の市町村で、学級編制の弾力化が全面的に可能になったのは2003年度からで、県の基準を下回る学級編制を必要とする場合は、県教育委員会との協議を経れば、市町村において独自措置（独自予算）による学級編制が可能となった。

名古屋市は、県との協議をしないで措置することが出来、2001年度から小学校1年生の30人学級編制を試行（各区1校、市内16校）、2002年度には市内全校で実施した。

2010年度の愛知県の学級編制の標準は、小学校1・2年生の35人学級編制、中学校1年生の35人学級編制である。この時、独自措置による学級編制の弾力化を実施した市町村は、名古屋市、犬山市、岡崎市、豊田市、安城市、蒲郡市、新城市の8市であった。

このことから分かるように、本市の場合、早い時期から小学校1・2年生の30人学級という独自措置をしていたが、中学校1年生の35人学級は、愛知県が実施した35人学級編制に依るものであり、2年生になると40人学級編制に戻らねばならないという現状にある。

2 少人数学級の成果

学級の定数が減ると学習面では次のことが可能となる。

- ・ 一人ひとりの学習の進み具合を把握し、それに合わせた指導がしやすくなる。
- ・ 生徒個々に対する指導時間が確保でき丁寧な指導ができる。
- ・ 学力定着に時間がかかる生徒への個別指導が可能となる。
- ・ 授業では一人ひとりの発言機会が増える。
- ・ ノートチェックや課題の点検が丁寧にできる。

生活面では、

- ・ 生徒の話をじっくり聞いて対応することが可能になる。
- ・ コミュニケーションの時間が確保しやすくなり、良好な人間関係を築くことができる。
- ・ 指導を要する生徒としっかり向き合い、聞くことから始め、得心のいく指導が可能となる。

等々の教育効果が見込まれる。

3 本校の状況

本校では、中学校１年生の時には、３５人学級編制だったため、３０人学級５クラス３１人学級１クラスの合計６クラスであった。

２年生になると４０人学級編制となるため、３５人学級２クラス、３４人学級３クラスの合計５クラスとなり、１クラス当たりの人数が増えた。

中学校２年生という学年は、中学校生活に慣れ気持ちが緩みがちになることや、進路を間近に実感できないことから問題行動を起こし易い学年だと考えられている。

そうした通念ともいえる現実があるのに、制度上は逆の枠組みが実施されている。

本校は、こうした制度上の歪みも加わって、生徒の多発する問題行動に対する指導に追われるという困難さに直面してきた。こうした状況は他校にも存在し問題を後追いで指導していることと推察される。

本市並びに教育委員会は、教師が生徒と向き合う時間を確保し、生徒たちの学習・生活両面の成長を図る視点から、中学校２年生の３５人学級編制の早期に実現できるよう最大限努力すべきである。

また、学校状況に応じて、きめ細かな指導体制がとれるような加配の仕組みも必要である。

<平成２５年度 学級編制の実施状況>

区分	国	愛知県	名古屋市	豊田市	犬山市
小１	３５人	３５人	３０人	３２人	３０人
２	４０人	３５人	３０人	３５人	↓
３	↓	４０人	４０人	３５人	↓
４	↓	↓	↓	４０人	↓
５	↓	↓	↓	↓	↓
６	↓	↓	↓	↓	↓
中１	４０人	３５人	３５人	３５人	３０人
２	↓	４０人	４０人	３５人	↓
３	↓	↓	↓	３５人	↓

おわりに

この彼の出来事はご遺族のみならず、当該中学の教職員をはじめ生徒の皆さんや保護者の方々に大きな衝撃を与えた。それに対し、直後より教育委員会によるケアがなされたが、この問題は短い期間に完了するわけではなく、今後も配慮すべき課題であるので、継続的に積極的な取り組みをお願いしたい。

当該校の教職員が生徒のために、日夜、献身的な努力をされていることは、学校現場に何度もお邪魔した検証委員の共通の認識である。そうした皆さんの努力を承知の上での様々な提言であることをご理解いただき、一人ひとりの生徒の今後のより良い学校生活を展開していくために、多くの点を深く自己点検し、学校組織としてより生徒の成長につながる学校教育が実現されんことを願っている。

また、各学校がより良い教育環境を持ちうるように、しっかりサポートや指導するのが教育委員会の責務である。この出来事後、いくつかの改善努力や新たな試みがなされ始めていることは評価しているが、今後も継続的な検討と改善努力をお願いしたい。

こうした学校や教育委員会の改善努力が実現していくためには、名古屋市における行政的サポートが不可欠である。名古屋市は二度とこうした悲劇が起こらないよう最大限の努力をお願いしたい。

この報告書はご遺族、生徒、教職員、保護者、教育委員会の積極的な協力により完成した。そうした協力に検証委員会一同、深く感謝しております。
ありがとうございました。

別紙1 事実経過一覧

年	月	日	時刻	クラス	部活
24	夏				※時期が特定できないものは、別紙2に記載した。
24	夏				Aだけラケットを取られたり、帽子を隠される
24	9	1		提出物ができていないため、発熱のふりをして学校を休み、母に怒られる	同じ学年の男女からひどいことを言われて落ち込む
24	時期不詳				ひとりで過ごすことが増える
25	4	8		始業式・クラス替えで仲の良い生徒と離れ、友人が多くいるA組に頻繁に行く	
25	4	初旬		同じクラスの生徒が威圧的な態度を本生徒にとる	
25	4	22		提出物について生活ノートで担任とやりとり →忘れないためにメモをとることとする	
25	4	24		希望者がいなかった体育祭の1500メートル走の選手になる	
25	4	不詳		筆箱を取られて泣いていた	
25	5	7ころ		通りがりに「ウザイ」「きもい」などと言われるようになる	
25	5	中旬			・一部の同級生から、ボールをぶつけられるようになる。「やめて」と言うが、ぶつけられる ・5月中旬以降、3日1回くらい、一部の同級生から「死ね」等の暴言を吐かれる ・1年女子を指導するよう同級生から命令されるようになる
25	5	13		稲武郊外学習。A組の子とばかり写真を撮る(～15日)	
25	5	21		中間テスト(35位)・提出物はすべて出す	
25	5	28		席替え実施。Bの後ろ、Cの横になる	
25	5	30		体育大会。1500mに出場、2位	
25	5月か6月ころ				同級生に胸ぐらを掴まれる
25	6			放課や授業中に、BがAの筆箱を取り、投げたり、「手がすべった」と文房具を落としたり、AがBを追いかけることが増える	
25				BがAを毎放課追いかけて回す	
25				授業中や放課にB・CがAに対し、「死ね」と言うことが増える	
25		4		Bらとともに熱田祭りへ行く(5日も)	
25		15			合宿に参加(2年生は3名のみ)
25	中旬			家庭訪問。 ・「提出物さえ出れば5がつけられる。」「この点数で5をつけてあげられなかったのは、Aくんだけ」と言われる ・担任に対し、Bのことは「友達じゃない」と述べるも、席替えまでは求めず	
25	中旬				同級生の数人が困んで「部活をやめろ」と迫る
25		18		B記載の日直日誌「本日のMVP:A以外のみんな」	
25		27・28		期末テスト	
25		28		理科の提出物期限	
25		末		BやCにからかわれても、言い返すことがなくなった	
25	7	1		期末テスト返却。学年10位	
25	7			合唱コンクールの指揮者募集。Aは立候補せず	
25	7	初旬		B・Cからの「ちょっかい」が増える	
25	7	8		理科のテスト直し期限	
25	7	8	15:30ころ	一度自宅に戻り、理科の提出物を行い、再登校	
25	7	8か9			同級生から「うぜえ」等の悪口を言われる
25	7	9			朝練なし
25	7	9		ハンドボール投げの目標達成し、生活ノートに記載	
25	7	9		指揮者を再募集 ・Aも立候補 ・1日は迷って手をあげなかったが、やってみたくと述べる ・それに対し、C「キモ、お前にできるわけないがん」B「(バカにしたような言い方で)俺にまかせろ」と言った	
25	7	9			1年女子の腕を触って振り方の指導をしたところ、3年男子2名が1年女子に対し、「汚いから手を洗っておけよ」と言った
25	7	10			朝練欠席(母によると、母がぼーっとしていて、気付いたら7時半だったため、朝練を休むことにした。母は、体調が良くなかったことにすればよいと伝えた)
25	7	10			朝練後の部員と会い、部員が朝練欠席の理由を尋ねると、珍しく不機嫌そうになる
25	7	10	1時限目	社会 Bが後ろを向いていて注意される いつもどおり、外国籍の生徒を助ける	朝練を遅刻で休んだと部活顧問に告げる
25	7	10	4時限目	英語の授業 グループ学習で、B・Cと同じ班。グループでの回答をめぐって、B・C:「死ね」A:「じゃあ、どうすればいいんですか、自殺すればいいんですか」B「Aが死ぬらしいぞー!」というやりとりがあった	
25	7	10	4時限目終了後	Aに対し、Cが「今日、自殺するんですよ」B・Cが「死ね、死ね」と言い、Aは自殺するという趣旨の発言をした。それを受けて、Bが周りに聞こえる声で「今日、Aが自殺するんだって」という内容の発言をした。それに対し、担任はそういう発言をしてはいけないという意味合いの言葉をかけた	
25	7	10	帰りの会	指揮者立候補者の意気込みを書く用紙を取りに来ず	
25	7	10	下校時(12:30～13:00)	他クラス友人からの一緒に帰ろうとの誘いを断る	
25	7	10	帰宅	ハヤシライスをあたため、食べる	
25	7	10	15時前	母帰宅。家にAは不在	
25	7	10	15時10分ころ	転落	
25	7	10	15時半前	ノート記載の遺書を発見	
25	7	10	17:00	死亡確認	

注: ↓ 部分は、継続していたことを示す

項目	時期	内容
仲間外れ	1年	Aはちょっかいかけられていたが、自分が注意するとやめていた。Aは、「やめて」と言い、けんかにはならない。ひとりぼっちのときもあって、落ち込んでいたりしていたから、声をかけたこともあった。2年生になってから、1年生の指導をしていたため、部活ではあまりひどいことはなかった。
	2年	物静かで、みんなとはめったに話さない。2年生、1年生とは話さない。
	2年	2年生の中では、1人である。練習開始前のローラーがけも、2年生とは行わず、3年生としていた。
	2年	2年生がAに取る態度が、他の2年生に対するものと比べて厳しかった。
	2年	朝練後、校舎に向かうときに、ほとんど1人だった。2年生になってから多くなった。
	2年	Aだけが2年生の中でからかわれていて、1年生が入部したときから1人で過ごしていた。からかわれたときは、落ち込んでいるようだった。
	不詳	2年生の輪に加わっておらず、「はば」にされているような感じ。A以外で「はば」にされている子は部活内にはいなかった。
	不詳	同級生は、Aのことを「嫌い」「得意なタイプじゃない」と言って、避けている感じだった。
	不詳	噂ではAを嫌っている人はかなり嫌っていて、3年生もAも知っていたと思うが、Aは気にしているそぶりはなかった。
	不詳	最初は同級生といたが、徐々に1人であることが多くなった。「なんでみんなとこないの」と聞くと「いや、別にです」と言っていた。
	不詳	1人であるか、先輩といた。
ボールをあてられる	2年	5月の中頃から、同級生4人が、2-5mくらい離れたところから、ラケットでボールを打ってわざとAにぶつけていた。Aのリアクションはなかった。部活の女子の中で、「ひどいよね」と話題になったことがある。
	2年	2年生が、Aにわざとボールをあてていた。いじめているというより、からかっていると思った。
	2年	2年生から、テニスボールをぶつけられて、Aは「やめろー」と笑っていた。
	2年	2年生がAにボールを当てていた。
	不明	ボールを当てられると、Aくんは「やめて」と言うが、またやられていた。
	不明	テニスのボールをあてると「やめてくださいよ」と笑いながら言うので、Aも遊びだと分かっていると思った。
	1年	1年生のとき、誰かとケンカして「死ね」「うざい」「きもい」と言われていた。僕も少し「きもい」「うざい」と言うことがあった。Aは、「で？で？」と言り返すが、いやだとかやめろとか強く言うことはなかった。
	1年	1年の夏休みに同級生からひどいことを言われて、落ち込んでいた。同級生には注意をした。
	1・2年	ふざけているのではなく、悪意をもって「うざい」「きもい」と言われていた。Aは、初めは言い返していたが、2年生になってから無視するようになった。3年生1名が止めていることもあったが、その人がいないところで言われていた。
	2年5月中頃	5月中頃から、3日に1回くらい、同級生5名から、「うざい」「きもい」「死ね」と言われていた。また、「おい、1年女子に教えて来い」等命令をされていた。Aは、あまり言い返さないが、「死ね。」と言われて、「なんでオレが死ななきゃいけないんだ。」とは言っていた。
	2年	2年生は、Aに対してだけ言葉がきつかった。「死ね」と言われたときは、Aは、悪い口調ではなく、言い返した。Aは、いじめられていたと思う。

項目	時期	内容
暴言・命令・悪口	2年	球出しをしているときに悪口を言われていたが、Aは、球出しに集中して聞かないようにしていた。同級生や先輩から悪口を言われることが多く、ひどいなと思っていた。3年生が注意することではなく、逆に悪口を言う人の方が多かった。悪口を言われていたのは知っていたが、先生やキャプテンに相談するよう指導は受けておらず、先生やキャプテンに話すことは難しかった。暴言は、みんな言ったり言われたりするが、Aは、あまり言い返さず、一方的に言われていた。
	2年	球出しのときに「もっとちゃんとしたボールだせや」と言われたり、真面目すぎると言われていた。亡くなった前日も、先輩、同級生、後輩から、からかわれていた。そのとき、Aは笑ってはいたが、「真面目にやってください」とも言っていた。それを見た友達が、Aって作り笑いな気がすると言っていた。
	2年	練習中、「ファイトファイト」とAが言っているのに、2年生が「『アイトカイト』と言っていた」とバカにしていた。
	2年	練習の仕方について、2年生で話合っていたときに、Aが提案したら、ある2年生が「しゃしゃるな」「死ね」と言っていた。
	2年	ボール拾いのときに、Aが、2年生に「ちゃんとやって」と注意をすると、「うざい」と言われていた。「死ね」と言われることもあった。
	2年	部活の中で「うざい」「きもい」「死ね」という言葉があった。自分もAに使ってしまった。
	2年	Aと同級生がケンカをして、「視界から消えろ」と言われたため、Aは木の陰で乱打をしていた。2年生の中では、一番下の扱いを受けていて、面倒なことを押しつけられていた。1週間に1-2回、同級生から「うざい」「きもい」「死ね」などの悪口を言われていた。
	2年6月ころ	1ヶ月くらい前に、同級生の数人がAを囲んで、「部活をやめろ」と言い、Aは「自分がやめれば」と言っていた。
	不詳	間違っってボールがあたったときに「死ね」と言われていた。Aは「死ね」と言われたときに、ちょっとしょんぼりしていた。
	不詳	「死ね」「うざい」と言われることがあった。
	不詳	たぶん、「死ね」と言われていた。
	不詳	特定の同級生から「うざい」等悪口を言われていた。
	不詳	3年男子の一人がAへの悪口を止めていたが、その生徒がいないところで悪口を言われていた。
暴力	2年	Aが転んだときに心配するのではなく「なんで、お前そんなところでこけるの」と言われていた。特定の同級生が言っていた。
	2年生5月か6月	同級生に胸ぐらをつかまれていた。
	不詳	5月か6月ころ、同級生から胸ぐらを掴まれていた。ふざけている感じだった。
物を隠される	不詳	部活が終わって集合している時に、殴られたりしていた。
	1年夏	Aだけ、ラケットや帽子を隠されて、あとで返してもらっていた。Aは悲しそうだった。
	1年	物がなくなったことがあった。1人の同級生がやめるように言っていた。
	不詳	ラケットを隠されていた。Aは嫌だと言っていたが、それで終わるときも終わらないときもあった。
	不詳	同級生4-5人から、1週間に1-2回の頻度で、かばんの中から筆箱を取られていた。

別紙3 事後対応経過一覧

月・日・曜日	学 校	生 徒	保護者	教職員	市教委	検証委員会
7/ 10(水)	指導主事緊急配置					
11(木)	SC緊急配置	全校集会		聴き取り(～12日)		
12(金)		警察聴取(指導主事、教師立会い)(～19日) 全生徒匿名アンケート	注意パンフ配布 保護者説明会(午前・夜)		学校長宛通知文 臨時教育委員会「緊急アピール」採択 ホームページ掲載 広報なごや8月号掲載	
16(火)	スクールガードリーダー巡回強化 警備員緊急配置 携帯電話2台設置	心の健康調査 クラス生徒カウンセリング 「ネットいじめ防止」授業	心のケア注意パンフ配布	登下校見守り活動 教職員相談案内配布	臨時校長会 ネットパトロール強化	
17(水)		ソフトテニス部員カウンセリング				
19(金)	終業式	相談窓口案内パンフ配布				
22(月)	養護教諭の追加配置					
23(火)				地域懇談会(臨時開催)		
25(木)		クラス家庭訪問 25～		臨床心理士によるカウンセリング①		
27(土)				伝馬学区盆踊りパトロール		
28(日)				明治学区夏祭りパトロール	県警と情報交換	
29(月)				校長より経過説明 学年主任打ち合わせ 教職員アンケート調査 臨床心理士によるカウンセリング②		
30(火)				臨床心理士によるカウンセリング③		
31(水)	ビデオカメラ設置					
8/ 1(木)	主幹教諭新規配置				検証委立ち上げ	検証委員会①
2(金)	全校出校日	心のアンケート実施		ブロック合同現職教育 担任カウンセリング①		
5(月)				第1回学年打ち合わせ		
8(木)				第2回学年打ち合わせ	県警と市教委の協定 締結	検証委員会②
9(金)				臨時学年主任会議		
14(水)				第3回学年打ち合わせ		
19(月)				第4回学年打ち合わせ		
20(火)				第5回学年打ち合わせ		
21(水)				担任カウンセリング②		検証委員会③
22(木)						委員長による遺族報告①
25(日)				第1回学年主任者会		
26(月)				第2回学年主任者会		
27(火)				全体打ち合わせ		検証委員会④
29(木)					「いじめ防止」研修会 各校2名	
30(金)						
9/ 2(月)	非常勤講師新規配置	生徒によるスローガンづくり		クラス保護者説明会		
3(火)		挨拶ボランティア以後継続	挨拶ボランティア以後継続			
9(月)		道徳「言葉を考える」				検証委員会⑤
10(火)		花いっぱい運動 以後継続				
13(金)						警察聴き取り①
17(火)						検証委員会⑥
20(金)						警察聴き取り② 委員長による遺族報告②
24(火)		検証委アンケート実施		検証委アンケート実施		生徒・教員アンケート実施
25(水)						
26(木)						
27(金)						
30(月)		心の健康調査				検証委員会⑦
10/7(月)		思春期セミナー「命の大切さ」		教員聴き取り①		教員聴き取り①
8(火)				教員聴き取り②		教員聴き取り②
9(水)	「明豊中ブロック子ども支援本部」設置			教員聴き取り③		教員聴き取り③
10(木)				教員聴き取り④	全市「学校アンケートQ-U」実施実施後、各校1名研修	教員聴き取り④
11(金)				教員聴き取り⑤		教員聴き取り⑤
15(火)				教員聴き取り⑥		教員聴き取り⑥
16(水)				教員聴き取り⑦		教員聴き取り⑦ 検証委員会⑧
18(金)		地域清掃	地域清掃			
21(月)						委員長による遺族報告③
24(木)						スクールカウンセラー聴き取り
29(火)				校長聴き取り		校長聴き取り
30(水)				教職員向け「学校生活アンケート」活用研修会		検証委員会⑨
31(木)		心の健康調査				

月・日・曜日	学 校	生 徒	保護者	教職員	市教委	検証委員会
11/1(金)	なごやINGキャン ペーン	ソフトテニス部員聴 き取り①				ソフトテニス部員聴き取り①
5(火)		ソフトテニス部員聴 き取り②				ソフトテニス部員聴き取り②
7(木)		ソフトテニス部員聴 き取り③				ソフトテニス部員聴き取り③
8(金)		ソフトテニス部員聴 き取り④				ソフトテニス部員聴き取り④
11(月)		ソフトテニス部員聴 き取り⑤				ソフトテニス部員聴き取り⑤ 検証委員会⑩
12(火)		ソフトテニス部員聴 き取り⑥				ソフトテニス部員聴き取り⑥
13(水)		ソフトテニス部員聴 き取り⑦				ソフトテニス部員聴き取り⑦
14(木)				教員聴き取り		教員聴き取り⑧
19(火)		花いっぱい運動				
22(金)		道徳「命のフォーラ ム」				
26(火)		クラスメイト聴き取り ① 心の健 康調査				クラスメイト聴き取り① 検証委員会⑪
27(水)		クラスメイト聴き取り ②				クラスメイト聴き取り②
28(木)		クラスメイト聴き取り ③				クラスメイト聴き取り③
29(金)		クラスメイト聴き取り ④				クラスメイト聴き取り④
12/1(月)						遺族聴き取り①
2(火)		Q-Uアンケート 同学年生徒聴き取り ① クラスメイト聴き取り ⑤		有効利用のための研修会 1・2年		同学年生徒聴き取り① クラスメイト聴き取り⑤
4(水)		クラスメイト聴き取り ⑥				クラスメイト聴き取り⑥ 遺族聴き取り②
5(木)		クラスメイト聴き取り ⑦ 福祉講演会				クラスメイト聴き取り⑦
6(金)		同学年生徒聴き取り ② クラスメイト聴き取り ⑧				同学年生徒聴き取り② クラスメイト聴き取り⑧
9(月)		情報モラル講演会		担任聴き取り①	アンケート結果を踏ま えSCの追加配置	担任聴き取り①
11(月)						検証委員会⑫
16(月)		心の健康調査		担任聴き取り②		教育委員会職員聴き取り①
18(水)			入学説明会前倒し 開催			担任聴き取り②
20(金)						教育委員会職員聴き取り② 検証委員会⑬
22(日)						委員長による遺族報告④
1/7(火)	横断幕・のぼりお披 露目会	おそうじピカピカ大 作戦				
10(金)		クラス道徳				
16(木)	明豊中ブロック青少 年いじめ問題行動等 防止対策連絡会議					
17(金)		地域清掃				検証委員会⑭
20(月)		花いっぱい運動				
24(金)						検証委員会⑮
2/ 5(水)						検証委員会⑯
8(土)						検証委員会作業部会①
11(火)						委員長による遺族報告⑤
14(金)						検証委員会⑰
3/ 1(土)						検証委員会作業部会②
5(水)						検証委員会⑱
11(火)						検証委員会作業部会③
12(水)						検証委員会⑲
14(金)						委員長による遺族報告⑥
17(月)						検証委員会作業部会④
19(水)						検証委員会⑳

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則をここに公布する。

平成25年 7 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第86号

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員の設置に関する規則

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定により、名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証及び再発防止策の検討を行い、その結果を市長に報告する名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員（以下「検証委員」という。）を置く。

2 検証委員は、いじめ、自殺等の諸問題に関し識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 検証委員は、その任務が終了したときに解任されるものとする。

(報酬の額等)

第2条 検証委員の報酬及び費用弁償の額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第2条第2項及び第7条第4項の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) 報酬の額 日額12,600円

(2) 旅費の額 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）別表第1行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定した額

(庶務)

第3条 検証委員の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会運営規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員からなる名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会（以下「検証委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 検証委員会は、名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証及び再発防止策の検討を行い、その結果を市長に報告する。

（委員長及び副委員長）

第 3 条 検証委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検証委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ検証委員会が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検証委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門調査員）

第 5 条 検証委員会に、専門調査員若干名を置くことができる。

2 専門調査員は、その任務が終了したときに解任されるものとする。

（意見の聴取等）

第 6 条 検証委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第 7 条 委員長、委員及び専門調査員は、検証委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、検証委員会において協議して定める。

附 則

この規程は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

検証委員・専門調査員

(1) 検証委員（順不同）

氏 名	役職等
(委員長) 蔭山 英順	日本福祉大学子ども発達学部 心理臨床学科教授
大河内 祥晴	大河内清輝君の父
川本 健仔	元教諭（校長経験者）
窪田 由紀	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
古井 景	愛知淑徳大学心理学部教授
山田 万里子	弁護士

(2) 専門調査員（順不同）

氏 名	役職等
竹内 景子	弁護士
間宮 静香	弁護士
安本 卓史	弁護士
(8月22日から) 加納 誠司	中部学院大学子ども学部准教授

検証委員会の活動一覧

(1) 会議

回	日 時	内 容
1	平成 25 年 8 月 1 日 (木) 17 時～19 時 35 分	委嘱・委員長互選 事例説明・質疑・検証協議
2	8 月 9 日 (金) 18 時～20 時 35 分	資料補足・質疑 検証協議
3	8 月 22 日 (木) 17 時～19 時 42 分	資料補足・質疑 検証協議
4	8 月 29 日 (木) 17 時～20 時 5 分	資料補足・質疑 検証協議
5	9 月 9 日 (月) 18 時 30 分～20 時 54 分	資料補足・質疑 検証協議
6	9 月 17 日 (火) 18 時～20 時 55 分	生徒へのアンケート実施 教員へのアンケート実施
7	9 月 30 日 (月) 17 時～19 時 50 分	アンケート集約 教員聴き取り準備
8	10 月 16 日 (水) 18 時～20 時 25 分	テニス部生徒聴き取り準備
9	10 月 30 日 (水) 18 時～20 時 14 分	クラスメート聴き取り準備
10	11 月 11 日 (月) 18 時～20 時 17 分	聴き取り結果の情報交換
11	11 月 26 日 (火) 18 時～20 時 5 分	聴き取り結果の情報交換
12	12 月 11 日 (水) 18 時～20 時 42 分	聴き取り結果の情報交換 討議
13	12 月 20 日 (金) 18 時～20 時 26 分	聴き取り結果の情報交換 討議
14	平成 26 年 1 月 17 日 (金) 17 時～20 時 11 分	討議

15	1 月 24 日（金） 17 時 30 分～20 時 23 分	討議
16	2 月 5 日（水） 18 時～20 時 40 分	討議
17	2 月 14 日（金） 17 時 30 分～21 時 20 分	討議
18	3 月 5 日（水） 18 時～21 時 32 分	討議
19	3 月 12 日（水） 18 時～20 時 24 分	討議
20	3 月 19 日（水） 18 時～21 時 7 分	総括

注 1：会議はいずれも非公開で行われた。

注 2：報道機関は、頭撮りのみであるが、会議の終了後に毎回委員長が代表して会見した。

（2）聴き取り調査

対象	日程
警察（県警本部）	9 月 13 日（金）・9 月 20 日（金）
教員（教頭以下 30 名）	10 月 7 日（月）・8 日（火）・9 日（水）・10 日（木）・ 11 日（金）・15 日（火）・16 日（水） 11 月 14 日（木）
スクールカウンセラー	10 月 24 日（木）
校長	10 月 29 日（火）
ソフトテニス部員 （31 名）	11 月 1 日（金）・5 日（火）・7 日（木）・8 日（金）・ 11 日（月）・12 日（火）・13 日（水）
クラスメート・同学年 （23 名）	11 月 26 日（火）・27 日（水）・28 日（木）・29 日（金）・ 12 月 2 日（月）・4 日（水）・5 日（木）6 日（金）
遺族（父・母）	12 月 1 日（日）・12 月 4 日（水）
クラス担任	12 月 9 日（月）・12 月 18 日（水）
教育委員会職員 （学校教育部長・指導室長・ 指導主事 4 名）	12 月 16 日（月）・12 月 20 日（金）

<学校アンケート>

学校提供資料

	平成 22 年度 (平成 23 年 1 月実施)	平成 23 年度 (平成 24 年 1 月実施)	平成 24 年度 (平成 25 年 1 月実施)
中学生活は楽しくためになっているか (%)			
A	37.8	29	28
B	36.4	50	50
C	20.1	17	17
D	5.8	4	5
授業は分かりやすく楽しいか			
A	11.5	8	7
B	45.1	47	43
C	32.8	37	41
D	10.5	8	9
朝学習・補充学習は役立っているか			
A	31.0	19	14
B	43.9	43	47
C	19.9	27	31
D	5.2	11	8
先生は安心して過ごせる学校づくりに努めているか			
A	21.1	12	13
B	37.2	42	43
C	28.4	34	36
D	13.3	12	8
先生に悩みごとや心配事を相談しやすいか			
A	13.7	9	9
B	27.8	28	27
C	39.6	39	47
D	18.9	24	17
あなたの周りにいじめで困っている人はいるか			
A			2
B			9
C			25
D			64

A：よくあてはまる、 B：あてはまる、 C：どちらともいえない、 D：あてはまらない
 503名から回答（回収率92%） 522 （93.9） 520 （93）

まず、自殺しようと思ったのはなぜかですが、1つ目自分自身に嫌気がした。

2つ目いろんな人から「死ね」と言われたということがあったからです。

1つ目については、うそをたくさんつく、提出物も出さない、そんな自分が嫌になりました。

先生や両親にはこんな自分を変えれなくてもうしわけないです。

2つ目はそのまま、あえて名前はあげません。

気づいてあげられなかったなどと後悔しないでください。

自分からかくしていたのです。

大じょうぶなようにふるまっていたのです。

悪いのは自分と一部の人のからです。

さようなら。もし死後の世界があるなら見えています。

ありがとう。

署名

(注) 記載内容は原本通りである。但し、様式や改行等は原本とは違う。

スクールカウンセラー活用事業実施基準

1 事業の目的

学校における教育相談体制の充実を図るため、名古屋市立の小学校、中学校及び高等学校に、生徒や保護者との相談活動、教職員に対する助言等を臨床心理士等の専門的な立場から行うスクールカウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を配置し、児童生徒の不登校等の問題行動の予防、解決に役立てる。

2 カウンセラーの委嘱

カウンセラーの委嘱に関する事項は、別に定める。

3 カウンセラーの業務内容

カウンセラーは、上司の指揮監督を受け、以下の業務に従事する。

- (1) カウンセリング等に関する教職員に対する助言
- (2) 事例検討会における専門的立場からの助言
- (3) 教育相談に関する校内各種研修会の実施に向けた支援
- (4) 校内研修や家庭教育セミナー等の講師
- (5) 生徒や保護者との相談活動等
- (6) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (7) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの。

4 調査研究課題の設定

カウンセラーの配置校の校長は、文部科学省の指定を受け、カウンセラーを活用した生徒指導体制の充実及び教員の資質向上等に関する課題を設定するものとする。

5 事業内容等の報告

カウンセラー配置校の校長は、教育委員会の求めがあったときは事業内容等について報告しなければならない。

6 連絡協議会の開催

教育委員会はカウンセラー相互の研究協議等のため、適宜、連絡協議会を開催するものとする。

7 その他

カウンセラー活用事業の実施に必要な事項であって、この基準に定めがない事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

検証委員会から生徒の皆さんへのメッセージ

昨年の7月10日、A君が自ら命を絶ってしまったという出来事が起きてから、早いもので半年以上が経ちました。

一人ひとりが、ショックを受けたり、驚いたり、悲しく思ったり、なぜだろうと疑問に感じたり、自分を責めたり、いろいろなことを考えたと思います。

もう忘れたいと思っている人もいるかもしれません。今も、あのときと同じ気持ちを持ったままの人もいるかもしれません。

私たち検証委員会は、昨年の8月から、なぜこのような悲しいことが起きてしまったのか、その理由を明らかにして、二度とこうしたことが起きないようにするために、これからどうしたらいいか、ということを考えてきました。

皆さんが、悲しい思いの中、検証委員会のアンケートや聞き取りに協力してくれたことで、いろいろなことを知ることができました。

その結果、大変残念なことです、A君が自ら命を絶った理由の一つに、学校の中の「いじめ」があったことがわかりました。

A君は、「死ね」「うざい」「きもい」と学校の中で繰り返し言われていました。

部活も頑張っていましたが、同じ部活の生徒から、物を取られたり、仲間外れにされたり、嫌なことを言われたりしていました。

A君にとって、それは、とても苦痛なことでした。

彼は、その辛さに耐えきれなくなってしまったのです。

A君が「死ね」「うざい」「きもい」と言われたり、物を取られたりしているところを見ても、それを「いじめ」だとは思わなかった人もいるかもしれません。

単なる「ちょっかい」や「ふざけあい」で、彼は「いじられキャラ」だから、と思っていた人もいるかもしれません。

A君が笑っているから大丈夫、と思っていた人もいるかもしれません。

でも、それは違います。

皆さんも、想像してみてください。

もし、自分がA君と同じような目にあったら、どんな気持ちになるか、を。

されている本人が、嫌な思いや辛い思いをするようなことは、決して、してはならないのです。

A君は、辛い気持ちをあえて隠して、大丈夫のように振る舞うことで、心が折れてしまいそうになる自分を必死に支えていました。

たしかに、辛い、苦しい、困っている、ということを誰かに打ち明けるのは、大人でも難しいことです。けれど、もし、今、辛い思いをしている人がいるならば、こっそりとでもいいから、誰かに相談してほしいと思います。

あなたは、自分は今ひとりぼっちだ、と思っているかもしれませんが、でも、あなたのことを心配している人、大切に思っている人、味方になろうと思っている人は、います。必ず、います。

私たちは、A君が嫌な思いをしているのではないかと気にしてA君に声をかけてくれた人や、A君に嫌な思いをさせていた人をたしなめて止めてくれた人が、ちゃんといたことを知っています。

A君の出来事を振り返って、自分なら止められたのではないか、彼の相談に乗ってあげればよかった、と悔やんでいる人や、自分にも何かできたのではないか、と悩んでいる人が、たくさんいることもわかりました。

皆さんが、あのときどうすればよかったのだろう、これからどうしたらよいのだろう、と自分自身に問いかけ、考えていることに、私たちは希望を感じ、頼もしく、嬉しく思いました。

皆さんに、知ってほしいのです。

このような悲しい出来事が二度と起こらないようにするために、自分はどうしたらいいだろうか、自分にできることをしなければ、と考えている仲間が、皆さんの周りにたくさんいることを。

どうか、その思いや考えを、一人ひとりの心の中にとどめておくのではなく、みんなと語り合い、共有してもらえたら、と思います。

そして、辛い思いをしている人がいることに気づいたときは、今度は、勇気を出して、あなたができることを実際にやってみてください。

一人で頑張る必要はありません。二人で、三人で、あるいはそれ以上で…その人のことがあなたと同じように気になる仲間となら、できるはずです。

最初は、「大丈夫？」と目でそっと合図を送るだけでも、「また明日ね」と帰り際に挨拶をするだけでも、いいのです。まずは、辛い思いを受け止めて、あなたは一人じゃないよ、とその人に伝えてください。

そして、できることを少しずつ実行していけば、「人に辛い思いをさせるようなことはやめようよ」と止めに入ることも、きっとできます。

ただ、ここで、皆さんに、お願いしたいことがあります。

A君の出来事を、誰かのせいにして、彼らを一方的に責めたり、のけ者にしたりしないでほしいのです。

A君が辛い思いをするようなことを、言ったりしたりしたことは、いけないことです。

でも、彼らは、既に今、自分自身を責めて、苦しんでいるのかもしれません。平気な様子に見えるのは、A君の出来事があまりにショックで、怖くて、まだ向き合えずにいるからかもしれません。いつか、A君に辛い思いをさせてしまったことに気づくでしょう。

皆さんには、なぜ人の心を傷つけるようなことをしてしまうのか、どうしたらやめられるのかを、彼らと一緒に考えてほしいと思います。

人は誰でも、あやまちを犯すものです。

大切なのは、同じことを繰り返さないことです。

皆さん一人ひとりが、A君のような辛い思いをする人が、もういなくなるようにするために、どうしたらいいかを考え、今までとは違う行動をしてほしいと思います。

この悲しい出来事を経験した皆さんなら、力を合わせることができるはずです。

私たち大人も、精一杯、支援します。

それぞれの違いを認め合い、一人ひとりがありのままの自分でいられて、誰もが安心して生活できる中学校を、ぜひ皆さん自身の手で、つくりあげてください。

その力は皆さんの中にある、皆さんなら必ずできる、そう私たちは確信しています。

平成26年3月27日

蔭山	英順	大河内	祥晴
川本	健仔	窪田	由紀
古井	景	山田	万里子
竹内	景子	間宮	静香
安本	卓史	加納	誠司